

消防予第 60 号
令和元年 6 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に
関する省令等の公布について (通知)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令 (令和元年総務省令第 19 号) 及び不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示 (令和元年消防庁告示第 2 号) が本日公布されました。

今回の改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 33 号) の施行により、工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) の一部が改正されることに伴い、旧工業標準化法に規定する文言等を引用している規定を整理するとともに、その他所要の規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、別紙に示す消防庁予防課所管の法令中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める等の所要の規定の整理を行うこと。

第二 施行期日に関する事項

改正省令及び告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施行すること。

(連絡先)

消防庁予防課
担当：村田課長補佐、池田事務官
TEL：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

《改正法令一覧》

■ 総務省令

- ・ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- ・ 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）
- ・ 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）
- ・ 閉鎖型スプリングヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）
- ・ 金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第3号）
- ・ 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第19号）
- ・ 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）
- ・ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）
- ・ 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号）
- ・ 受信機に設置する技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）
- ・ 動水力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）
- ・ 消防用吸気装置の技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）
- ・ 消防用吸気装置の技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）
- ・ 緩降機の技術上の規格を定める省令（平成6年自治省令第2号）
- ・ 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）
- ・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）
- ・ 消防用ホースの使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）
- ・ 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第24号）
- ・ エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第26号）

■ 消防庁告示

- ・ 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）
- ・ 蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）
- ・ 非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）
- ・ 開放型散水ヘッドの基準（昭和48年消防庁告示第7号）
- ・ 防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年消防庁告示第11号）
- ・ キュビクル非常電源受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）
- ・ 避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）
- ・ ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準（昭和56年消防庁告示第2号）
- ・ 配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）
- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成7年消防庁告示第1号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年消防庁告示第2号）
- ・ 粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年消防庁告示第4号）
- ・ 不活性ガスの消火設備の噴射ヘッドの基準（平成7年消防庁告示第7号）
- ・ 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）
- ・ 加圧送水装置の基準（平成9年消防庁告示第8号）
- ・ 耐火電線の基準（平成9年消防庁告示第10号）
- ・ 耐熱電線の基準（平成9年消防庁告示第11号）
- ・ 誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）
- ・ 合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年消防庁告示第19号）
- ・ スプリングクラム設備等の送水口の基準（平成13年消防庁告示第37号）
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成14年消防庁告示第8号）
- ・ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成16年消防庁告示第13号）
- ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成16年消防庁告示第25号）
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成20年消防庁告示第19号）
- ・ 金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第31号）
- ・ 配管の摩擦損失係数の基準（平成20年消防庁告示第32号）
- ・ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）
- ・ 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年消防庁告示第5号）
- ・ 消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項（平成26年消防庁告示第9号）
- ・ 消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定（平成28年消防庁告示第20号）

○総務省令第十九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式の九中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式の九の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式の十八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（放送法施行規則の一部改正）

第二条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一百七十五条の二第六項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一号、別表第七の一号から第七の三号まで、別表第九号、別表第十一号から別表第十七号まで、別表第十九号、別表第二十一号の二から別表第二十一号の三まで、別表第二十一号の五から

別表第二十二号まで、別表第二十四号から別表第二十六号まで、別表第二十八号から別表第三十六号まで、別表第三十八号から別表第四十六号まで、別表第四十八号から別表第五十一号まで及び別表第五十三号から別表第六十七号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電波法施行規則の一部改正)

第三条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一号、別表第一号の二、別表第二号の二の四、別表第二号の二の五、別表第二号の六から別表第四号の二まで、別表第五号の二から別表第五号の四まで、別表第五号の七、別表第九号、別表第十一号から別表第十二号の四まで、別表第十四号の三及び別表第十五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第四条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第十二号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(有線電気通信法施行規則の一部改正)

第五条 有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第二、別紙様式第三及び別紙様式第八中「ロ ハ ニ ホ ヘ ニ ホ ニ ホ ニ ホ」を「ロ ハ ニ ホ ニ ホ ニ ホ」に改める。
(地方税法施行規則の一部改正)

第六条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十四中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十六条第一項第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法第十七条第一項」を「産業標準化法第二十条第一項」に改める。

第一号の二様式、第三号様式、同様式別表、第五号の九様式、第五号の十四様式、第五号の十四の二様式、第六号様式から同様式別表二の三まで、同様式別表四の三から第七号の三様式まで、第十号様式から第十号の四様式まで、第十一号様式、第十三号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十六号の三様式まで、第十六号の五様式から第十六号の十様式別表まで、第十六号の十二様式、第十六号の十二様式別表、第十六号の十四様式から第十六号の三十三様式まで、第十六号の三十五様式から第十八号様式まで、第二十号様式から同様式別表二の三まで、同様式別表四の三から第二十号の五様式まで、第二十二号の二様式、第二十二号の三様式、第二十六号様式から同様式別表二まで、第三十号様式から同様式別表四まで、第三十三号の四様式から第三十四号の二の二様式まで、第三十四号の二の六様式、第三十四号の五様式から第三十四号の十二様式まで、第四十

四号様式から同様式別表四まで及び第四十九号様式から第五十一号の二様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法施行規則の一部改正)

第七条 国有資産等所在市町村交付金法施行規則(昭和三十一年総理府令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、同様式附表、第二号様式及び第三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号様式附表中「~~ロヤハ~~」を「~~ロヤ~~」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法施行規則の一部改正)

第八条 電話加入権質に関する臨時特例法施行規則(昭和三十三年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~ロヤ~~」を削り、「~~ロヤ~~」を「~~ロヤ~~」に改める。

(危険物の規制に関する規則の一部改正)

第九条 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十条の五第一号を除く。)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一条の三第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十条の五第一号中「日本工業規格G三一〇一」を「日本産業規格G三一〇一」に、「日本工業規格G三一〇六」を「日本産業規格G三一〇六」に、「日本工業規格G三一一五」圧力容器用鋼板」を「日本産業規格G三一一四」溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に、「日本工業規格G三一一四」溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」を「日本産業規格G三一一五」圧力容器用鋼板」に改める。

様式第一から様式第十七まで、様式第十八から様式第二十まで、様式第二十三及び様式第二十五から様式第四十三までの規定中「~~ロオハ~~ハ~~ハ~~」を「~~ロオハ~~ハ~~ハ~~」に改める。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第十条 無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「~~ハ~~ハ~~ハ~~」を「~~ハ~~ハ~~ハ~~」に、「~~ロオハ~~ハ~~ハ~~」を「~~ロオハ~~ハ~~ハ~~」に改め、別表第四号から別表第六号まで及び別表第九号中「~~ロオハ~~ハ~~ハ~~」を「~~ロオハ~~ハ~~ハ~~」に改める。

（消防法施行規則の一部改正）

第十一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四条の三第四項第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式中「コキ」を「コキ」に改める。

(消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第十二条 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第十三条 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部改正)

第十四条 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十五条 金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号までの規定中「~~表~~」を削り、「~~日本工業規格B列5~~」を「~~日本工業規格A4~~」に改める。

（沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第十七条 沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年郵政省

令第十五号)の一部を次のように改正する。

別紙第一号様式及び別紙第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部改正)

第十八条 郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和四十七年郵政省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

付録様式一及び付録様式二中「ロキハシテシテ」を「ロキハシテシテ」に改める。

(航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正)

第十九条 航空機燃料譲与税法施行規則(昭和四十七年自治省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(政治資金規正法施行規則の一部改正)

第二十条 政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項及び第二十四条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十四号様式から別記第三十号様式までの規定中「ロキハシテシテ」を「ロキハシテシテ」に改める。

(一斉開放弁の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十一条 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十二条 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正)

第二十三条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十までの規定中「               」に改める。

(国勢調査施行規則の一部改正)

第二十四条 国勢調査施行規則(昭和五十五年総理府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「コナリ」を「コナリ」に改める。

(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十五条 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十六条 中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二十七条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号、様式第一号から様式第六号まで及び様式第八号から様式第十三号までの規定中「ロ」を「ハ」に改める。

(受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十八条 受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(流水検知装置の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十九条 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和五十八年自治省令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第三十条 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の二の四第四項及び第二十二條の二の八第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第四の二まで、様式第五から様式第十七の四まで、様式第十七の五から様式第二十三まで、様式第三十八の三から様式第三十八の五まで、様式第三十八の八、様式第三十八の九、様式第三十八の十二から様式第四十七まで、様式第五十から様式第五十の三まで及び様式第五十二中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(電気通信事業会計規則の一部改正)

第三十一条 電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
別表第二様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十八まで並びに別表第二の二様式第一から様式第三までの規定中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第三十二条 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号様式、別表第八号様式、別表第九号様式、別表第十二号様式及び別表第十四号様式から別表第二十二号様式までの規定中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(工事担任者規則の一部改正)

第三十三条 工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六号様式から別表第七号様式まで、別表第十号様式及び別表第十二号様式中「~~ロキハニシテ~~」

辞」を「ロキ爾繼溢辞」に改める。

(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部改正)

第三十四条 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第三十五条 消防用吸管の技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三十六条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三十までの規定中「ロキ爾繼溢辞」を「ロキ爾繼溢辞」に改める。

(危険物の試験及び性状に関する省令の一部改正)

第三十七条 危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第三、別表第四、別表第七、別表第九、別表第十及び別表第十四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（無線従事者規則の一部改正）

第三十八条 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五号様式、別表第十一号様式、別表第十六号様式、別表第十九号様式から別表第二十一号様式まで及び別表第二十五号様式中「ロキハニニニニ」を「ロキハニニニニ」に改める。

（緩降機の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第三十九条 緩降機の技術上の規格を定める省令（平成六年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第四十条 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式まで、別記第五号様式、別記第八号様式から別記第十八号様式まで及び別記第二十号様式中「~~ロヤハニニニ~~」を「~~ロヤハニニニ~~」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「~~ロヤハニニニ~~」を「~~ロヤハニニニ~~」に改める。
（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四十二条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第四号まで、別表第六号及び別表第八号中「~~ロヤハニニニ~~」を「~~ロヤハニニニ~~」に改める。

（電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正）

第四十三条 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第六までの規定中「~~ロヤハニニニ~~」を「~~ロヤハニニニ~~」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第四十四条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第二十一までの規定中「~~ロハハ~~」を「~~ロハハ~~」に改める。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第四十五条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで、様式第八号から様式第十三号まで、様式第十五号から様式第十八号まで及び様式第二十号中「~~ロハハ~~」を「~~ロハハ~~」に改める。

（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第四十六条 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号の二中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条 総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第一百五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの規定中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令の一部改正)

第四十八条 総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令(平成二十年総務省令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(統計法施行規則の一部改正)

第四十九条 統計法施行規則(平成二十年総務省令第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~ロキハニシテ~~」を「~~ロキハニシテ~~」に改める。

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五十条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「日本工業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」」を「日本産業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」」に改める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正)

第五十一条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則(平成二十二年総務省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式及び別記第四十九号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第五十二条 第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成二十三年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「~~ロキハ~~」を「~~ロキ~~」に改める。

(一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正)

第五十三条 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令(平成二十三年総務省令第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一様式から別記第三様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五十四条 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「日本工業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」を「日本産業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」に改める。

附則別記様式第二から附則別記様式第四までの規定中「~~ロキハ~~」を「~~ロキ~~」に改める。

(消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部改正)

第五十五条 消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第五十六条 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第五十七条 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第

一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第五十八条 エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号口中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(登録修理業者規則の一部改正)

第五十九条 登録修理業者規則(平成二十七年総務省令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「~~ロケハ~~」を「~~ロケ~~」に改める。

(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則の一部改正)

第六十条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則(平成二十七年総務省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~ロケハ~~」を「~~ロケ~~」に改める。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六十一条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六十二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六十三条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信番号規則の一部改正)

第六十四条 電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第五までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令

新旧対照条文（消防庁予防課所管法令抜粋） 目次

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）抄	1
○ 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）抄	43
○ 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）抄	44
○ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）抄	45
○ 金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第三号）抄	46
○ 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第十九号）抄	47
○ 泡 ^{あわ} 消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第二十六号）抄	48
○ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）抄	49
○ 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）抄	50
○ 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）抄	51
○ 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和五十八年自治省令第二号）抄	52
○ 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号）抄	53
○ 消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十五号）抄	54

- 緩降機の技術上の規格を定める省令（平成六年自治省令第二号）抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）抄・・・・・・・・・・・・ 56
- 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）抄・・ 58
- 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十四号）抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十六号）抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

改正後	改正前
<p>(防火性能の基準の数値等) 第四条の三 [略]</p>	<p>(防火性能の基準の数値等) 第四条の三 [同上]</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 同上</p>
<p>4 物品（じゆうたん等及び合板を除く。）の残炎時間、残じん時間、炭化面積及び炭化長に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>4 物品（じゆうたん等及び合板を除く。）の残炎時間、残じん時間、炭化面積及び炭化長に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>〔一 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p>
<p>二 燃料は、<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）</u> K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。</p>	<p>二 燃料は、<u>日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）</u> K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。</p>
<p>〔三・四 略〕</p>	<p>〔三・四 同上〕</p>
<p>5 じゆうたん等の残炎時間及び炭化長に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>5 じゆうたん等の残炎時間及び炭化長に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>一 燃焼試験装置は、別図第一の燃焼試験箱、別図第二の三の試験体押さえ枠及びけい酸カルシウム板（<u>日本産業規格 A五四三〇のけい酸カルシウム板をいう。以下同じ。</u>）、別図第三の電気火花発生装置並びに別図第六のエアームックスバーナーであること。</p>	<p>一 燃焼試験装置は、別図第一の燃焼試験箱、別図第二の三の試験体押さえ枠及びけい酸カルシウム板（<u>日本工業規格 A五四三〇のけい酸カルシウム板をいう。以下同じ。</u>）、別図第三の電気火花発生装置並びに別図第六のエアームックスバーナーであること。</p>
<p>二 燃料は、<u>日本産業規格 K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。</u></p>	<p>二 燃料は、<u>日本工業規格 K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。</u></p>
<p>〔三・四 略〕</p>	<p>〔三・四 同上〕</p>
<p>6 合板の残炎時間、残じん時間及び炭化面積に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>6 [同上]</p>
<p>〔一 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p>
<p>二 燃料は、<u>日本産業規格 K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。</u></p>	<p>二 燃料は、<u>日本工業規格 K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。</u></p>
<p>〔三・四 略〕</p>	<p>〔三・四 同上〕</p>
<p>7 物品の接炎回数に係る令第四条の三第五項の総務省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>7 [同上]</p>
<p>〔一 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p>
<p>二 試験体支持コイルは、<u>日本産業規格 G四三〇九に適合する直径〇・五ミリメートルの硬質ステンレス鋼線</u>で内径十ミリメートル、線相互間隔二ミリメートル、長さ十五センチメートルのものであること。</p>	<p>二 試験体支持コイルは、<u>日本工業規格 G四三〇九に適合する直径〇・五ミリメートルの硬質ステンレス鋼線</u>で内径十ミリメートル、線相互間隔二ミリメートル、長さ十五センチメートルのものであること。</p>
<p>三 燃料は、<u>日本産業規格 K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。</u></p>	<p>三 燃料は、<u>日本工業規格 K二二四〇の液化石油ガス二種四号であること。</u></p>
<p>〔四・五 略〕</p>	<p>〔四・五 同上〕</p>
<p>(屋内消火栓設備に関する基準の細目) 第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p>	<p>(屋内消火栓設備に関する基準の細目) 第十二条 [同上]</p>

「一〇五 略」

六 配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

「イ〜ハ 略」

ニ 配管には、次の(イ)又は(ロ)に掲げるものを使用すること。

(イ) 日本産業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管

「ロ 略」

ホ 管継手は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本産業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。

種類	略		日本産業規格	
	略	略	略	略
略	略	略	略	略

「ロ 略」

ト バルブ類は、次の(イ)から(ロ)までに定めるところによること。

(イ) 材質は、日本産業規格G五一〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇五（黒心可鍛鋳鉄品に限る。）、H五二二〇若しくはH五二二一に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(ロ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本産業規格B二〇一一、B二〇三一若しくはB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

「シ 略」

「チ・リ 略」

「七〜九 略」

「2・3 略」

「一〇五 同上」

六 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 「同上」

(イ) 日本工業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管

「ロ 同上」

ホ 「同上」

(イ) 金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。

種類	同上		日本工業規格	
	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

「ロ 同上」

ト 「同上」

(イ) 材質は、日本工業規格G五一〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇五（黒心可鍛鋳鉄品に限る。）、H五二二〇若しくはH五二二一に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(ロ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格B二〇一一、B二〇三一若しくはB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

「シ 同上」

「チ・リ 同上」

「七〜九 同上」

「2・3 同上」

(不活性ガス消火設備に関する基準)

第十九条 「略」

〔2〕4 略

5 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

〔一・一の二 略〕

二 不活性ガス消火設備に使用する消火剤は、二酸化炭素（日本産業規格K110六の二種又は三種に適合するものに限る。以下この号、第二号の三及び次項第一号において同じ。）、窒素（日本産業規格K110七の二級に適合するものに限る。以下この号において同じ。）、窒素とアルゴン（日本産業規格K110五の二級に適合するものに限る。以下この号において同じ。）との容量比が五十対五十の混合物又は窒素とアルゴンと二酸化炭素との容量比が五十二対四十対八の混合物とすること。

〔二の二〕六の三 略

七 配管は、次のイからニまでに定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 配管は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のとおりとすること。

(1) 鋼管を用いる配管は、日本産業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち、高压式のものにあつては呼び厚さでスケジュール八十以上のもの、低圧式のものにあつては呼び厚さでスケジュール四十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

(2) 銅管を用いる配管は、日本産業規格H三三〇〇のタフピッチ銅に適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するもので、高压式のものにあつては十六・五メガパスカル以上、低圧式のものにあつては三・七五メガパスカル以上の圧力に耐えるものを用いること。

(ロ) 窒素、IG155又はIG154を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のとおりとすること。ただし、圧力調整装置の二次側配管にあつては、温度四十度における最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管（亜鉛メッキ等による防食処理を施したものに限る。）又は銅管を用いることができる。

(1) 鋼管を用いる配管は、日本産業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち、呼び厚さでスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

(2) 銅管を用いる配管は、日本産業規格H三三〇〇のタフピッチ銅に適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するもので、十六・五メガパスカル以上の圧力に耐えるものを用いること。

〔3〕 略

〔ハ・ニ 略〕

〔八〕二十四 略

(不活性ガス消火設備に関する基準)

第十九条 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

〔一・一の二 同上〕

二 不活性ガス消火設備に使用する消火剤は、二酸化炭素（日本工業規格K110六の二種又は三種に適合するものに限る。以下この号、第二号の三及び次項第一号において同じ。）、窒素（日本工業規格K110七の二級に適合するものに限る。以下この号において同じ。）、窒素とアルゴン（日本工業規格K110五の二級に適合するものに限る。以下この号において同じ。）との容量比が五十対五十の混合物又は窒素とアルゴンと二酸化炭素との容量比が五十二対四十対八の混合物とすること。

〔二の二〕六の三 同上

七 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 「同上」

(イ) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあつては、次のとおりとすること。

(1) 鋼管を用いる配管は、日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち、高压式のものにあつては呼び厚さでスケジュール八十以上のもの、低圧式のものにあつては呼び厚さでスケジュール四十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

(2) 銅管を用いる配管は、日本工業規格H三三〇〇のタフピッチ銅に適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するもので、高压式のものにあつては十六・五メガパスカル以上、低圧式のものにあつては三・七五メガパスカル以上の圧力に耐えるものを用いること。

(ロ) 「同上」

(1) 鋼管を用いる配管は、日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち、呼び厚さでスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

(2) 銅管を用いる配管は、日本工業規格H三三〇〇のタフピッチ銅に適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するもので、十六・五メガパスカル以上の圧力に耐えるものを用いること。

〔3〕 同上

〔ハ・ニ 同上〕

〔八〕二十四 同上

〔6 略〕

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)

第二十条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〕六の二 略〕

七 配管は、次のイからホまでに定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 鋼管を用いる配管は、ハロン二四〇二に係るものにあつては日本産業規格G三四五二に、ハロン二二一、ハロン三〇一、HFC―二七e a又はFK―五―一―二に係るものにあつては日本産業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもに、HFC―二三に係るものにあつては日本産業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール八十以上のもに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

ハ 銅管を用いる配管は、日本産業規格H三三〇〇のタフピッチ銅に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものをを用いること。

〔ニ・ホ 略〕

〔八〇十八 略〕

〔5 略〕

(粉末消火設備に関する基準)

第二十一条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第三号並びに第四号イ(ロ)及び(ハ)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〕二 略〕

三 貯蔵容器等は、第十九条第五項第六号の規定の例によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 貯蔵タンクは、日本産業規格B八二七〇に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものをを用いること。

〔ロ〕ホ 略〕

〔四〕六 略〕

七 配管は、次のイからホまでに定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 鋼管を用いる配管は、日本産業規格G三四五二に適合し、亜鉛メッキ等による防食処理

〔6 同上〕

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)

第二十条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔同上〕

〔一〕六の二 同上〕

七 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 鋼管を用いる配管は、ハロン二四〇二に係るものにあつては日本工業規格G三四五二に、ハロン二二一、ハロン三〇一、HFC―二七e a又はFK―五―一―二に係るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもに、HFC―二三に係るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール八十以上のもに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

ハ 銅管を用いる配管は、日本工業規格H三三〇〇のタフピッチ銅に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものをを用いること。

〔ニ・ホ 同上〕

〔八〇十八 同上〕

〔5 同上〕

(粉末消火設備に関する基準)

第二十一条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔同上〕

〔一〕二 同上〕

三 〔同上〕

イ 貯蔵タンクは、日本工業規格B八二七〇に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものをを用いること。

〔ロ〕ホ 同上〕

〔四〕六 同上〕

七 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 鋼管を用いる配管は、日本工業規格G三四五二に適合し、亜鉛メッキ等による防食処理

を施したものはこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いること。ただし、蓄圧式のもののうち温度二十度における圧力が二・五メガパスカルを超え四・ニメガパスカル以下のものにあつては、日本産業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のものに適合し、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものはこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いなければならない。

ハ 銅管を用いる配管は、日本産業規格H三三〇〇のタフピッチ銅に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものであり、調整圧力又は最高使用圧力の一・五倍以上の圧力に耐えるものであること。

【二】略

ホ バルブ類は、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

【(イ)・(ロ) 略】

(ハ) 材質は、日本産業規格H五二二〇、H五二二一若しくはG五五〇一に適合するもので防食処理を施したものはこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

【(ニ)～(ハ) 略】

【ヘ～チ 略】

【八～二十 略】

【5】略

(避難器具に関する基準の細目)

第二十七条 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

【一～四 略】

五 避難はしこのうちつり下げはしこは、次のイからニまでに定めるところにより設けること。

【イ 略】

ロ イの取付け具(避難器具用ハッチを除く。)に用いる材料は、日本産業規格G三二〇一若しくはG三四四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

【ハ・ニ 略】

六 緩降機は、次のイからハまでに定めるところにより設けること。

【イ・ロ 略】

ハ 緩降機の取付け具は、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

【(イ)・(ロ) 略】

(ハ) 取付け具に用いる材料は、日本産業規格G三二〇一若しくはG三四四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

【七～九 略】

を施したものはこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いること。ただし、蓄圧式のもののうち温度二十度における圧力が二・五メガパスカルを超え四・ニメガパスカル以下のものにあつては、日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のものに適合し、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものはこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものを用いなければならない。

ハ 銅管を用いる配管は、日本工業規格H三三〇〇のタフピッチ銅に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものであり、調整圧力又は最高使用圧力の一・五倍以上の圧力に耐えるものであること。

【二】同上

ホ 【同上】

【(イ)・(ロ) 同上】

(ハ) 材質は、日本工業規格H五二二〇、H五二二一若しくはG五五〇一に適合するもので防食処理を施したものはこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

【(ニ)～(ハ) 同上】

【ヘ～チ 同上】

【八～二十 同上】

【5】同上

(避難器具に関する基準の細目)

第二十七条 【同上】

【一～四 同上】

五 【同上】

【イ 同上】

ロ イの取付け具(避難器具用ハッチを除く。)に用いる材料は、日本工業規格G三二〇一若しくはG三四四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

【ハ・ニ 同上】

六 【同上】

【イ・ロ 同上】

ハ 【同上】

【(イ)・(ロ) 同上】

(ハ) 取付け具に用いる材料は、日本工業規格G三二〇一若しくはG三四四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

【七～九 同上】

十 救助袋は、次のイからニまでに定めるところにより設けること。

【イ〜ハ 略】

ニ 取付け具に用いる材料は、日本産業規格G三二〇一若しくはG三四四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

【十一 略】

【2 略】

(連結散水設備に関する基準の細目)

第三十条の三 連結散水設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

【一・二 略】

三 配管は、第十二条第一項第六号イ及びニ(イ)の規定の例によるほか、次のイからトまでに定めるところにより設けること。

イ 管継手及びバルブ類の材質は、日本産業規格G五一〇一若しくはG 五七〇五(黒心可鍛鉄品に限る。)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

【ロ〜ト 略】

【四・五 略】

(連結送水管に関する基準の細目)

第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

【一〜四の二 略】

五 配管は、次のイからチまでに定めるところによること。

【イ 略】

ロ 日本産業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

ただし、配管の設計送水圧力(ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル(フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。)以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。)が一メガパスカルを超える場合には、日本産業規格G三四四八若しくはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本産業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカ

十 【同上】

【イ〜ハ 同上】

ニ 取付け具に用いる材料は、日本工業規格G三二〇一若しくはG三四四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

【十一 同上】

【2 同上】

(連結散水設備に関する基準の細目)

第三十条の三 【同上】

【一・二 同上】

三 【同上】

イ 管継手及びバルブ類の材質は、日本工業規格G五一〇一若しくはG五七〇五(黒心可鍛鉄品に限る。)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

【ロ〜ト 同上】

【四・五 同上】

(連結送水管に関する基準の細目)

第三十一条 【同上】

【一〜四の二 同上】

五 【同上】

【イ 同上】

ロ 日本工業規格G三四四二、G三四四八、G三四五二、G三四五四若しくはG三四五九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

ただし、配管の設計送水圧力(ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル(フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。)以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。)が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三四四八若しくはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四五九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカ

ルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手にあつては日本産業規格B二二三九若しくはB二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては日本産業規格B二二三二若しくはB二二三三（G三四六八を材料とするものを除く。）に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上（材料にG三四五九を用いるものは、呼び厚さでスケジュール十以上）のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。管継手は、次に掲げるものその他これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

(イ) フランジ継手にあつては、日本産業規格B二二三九又はB二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの

(ロ) フランジ継手以外の継手にあつては、日本産業規格B二二三〇九に適合するもの又はB二二三二若しくはB二二三三（G三四六八を材料とするものを除く。）に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上（材料にG三四五九を用いるものにあつては呼び厚さでスケジュール十以上）のものに適合するもの

種類	日本産業規格			
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]

ニ バルブ類は、次の(イ)から(ロ)までに定めるところによること。

(イ) 材質は、日本産業規格G五〇〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇五（黒心可鍛鋳鉄品に限る。）、H五二二〇若しくはH五二二二に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(ロ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本産業規格B二〇一一、B二〇三二若しくはB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(三) 略

〔ホ〕チ 略

〔六〕十 略

（非常コンセント設備に関する基準の細目）

ルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手にあつては日本工業規格B二二三九若しくはB二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては日本工業規格B二二三二若しくはB二二三三（G三四六八を材料とするものを除く。）に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上（材料にG三四五九を用いるものは、呼び厚さでスケジュール十以上）のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。管継手は、次に掲げるものその他これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

(イ) フランジ継手にあつては、日本工業規格B二二三九又はB二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六K以上のものに適合するもの

(ロ) フランジ継手以外の継手にあつては、日本工業規格B二二三〇九に適合するもの又はB二二三二若しくはB二二三三（G三四六八を材料とするものを除く。）に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上（材料にG三四五九を用いるものにあつては呼び厚さでスケジュール十以上）のものに適合するもの

種類	日本工業規格			
	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

ニ [同上]

(イ) 材質は、日本工業規格G五〇〇一、G五五〇一、G五五〇二、G五七〇五（黒心可鍛鋳鉄品に限る。）、H五二二〇若しくはH五二二二に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(ロ) 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、日本工業規格B二〇一一、B二〇三二若しくはB二〇五一に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(三) 略

〔ホ〕チ 同上

〔六〕十 同上

（非常コンセント設備に関する基準の細目）

第三十一条の二 非常コンセント設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 非常コンセントは、日本産業規格C八三〇三の接地形二極コンセントのうち定格が十五アンペア百二十五ボルトのものに適合すること。

〔四〇十 略〕

(無線通信補助設備に関する基準の細目)

第三十一条の二 無線通信補助設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

〔一〇七 略〕

八 無線機を接続する端子(以下「端子」という。)は、次のイからニまでに定めるところによること。

〔イ 略〕

ロ 端子は、日本産業規格C五四一一のC〇一形コネクタに適合すること。

〔ハ・ニ 略〕

〔九・十 略〕

(立会い方式による型式適合検定の方法)

第三十四条の六 立会い方式による型式適合検定の方法は、協会又は登録検定機関が、前条第二項の規定により指定した場所において、協会又は登録検定機関の職員の立会いの下に、日本産業規格Z九〇一五一一による抜取検査方式又はこれに準ずる方法として消防庁長官が認める方法(次条において「型式適合検定抜取検査方式」という。)を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。

別表第一(第四条の二の七関係)

〔様式 略〕

備考

一 様式の大きさは、日本産業規格A4とする。

〔二 略〕

第三十一条の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 非常コンセントは、日本工業規格C八三〇三の接地形二極コンセントのうち定格が十五アンペア百二十五ボルトのものに適合すること。

〔四〇十 同上〕

(無線通信補助設備に関する基準の細目)

第三十一条の二 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 端子は、日本工業規格C五四一一のC〇一形コネクタに適合すること。

〔ハ・ニ 同上〕

〔九・十 同上〕

(立会い方式による型式適合検定の方法)

第三十四条の六 立会い方式による型式適合検定の方法は、協会又は登録検定機関が、前条第二項の規定により指定した場所において、協会又は登録検定機関の職員の立会いの下に、日本工業規格Z九〇一五一一による抜取検査方式又はこれに準ずる方法として消防庁長官が認める方法(次条において「型式適合検定抜取検査方式」という。)を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに、所要の数を抜き取り、当該検定対象機械器具等が法第二十一条の四第二項の規定に基づく型式承認を受けた型式に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。

別表第一(第四条の二の七関係)

〔様式 同上〕

備考

一 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

〔二 同上〕

三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

④	③	②	①	日本産業規格 Z 八 一 〇 二	
				系統色名	略号
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	色票基準値
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第一の二(第四条の二の九関係)

「様式 略」

備考

- 一 様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 二 略
- 三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

①	日本産業規格 Z 八 一 〇 二	
	系統色名	略号
[略]	[略]	色票基準値
[略]	[略]	[略]

別表第五(第五十一条の十五関係)

「様式 略」

備考

- 一 様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 二 略
- 三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

日本産業規格 Z 八 一 〇 二	
------------------	--

三 「同上」

④	③	②	①	日本工業規格 Z 八 一 〇 二	
				系統色名	略号
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	色票基準値
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

別表第一の二(第四条の二の九関係)

「様式 同上」

備考

- 一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 二 同上
- 三 同上

①	日本工業規格 Z 八 一 〇 二	
	系統色名	略号
[同上]	[同上]	色票基準値
[同上]	[同上]	[同上]

別表第五(第五十一条の十五関係)

「様式 同上」

備考

- 一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 二 同上
- 三 同上

日本工業規格 Z 八 一 〇 二	
------------------	--

				系統色名
④	[略]			略号
③	[略]			色票基準値
②	[略]			
①	[略]			

別表第六(第五十一条の十七関係)

〔様式 略〕

備考

- 一 様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 〔二 略〕
- 三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

				系統色名
①	[略]			略号
				色票基準値

別表第七(第五十一条の十八関係)

〔様式 略〕

備考

- 一 様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 〔二 略〕
- 三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

				系統色名
①	[略]			略号
				色票基準値

				系統色名
④	[同上]			略号
③	[同上]			色票基準値
②	[同上]			
①	[同上]			

別表第六(第五十一条の十七関係)

〔様式 同上〕

備考

- 一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 〔二 同上〕
- 〔三 同上〕

				系統色名
①	[同上]			略号
				色票基準値

別表第七(第五十一条の十八関係)

〔様式 同上〕

備考

- 一 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 〔二 同上〕
- 〔三 同上〕

				系統色名
①	[同上]			略号
				色票基準値

④	③	②
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別表第八(第五十一条の十九関係)

〔様式 略〕

備考

一 様式の大きさは、日本産業規格A4とする。

〔二 略〕

三 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

①	日本産業規格Z八二〇二	
[略]	系統色名	略号
[略]	色票基準値	

④	③	②
[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]

別表第八(第五十一条の十九関係)

〔様式 同上〕

備考

一 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

〔二 同上〕

三 〔同上〕

①	日本工業規格Z八二〇二	
[同上]	系統色名	略号
[同上]	色票基準値	

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)
消防計画作成(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿		年 月 日
防火 防災 管理者		
住所		
氏名		⑩
管理権原者		
住所		
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
氏名		⑩
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成(変更)したので届け出ます。		
防火 又は 建築物 その他の 工作物	の所在地	
防火 又は 建築物 その他の 工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	の名称	
防火 又は 建築物 その他の 工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	の用途	令別表第1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 - ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)
消防計画作成(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿		年 月 日
防火 防災 管理者		
住所		
氏名		⑩
管理権原者		
住所		
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
氏名		⑩
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成(変更)したので届け出ます。		
防火 又は 建築物 その他の 工作物	の所在地	
防火 又は 建築物 その他の 工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	の名称	
防火 又は 建築物 その他の 工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	の用途	令別表第1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 - ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2 (第3条の2、第51条の9関係)

防火
防災
管理者選任 (解任) 届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿 年 月 日

届出者 住所 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏名 (印)

下記のとおりに、防火 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。

防火 防災 対象 の 工 作 物	所在地	電話 ()
	名称	取寄人員
建築物 その他	用途	令別表第1 ()項
	別	管理棟原 取寄人員
対象 の 工 作 物	区分	甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 <input type="checkbox"/> 丙種 <input type="checkbox"/>
	※令第2条を適用するもの	用途 取寄人員
選 任 者	氏名・生年月日	年 月 日 生
	住所	年 月 日
職 務	選任年月日	年 月 日
	職務上の地位	甲種 <input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習 <input type="checkbox"/> 乙種 <input type="checkbox"/> 防火管理 <input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習 <input type="checkbox"/>
資 格	講習修了年月日	年 月 日
	その他の	令第3条第1項第 () 号 () 令第4条第1項第 () 号 () 規則第2条第 () 号 () 規則第51条の5第 () 号 ()
解 任 者	氏名	年 月 日
	解任年月日	年 月 日
そ の 他 必 要 事 項	※※受付欄	※※経過欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 - ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあつては管理棟原に属する部分ごとに記入すること。
 - 消防法施行令第2条第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
 - 消防法施行令第3条第2項又は同令第4条第4条第1項第1号又は同令第4条第4条第2項第1号の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
 - 印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 - ※※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2 (第3条の2、第51条の9関係)

防火
防災
管理者選任 (解任) 届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿 年 月 日

届出者 住所 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏名 (印)

下記のとおりに、防火 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。

防火 防災 対象 の 工 作 物	所在地	電話 ()
	名称	取寄人員
建築物 その他	用途	令別表第1 ()項
	別	管理棟原 取寄人員
対象 の 工 作 物	区分	甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 <input type="checkbox"/> 丙種 <input type="checkbox"/>
	※令第2条を適用するもの	用途 取寄人員
選 任 者	氏名・生年月日	年 月 日 生
	住所	年 月 日
職 務	選任年月日	年 月 日
	職務上の地位	甲種 <input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習 <input type="checkbox"/> 乙種 <input type="checkbox"/> 防火管理 <input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習 <input type="checkbox"/>
資 格	講習修了年月日	年 月 日
	その他の	令第3条第1項第 () 号 () 令第4条第1項第 () 号 () 規則第2条第 () 号 () 規則第51条の5第 () 号 ()
解 任 者	氏名	年 月 日
	解任年月日	年 月 日
そ の 他 必 要 事 項	※※受付欄	※※経過欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 - ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあつては管理棟原に属する部分ごとに記入すること。
 - 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
 - 消防法施行令第3条第2項又は同令第4条第4条第1項第1号又は同令第4条第4条第2項第1号の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
 - 印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 - ※※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長)殿		年 月 日
統括 防火 管理者 防 防 防		
住所		
氏名		①
管理権原者		
住所		
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
氏名		②
別添のとおり、全体についての防火 防 防 管理に係る消防計画作成(変更)したので届け出ます。		
防火 防 防 物の 又は 建築物その他の工作物 の所在地		
防火 防 防 物の 又は 建築物その他の工作物 の名称 (変更の場合は、変更後の名称)		
防火 防 防 物の 又は 建築物その他の工作物 の用途 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第1 () 項	
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 「防火 防 防」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長)殿		年 月 日
統括 防火 管理者 防 防 防		
住所		
氏名		①
管理権原者		
住所		
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
氏名		②
別添のとおり、全体についての防火 防 防 管理に係る消防計画作成(変更)したので届け出ます。		
防火 防 防 物の 又は 建築物その他の工作物 の所在地		
防火 防 防 物の 又は 建築物その他の工作物 の名称 (変更の場合は、変更後の名称)		
防火 防 防 物の 又は 建築物その他の工作物 の用途 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第1 () 項	
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「防火 防 防」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条の2、第51条の11の3関係)

(ヌ)

消防 防火 統括 管理者選任 (解任) 届出書

年 月 日
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿

届出者

住所 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名 (印)

下記のとおり、統括 防火 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。

記

防火 事業者 の 工事 等	所 在 地	電話 () () 項
名 用 種 別	合 別 表 第 1 項	取 容 人 員
氏 名 ・ 生 年 月 日	年 月 日 生	
選 任 年 月 日	年 月 日	
資 格	<input type="checkbox"/> 甲 種 <input type="checkbox"/> 乙 種 <input type="checkbox"/> 防災管理に関する講習	
講 習 修 了 年 月 日	年 月 日	
講 習 機 関	<input type="checkbox"/> 令第3条第1項第 () 号) <input type="checkbox"/> 令第47条第1項第 () 号) <input type="checkbox"/> 規則第2条第 () 号) <input type="checkbox"/> 規則第51条の5第 () 号)	
氏 名	年 月 日	
解 任 年 月 日	年 月 日	
解 任 理 由		
そ の 他 必 要 事 項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

3 □印のある欄については、該当の□印にシを付けること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条の2、第51条の11の3関係)

消防 防火 統括 管理者選任 (解任) 届出書

年 月 日
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿

届出者

住所 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名 (印)

下記のとおり、統括 防火 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。

記

防火 事業者 の 工事 等	所 在 地	電話 () () 項
名 用 種 別	合 別 表 第 1 項	取 容 人 員
氏 名 ・ 生 年 月 日	年 月 日 生	
選 任 年 月 日	年 月 日	
資 格	<input type="checkbox"/> 甲 種 <input type="checkbox"/> 乙 種 <input type="checkbox"/> 防災管理に関する講習	
講 習 修 了 年 月 日	年 月 日	
講 習 機 関	<input type="checkbox"/> 令第3条第1項第 () 号) <input type="checkbox"/> 令第47条第1項第 () 号) <input type="checkbox"/> 規則第2条第 () 号) <input type="checkbox"/> 規則第51条の5第 () 号)	
氏 名	年 月 日	
解 任 年 月 日	年 月 日	
解 任 理 由		
そ の 他 必 要 事 項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

3 □印のある欄については、該当の□印にシを付けること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係)

防火対象物点検報告特例認定申請書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		年 月 日
申請者		
住所		
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ㊦		
電話番号		

下記のとおり、消防法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。
記

防火対象物	所在地			
	名称			
用途	令別表第一 () 項			
防火対象物	収容人員	管理権原	単一権原・複数権原	収容人員
		名称	用途	
消防法施行令第2条を適用するもの				
申請者が防火対象物の管理を開始した年月日		年 月 日		
前回の特例認定年月日		年 月 日		
その他必要な事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係)

防火対象物点検報告特例認定申請書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		年 月 日
申請者		
住所		
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ㊦		
電話番号		

下記のとおり、消防法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。
記

防火対象物	所在地			
	名称			
用途	令別表第一 () 項			
防火対象物	収容人員	管理権原	単一権原・複数権原	収容人員
		名称	用途	
消防法施行令第2条を適用するもの				
申請者が防火対象物の管理を開始した年月日		年 月 日		
前回の特例認定年月日		年 月 日		
その他必要な事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係)

管理権原者変更届出書

		年 月 日
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿 届出者 住所		
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ㊦ 下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。 記		
防火対象物	所在地	
	名称 用途	令別表第一()項
変更前の管理権原者	住所	
	氏名 電話番号	
変更後の管理権原者	住所	
	氏名 電話番号	
防火対象物の特例認定を受けた年月日		年 月 日
変更 年 月 日		年 月 日
その他必要な事項		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係)

管理権原者変更届出書

		年 月 日
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿 届出者 住所		
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ㊦ 下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。 記		
防火対象物	所在地	
	名称 用途	令別表第一()項
変更前の管理権原者	住所	
	氏名 電話番号	
変更後の管理権原者	住所	
	氏名 電話番号	
防火対象物の特例認定を受けた年月日		年 月 日
変更 年 月 日		年 月 日
その他必要な事項		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3の3 (第4条の2の15関係)

自衛消防組織設置 (変更) 届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	年 月 日
管理権原者 住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び) 氏名 (代表者氏名) ㊦	
下記のとおり自衛消防組織を設置 (変更) したので届け出ます。	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物は、主要な変更事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	
管理について権原が分かれている場合の当該権原の範囲	
自衛消防組織の内部組織の編成	
自衛消防要員の配置	
統括管理者の氏名及び住所	氏名
	住所
自衛消防組織に備え付けられている資機材	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3の3 (第4条の2の15関係)

自衛消防組織設置 (変更) 届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	年 月 日
管理権原者 住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び) 氏名 (代表者氏名) ㊦	
下記のとおり自衛消防組織を設置 (変更) したので届け出ます。	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物は、主要な変更事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	
管理について権原が分かれている場合の当該権原の範囲	
自衛消防組織の内部組織の編成	
自衛消防要員の配置	
統括管理者の氏名及び住所	氏名
	住所
自衛消防組織に備え付けられている資機材	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の4 (第4条の4関係)

(ソ)

防災表示者登録申請書

消防庁長官 殿

年 月 日

申請者
住所

氏名 (法人の場合は、名称及び)^㊹
(代表者氏名)

消防法第8条の3第2項の規定による防災表示を付する者の登録を受けた
いので、下記により申請します。

記

業 種	表示を付そうとする防災物品の種類							
1 製造業	1	カーテン	2	布製のフライシート	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	合板
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
2 防災処	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
3 輸入販	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
4 裁断・施工・縫製業	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		

業 種	表示を付そうとする防災物品の種類							
1 製造業	1	カーテン	2	布製のフライシート	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	合板
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
2 防災処	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
3 輸入販	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
4 裁断・施工・縫製業	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 業種及び表示を付そうとする防災物品の種類は、「物品」を、事項を○で囲み、さらに、防災対象物品の場合には「材料」を○で囲むこと。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の4 (第4条の4関係)

防災表示者登録申請書

消防庁長官 殿

年 月 日

申請者
住所

氏名 (法人の場合は、名称及び)^㊹
(代表者氏名)

消防法第8条の3第2項の規定による防災表示を付する者の登録を受けた
いので、下記により申請します。

記

業 種	表示を付そうとする防災物品の種類							
1 製造業	1	カーテン	2	布製のフライシート	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	合板
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
2 防災処	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
3 輸入販	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
4 裁断・施工・縫製業	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		

業 種	表示を付そうとする防災物品の種類							
1 製造業	1	カーテン	2	布製のフライシート	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	合板
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
2 防災処	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
3 輸入販	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
4 裁断・施工・縫製業	5	合板	6	どん	7	工事用シート		
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	どん帳	6	工事用シー				
	1	カーテ	2	布製のアラ	3	幕	4	じゅうたん等
	5	合板	6	どん	7	工事用シート		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 業種及び表示を付そうとする防災物品の種類は、「物品」を、事項を○で囲み、さらに、防災対象物品の場合には「材料」を○で囲むこと。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書		年	月	日
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		届出者 住所 氏名		
下記のとおり、消防用設備等 (特殊消防用設備等) を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。 記				
設置者	住所 氏名	電話 () 番		
防火対象物	所在地 名称 用途	造地上	階地下	階
構造、規模	床面積	m ² 延べ面積		m ²
消防用設備等 (特殊消防用設備等) の種類	新設、増設、移設、取替え、改造、その他 () 番			
工事	種別	電話 () 番		
	設計者 住所 氏名	住所 氏名 電話 () 番		
	施工者 住所 氏名	住所 氏名		
事	消防設備士免状	種類等 甲種 乙種	交付知事 都道府県	交付年月日 受講地 都道府県
	講習受講状況	受講年月	受講年月	受講年月
	着工年月日	完成年月日	検査希望年月日	※受付欄
	※受付欄	※決裁欄	※備考	※備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。
 - ※欄には、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書		年	月	日
消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		届出者 住所 氏名		
下記のとおり、消防用設備等 (特殊消防用設備等) を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。 記				
設置者	住所 氏名	電話 () 番		
防火対象物	所在地 名称 用途	造地上	階地下	階
構造、規模	床面積	m ² 延べ面積		m ²
消防用設備等 (特殊消防用設備等) の種類	新設、増設、移設、取替え、改造、その他 () 番			
工事	種別	電話 () 番		
	設計者 住所 氏名	住所 氏名 電話 () 番		
	施工者 住所 氏名	住所 氏名		
事	消防設備士免状	種類等 甲種 乙種	交付知事 都道府県	交付年月日 受講地 都道府県
	講習受講状況	受講年月	受講年月	受講年月
	着工年月日	完成年月日	検査希望年月日	※受付欄
	※受付欄	※決裁欄	※備考	※備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。
 - ※欄には、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3の2 (第31条の3関係)

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

番 年 月 日
号

消防長 (消防署長) (市町村長) 印

下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。

記

申請者	住	所	在	地	称	途	火 物	構造規模	消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類	検 査 年 月 日	職 名	職 名
	氏											
防 对 象	用	名	名	称	途							
火 物	用	名	名	称	途							
消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類	用	名	名	称	途							
検 査 年 月 日	用	名	名	称	途							
職 名	用	名	名	称	途							
職 名	用	名	名	称	途							

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

別記様式第1号の2の3の2 (第31条の3関係)

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

番 年 月 日
号

消防長 (消防署長) (市町村長) 印

下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。

記

申請者	住	所	在	地	称	途	火 物	構造規模	消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類	検 査 年 月 日	職 名	職 名
	氏											
防 对 象	用	名	名	称	途							
火 物	用	名	名	称	途							
消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類	用	名	名	称	途							
検 査 年 月 日	用	名	名	称	途							
職 名	用	名	名	称	途							
職 名	用	名	名	称	途							

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

別記様式第1号の4 (第33条の6、第33条の7)

防設 免状
書換・再交付申請書

申請者氏名	フリガナ		知事殿	申請日	年 月 日
生年月日	大・昭・平・令	年 月 日	本籍	都道府県	
郵便番号	〒		自宅電話番号 又は携帯電話番号	郵便先等連絡先	
住 所			連絡先電話番号	内線 ()	

○申請区分 (欄外事項 (1~4)、欄外事項 (5~8) のうち該当するもの番号を○で囲み、1~8に該当する場合は、[内]を必ず記入してください)

書換事項	1 氏名	旧フリガナ	再交付	5 亡失
	2 本籍	旧氏名	6 滅失	
	3 生年月日	旧生年月日	7 汚損	
	4 写真	大・昭・平・令	8 破損	

※ 手数料欄	種類等	交付年月日	交付番号	交付知事
	甲特	昭・平・令	年 月 日	
	甲1	昭・平・令	年 月 日	
	甲2	昭・平・令	年 月 日	
	甲3	昭・平・令	年 月 日	
	甲4	昭・平・令	年 月 日	
	甲5	昭・平・令	年 月 日	
	乙1	昭・平・令	年 月 日	
	乙2	昭・平・令	年 月 日	
	乙3	昭・平・令	年 月 日	
	乙4	昭・平・令	年 月 日	
	乙5	昭・平・令	年 月 日	
	乙6	昭・平・令	年 月 日	
	乙7	昭・平・令	年 月 日	

※ 経 過 欄

交付を受けている消防設備士免状

※受付日

※受付番号

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。ただし、外国籍の者は「外国籍」と記入すること。
 - ※の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の4 (第33条の6、第33条の7)

防設 免状
書換・再交付申請書

申請者氏名	フリガナ		知事殿	申請日	年 月 日
生年月日	大・昭・平・令	年 月 日	本籍	都道府県	
郵便番号	〒		自宅電話番号 又は携帯電話番号	勤務先等連絡先	
住 所			連絡先電話番号	内線 ()	

○申請区分 (欄外事項 (1~4)、欄外事項 (5~8) のうち該当するもの番号を○で囲み、1~8に該当する場合は、[内]を必ず記入してください)

書換事項	1 氏名	旧フリガナ	再交付	5 亡失
	2 本籍	旧氏名	6 滅失	
	3 生年月日	旧生年月日	7 汚損	
	4 写真	大・昭・平・令	8 破損	

※ 手数料欄	種類等	交付年月日	交付番号	交付知事
	甲特	昭・平・令	年 月 日	
	甲1	昭・平・令	年 月 日	
	甲2	昭・平・令	年 月 日	
	甲3	昭・平・令	年 月 日	
	甲4	昭・平・令	年 月 日	
	甲5	昭・平・令	年 月 日	
	乙1	昭・平・令	年 月 日	
	乙2	昭・平・令	年 月 日	
	乙3	昭・平・令	年 月 日	
	乙4	昭・平・令	年 月 日	
	乙5	昭・平・令	年 月 日	
	乙6	昭・平・令	年 月 日	
	乙7	昭・平・令	年 月 日	

※ 経 過 欄

交付を受けている消防設備士免状

※受付日

※受付番号

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。ただし、外国籍の者は「外国籍」と記入すること。
 - ※の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の6 (第33条の13関係)

消防設備士試験受験願書

申請者氏名	フリガナ	試験申請日	年 月 日
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日 生	本籍	都道府県
郵便番号	〒	自宅電話番号	勤務先等連絡先
住 所		自宅携帯電話番号	連絡先電話番号
			内線 ()

試験日	年 月 日
試験種別	甲 乙 種 一 等 種
受験地	
甲種受験資格	特種 特種以外
試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を (受ける)
	電気工事士免状による試験の免除を (受ける)
	電気主任技術者免状による試験の免除を (受ける)
	消防設備士免状による試験の免除を (受ける)
	5年以上消防団員として勤務し、かつ、 5年以上専科教育の修了したことを (受ける)

備考

1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。ただし、外国籍の者は、「外国籍」と記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

※受験番号	※受付欄
-------	------

別記様式第1号の6 (第33条の13関係)

消防設備士試験受験願書

申請者氏名	フリガナ	試験申請日	年 月 日
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日 生	本籍	都道府県
郵便番号	〒	自宅電話番号	勤務先等連絡先
住 所		自宅携帯電話番号	連絡先電話番号
			内線 ()

試験日	年 月 日
試験種別	甲 乙 種 一 等 種
受験地	
甲種受験資格	特種 特種以外
試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を (受ける)
	電気工事士免状による試験の免除を (受ける)
	電気主任技術者免状による試験の免除を (受ける)
	消防設備士免状による試験の免除を (受ける)
	5年以上消防団員として勤務し、かつ、 5年以上専科教育の修了したことを (受ける)

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。ただし、外国籍の者は、「外国籍」と記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

※受験番号	※受付欄
-------	------

別記様式第1号の7 (第33条の18関係)

工事整備対象設備等着工届出書

年 月 日 届出者 所名 住氏 氏 印	
工 事 の 場 所	
工 事 対 象 物 行 の う 防 火 称	
工 事 整 備 対 象 設 備 等 の 種 類	
住 所	電話番号
氏 名 (法人の場合は名称及び 代表者氏名)	
住 所 名	
消 防 設 備 士	
免 種 類 及 び 状 指 定 区 分	種類等 甲 乙 種 類
交 知 付 事	交付年月日 交付番号 年月日 号
講 習 受 講 状 況	受 講 地 都 道 府 県
受 講 年 月	年 月
工 事 の 種 別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え
着 工 予 定 日	完成予定日
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。
 - 2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の7 (第33条の18関係)

工事整備対象設備等着工届出書

年 月 日 届出者 所名 住氏 氏 印	
工 事 の 場 所	
工 事 対 象 物 行 の う 防 火 称	
工 事 整 備 対 象 設 備 等 の 種 類	
住 所	電話番号
氏 名 (法人の場合は名称及び 代表者氏名)	
住 所 名	
消 防 設 備 士	
免 種 類 及 び 状 指 定 区 分	種類等 甲 乙 種 類
交 知 付 事	交付年月日 交付番号 年月日 号
講 習 受 講 状 況	受 講 地 都 道 府 県
受 講 年 月	年 月
工 事 の 種 別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え
着 工 予 定 日	完成予定日
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。
 - 2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 1 号の 8 (第34条の 2 の 2 関係)

特殊消防用設備等性能評価申請書 日本消防検定協会 殿 (登録検定機関) 申請者 住所 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑩ 電話番号 下記について、特殊消防用設備等の性能評価を申請します。 記		年 月 日
特殊消防用設備等の種別		
概要		
設置 防火対象物	住所	
	名称	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類		
備考		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 1 号の 8 (第34条の 2 の 2 関係)

特殊消防用設備等性能評価申請書 日本消防検定協会 殿 (登録検定機関) 申請者 住所 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑩ 電話番号 下記について、特殊消防用設備等の性能評価を申請します。 記		年 月 日
特殊消防用設備等の種別		
概要		
設置 防火対象物	住所	
	名称	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類		
備考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第1号の9 (第34条の2の2関係)

特殊消防設備等性能評価変更申請書 年 月 日 日本消防検定協会 殿 (登録検定機関) 申請者 住所 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑩ 電話番号	
下記の特殊消防設備等について変更があったため、性能評価を申請します。 記	
特殊消防設備等の種別	
変更概要	
設置防火対象物	住所 名称
申請する特殊消防設備等によって代えられる消防設備等の種類	
変更前に性能評価を行った機関	
変更前の性能評価日	
変更前の評価番号	
備考	考

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号の9 (第34条の2の2関係)

特殊消防設備等性能評価変更申請書 年 月 日 日本消防検定協会 殿 (登録検定機関) 申請者 住所 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑩ 電話番号	
下記の特殊消防設備等について変更があったため、性能評価を申請します。 記	
特殊消防設備等の種別	
変更概要	
設置防火対象物	住所 名称
申請する特殊消防設備等によって代えられる消防設備等の種類	
変更前に性能評価を行った機関	
変更前の性能評価日	
変更前の評価番号	
備考	考

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 1 号の 10 (第 34 条の 2 の 3 関係)

<p style="text-align: center;">特殊消防用設備等大臣認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑩</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記の特殊消防用設備等について、消防法第 17 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、消防用設備等と同等以上の性能を有していることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
特殊消防用設備等の種別	
概要	
設置防火対象物	住 所
	名 称
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類	
性能評価を行った機関	
性能評価日	
評価番号	
備考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 1 号の 10 (第 34 条の 2 の 3 関係)

<p style="text-align: center;">特殊消防用設備等大臣認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑩</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記の特殊消防用設備等について、消防法第 17 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、消防用設備等と同等以上の性能を有していることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
特殊消防用設備等の種別	
概要	
設置防火対象物	住 所
	名 称
申請する特殊消防用設備等によって代えられる消防用設備等の種類	
性能評価を行った機関	
性能評価日	
評価番号	
備考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第1号の11 (第34条の2の3関係)

特殊消防用設備等変更承認申請書		年 月 日
総務大臣 殿		
申請者		
住 所		
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
⑩		
電話番号		
<p>下記の特殊消防用設備等について、消防法第17条の2の3第3項において準用する同法第17条の2の2第1項の規定に基づき変更の承認申請を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
特殊消防用設備等の種別		
変 更 概 要		
設 置 防 火 対 象 物	住 所	
	名 称	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる種類		
変更に係る性能評価を行った機関		
性 能 評 価 日		
評 価 番 号		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第1号の11 (第34条の2の3関係)

特殊消防用設備等変更承認申請書		年 月 日
総務大臣 殿		
申請者		
住 所		
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
⑩		
電話番号		
<p>下記の特殊消防用設備等について、消防法第17条の2の3第3項において準用する同法第17条の2の2第1項の規定に基づき変更の承認申請を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
特殊消防用設備等の種別		
変 更 概 要		
設 置 防 火 対 象 物	住 所	
	名 称	
申請する特殊消防用設備等によって代えられる種類		
変更に係る性能評価を行った機関		
性 能 評 価 日		
評 価 番 号		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第1号の12 (第34条の7関係)

データ審査方式申請書		年 月 日
日本消防検定協会 (登録検定機関) 殿		
申請者		
住所		
氏名 (法人の場合は、名 称及び代表者氏名) ⑩		
電話番号		
下記について、データ審査方式を申請します。 記		
種 別		
型 式		
型 式 番 号		
検 査 実 施 場 所		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号の12 (第34条の7関係)

データ審査方式申請書		年 月 日
日本消防検定協会 (登録検定機関) 殿		
申請者		
住所		
氏名 (法人の場合は、名 称及び代表者氏名) ⑩		
電話番号		
下記について、データ審査方式を申請します。 記		
種 別		
型 式		
型 式 番 号		
検 査 実 施 場 所		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第35条関係)

型式試験申請書	年 月 日
日本消防検定協会 (登録検定機関)	
申請者	
住所	
氏名 (法人の場合は、 名称及び代表者氏名)	⑩
電話番号	
下記について、消防法第21条の3第1項の試験を申請します。	
記	
種別	
型式	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第35条関係)

型式試験申請書	年 月 日
日本消防検定協会 (登録検定機関)	
申請者	
住所	
氏名 (法人の場合は、 名称及び代表者氏名)	⑩
電話番号	
下記について、消防法第21条の3第1項の試験を申請します。	
記	
種別	
型式	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3号 (第35条関係)

型式試験申請書			年 月 日
日本消防検定協会 殿 (登録検定機関)			
申請者			
住所			
氏名 (法人の場合は、名) (称及び代表者氏名) ㊦			
電話番号			
下記について、消防法第21条の3第1項の試験を申請します。 記			
種別			
型式	型	式	
	型	式	番号
	型式承認年月日		
相違点			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号 (第35条関係)

型式試験申請書			年 月 日
日本消防検定協会 殿 (登録検定機関)			
申請者			
住所			
氏名 (法人の場合は、名) (称及び代表者氏名) ㊦			
電話番号			
下記について、消防法第21条の3第1項の試験を申請します。 記			
種別			
型式	型	式	
	型	式	番号
	型式承認年月日		
相違点			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号 (第37条関係)

型式承認申請書	年 月 日
総務大臣 殿	
申請者	
住所	
氏名 (法人の場合は、名) (称及び代表者氏名) ⑩	
電話番号	
下記について、型式承認を申請します。	
記	
種別	
型式	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第4号 (第37条関係)

型式承認申請書	年 月 日
総務大臣 殿	
申請者	
住所	
氏名 (法人の場合は、名) (称及び代表者氏名) ⑩	
電話番号	
下記について、型式承認を申請します。	
記	
種別	
型式	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第5号 (第37条関係)

型式承認申請書		年 月 日
総務大臣 殿		
申請者		
住所		
氏 名 (法人の場合は、名) (称及び代表者氏名) ⑩		
電話番号		
下記について、型式承認を申請します。 記		
種 別		
型 式		
型式承認を 受けている もの	型 式	
	型 式 番 号	
	型式承認年月日	
相 違 点		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号 (第37条関係)

型式承認申請書		年 月 日
総務大臣 殿		
申請者		
住所		
氏 名 (法人の場合は、名) (称及び代表者氏名) ⑩		
電話番号		
下記について、型式承認を申請します。 記		
種 別		
型 式		
型式承認を 受けている もの	型 式	
	型 式 番 号	
	型式承認年月日	
相 違 点		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 6 号 (第38条関係)

氏名 (名称、代表者の氏名、住所)	変更届出書	年	月	日
総務大臣 殿				
届出者				
住所				
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)				
電話番号				
下記のとおり氏名 (名称、代表者の氏名、住所) を変更したので届け出ます。				
記				
旧				
新				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 6 号 (第38条関係)

氏名 (名称、代表者の氏名、住所)	変更届出書	年	月	日
総務大臣 殿				
届出者				
住所				
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)				
電話番号				
下記のとおり氏名 (名称、代表者の氏名、住所) を変更したので届け出ます。				
記				
旧				
新				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第7号 (第39条関係)

型式適合検定申請書					年	月	日
日本消防検定協会 (登録検定機関) 殿							
申請者							
住所							
氏名 (法人の場合は、名) ⑩							
電話番号							
下記について、型式適合検定を申請します。							
記							
種別		型式		型式番号			
申請数量			受検物 製造番号	No	～	No	
受検希望年月日							
受検希望場所							
型式適合検定方式							
手数	数	料	単価	円	合計		円
備考							

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号 (第39条関係)

型式適合検定申請書					年	月	日
日本消防検定協会 (登録検定機関) 殿							
申請者							
住所							
氏名 (法人の場合は、名) ⑩							
電話番号							
下記について、型式適合検定を申請します。							
記							
種別		型式		型式番号			
申請数量			受検物 製造番号	No	～	No	
受検希望年月日							
受検希望場所							
型式適合検定方式							
手数	数	料	単価	円	合計		円
備考							

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 8 号 (第41条関係)

輸 出 品 承 認 申 請 書			年 月 日
総務大臣 殿			
申請者			
住 所			
氏 名 (法人の場合は、名) ⑩			
氏 名 (称及び代表者氏名)			
電話番号			
下記について、輸出されるものであることについての承認を申請します。			
記			
種 類	型 式		
数 量	輸 出 先		
備 考			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

別記様式第 8 号 (第41条関係)

輸 出 品 承 認 申 請 書			年 月 日
総務大臣 殿			
申請者			
住 所			
氏 名 (法人の場合は、名) ⑩			
氏 名 (称及び代表者氏名)			
電話番号			
下記について、輸出されるものであることについての承認を申請します。			
記			
種 類	型 式		
数 量	輸 出 先		
備 考			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

別記様式第9号 (第44条の2関係)

自主表示対象機械器具等表示届出書		年 月 日
総務大臣 殿	届出者	
	住所	
	氏名	(法人の場合は、名) (印)
		(称及び代表者氏名)
	電話番号	
下記の自主表示対象機械器具等について技術上の規格に適合するものである旨の表示を付すこととしますので届け出ます。		
記		
自主表示対象機械器具等の種類		
自主表示対象機械器具等の型式		
※ 製造業者の氏名又は名称		
※ 製造業者の住所又は所在地		
※※ 届 出 番 号		
備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。形状、と。構
 - 「型式」欄には自主表示対象機械器具等の主要ななること。にお
 - 材質、成分及び性能が明らかになるよう規格に適合する式を基
 - で、自主表示対象機械器具等に技術上の規格に定める様式を基
 - 準として作成し、試験結果を消防庁長官が定めること。の基
 - 試験の方法及び試験に使用した。設備に関する事項のうち消防
 - 庁長官が定めるものについては、別業で添付する届をえたい
 - 片し、提出したものと同一の自主表示対象機械器具等、その旨を
 - 欄に記載すること。当該事項に係る書類の提出に代え
 - ※印の欄は、自主表示対象機械器具等の輸入業者のみ記載す
 - ること。印の欄は、記入しないこと。

別記様式第9号 (第44条の2関係)

自主表示対象機械器具等表示届出書		年 月 日
総務大臣 殿	届出者	
	住所	
	氏名	(法人の場合は、氏名) (印)
		(称及び代表者氏名)
	電話番号	
下記の自主表示対象機械器具等について技術上の規格に適合するものである旨の表示を付すこととしますので届け出ます。		
記		
自主表示対象機械器具等の種類		
自主表示対象機械器具等の型式		
※ 製造業者の氏名又は名称		
※ 製造業者の住所又は所在地		
※※ 届 出 番 号		
備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。形状、と。構
 - 「型式」欄には自主表示対象機械器具等の主要ななること。にお
 - 材質、成分及び性能が明らかになるよう規格に適合する式を基
 - で、自主表示対象機械器具等に技術上の規格に定める様式を基
 - 準として作成し、試験結果を消防庁長官が定めること。の基
 - 試験の方法及び試験に使用した。設備に関する事項のうち消防
 - 庁長官が定めるものについては、別業で添付する届をえたい
 - 片し、提出したものと同一の自主表示対象機械器具等、その旨を
 - 欄に記載すること。当該事項に係る書類の提出に代え
 - ※印の欄は、自主表示対象機械器具等の輸入業者のみ記載す
 - ること。印の欄は、記入しないこと。

別記様式第10号 (第44条の2関係)

届出事項変更届出書		年 月 日
総務大臣 殿		
届出者		
住所		
氏名 (法人の場合は、名) ④		
(称及び代表者氏名)		
電話番号		
記		
下記のとおり届出事項に変更がありましたので届け出ます。		
変更事項		
変更内容	旧	
	新	
変更に係る自器類 表示対象の機種等		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号 (第44条の2関係)

届出事項変更届出書		年 月 日
総務大臣 殿		
届出者		
住所		
氏名 (法人の場合は、名) ④		
(称及び代表者氏名)		
電話番号		
記		
下記のとおり届出事項に変更がありましたので届け出ます。		
変更事項		
変更内容	旧	
	新	
変更に係る自器類 表示対象の機種等		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第44条の2関係)

製造 (輸入) 事業廃止届出書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
届出者	
住 所	
氏 名 (法人の場合は、名 称及び代表者氏名) ⑩	
電話番号	
<p>下記のとおり自主表示対象機械器具等の製造 (輸入) の事業を 廃止したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
自主表示対象機械 器具等の種類	
廃 止 年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第44条の2関係)

製造 (輸入) 事業廃止届出書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
届出者	
住 所	
氏 名 (法人の場合は、名 称及び代表者氏名) ⑩	
電話番号	
<p>下記のとおり自主表示対象機械器具等の製造 (輸入) の事業を 廃止したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
自主表示対象機械 器具等の種類	
廃 止 年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第12号 (第44条の3関係)

輸 出 品 承 認 申 請 書			年 月 日
総務大臣 殿			
申請者			
住 所			
氏 名 (法人の場合は、名) ⑩			
(称及び代表者氏名)			
電話番号			
<p>下記について、輸出されるものであることについての承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
種 類	型 式		
数 量	輸 出 先		
備 考			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

別記様式第12号 (第44条の3関係)

輸 出 品 承 認 申 請 書			年 月 日
総務大臣 殿			
申請者			
住 所			
氏 名 (法人の場合は、名) ⑩			
(称及び代表者氏名)			
電話番号			
<p>下記について、輸出されるものであることについての承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
種 類	型 式		
数 量	輸 出 先		
備 考			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とすること。

別記様式第14号 (第51条の16関係)

防災管理点検報告特例認定申請書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	年 月 日			
申請者				
住所				
氏名 (法人の場合は、名称及び) 氏名 (代表者氏名)	⑩			
電話番号				
下記のとおり、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたので、同条第2項の規定に基づき申請します。 記				
防 災 管 理 対 象 物	所在地			
	名称			
用 途	令別表第一 () 項			
取 容 人 員	管理権原	単一権原・複数権原		
		名 称	用 途	取 容 人 員
消防法施行令第2条を適用するも				
申請者が防災管理対象物の管理を開始した年月日	年 月 日			
前回の特例認定年月日	年 月 日			
その他必要な事項				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第14号 (第51条の16関係)

防災管理点検報告特例認定申請書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	年 月 日			
申請者				
住所				
氏名 (法人の場合は、名称及び) 氏名 (代表者氏名)	⑩			
電話番号				
下記のとおり、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたので、同条第2項の規定に基づき申請します。 記				
防 災 管 理 対 象 物	所在地			
	名称			
用 途	令別表第一 () 項			
取 容 人 員	管理権原	単一権原・複数権原		
		名 称	用 途	取 容 人 員
消防法施行令第2条を適用するも				
申請者が防災管理対象物の管理を開始した年月日	年 月 日			
前回の特例認定年月日	年 月 日			
その他必要な事項				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第15号 (第51条の16関係)

管理権原者変更届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	年 月 日
届出者	
住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び) 氏名 (代表者氏名)	㊦
下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。 記	
所在地	
防火管理対象物	令別表第一 () 項
用途	
住所	
氏名	
電話番号	
変更前の管理権原者	
住所	
氏名	
電話番号	
変更後の管理権原者	
住所	
氏名	
電話番号	
防火管理対象物の 特例認定を受けた年月日	年 月 日
変更年 月 日	年 月 日
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第15号 (第51条の16関係)

管理権原者変更届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	年 月 日
届出者	
住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び) 氏名 (代表者氏名)	㊦
下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。 記	
所在地	
防火管理対象物	令別表第一 () 項
用途	
住所	
氏名	
電話番号	
変更前の管理権原者	
住所	
氏名	
電話番号	
変更後の管理権原者	
住所	
氏名	
電話番号	
防火管理対象物の 特例認定を受けた年月日	年 月 日
変更年 月 日	年 月 日
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後	改正前
<p>(能力単位の測定)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 前項の第一消火試験は第一号から第六号までに定めるところにより、その判定は第七号の規定により、行わなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 燃焼なべに、第一模型にあつては三・〇リットル、第二模型にあつては一・五リットルの J I S (産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号) 第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) K 二二〇二に適合する自動車ガソリンを入れ、順次点火すること。</p> <p>ただし、前号ロの場合にあつては、第一模型より点火すること。</p> <p>「四〇七 略」</p> <p>「3 略」</p>	<p>(能力単位の測定)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 燃焼なべに、第一模型にあつては三・〇リットル、第二模型にあつては一・五リットルの J I S (工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号) 第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) K 二二〇二に適合する自動車ガソリンを入れ、順次点火すること。</p> <p>ただし、前号ロの場合にあつては、第一模型より点火すること。</p> <p>「四〇七 同上」</p> <p>「3 同上」</p>

○ 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）抄

改正後	改正前
<p>(粉末消火薬剤)</p> <p>第七条 粉末消火薬剤は、防湿加工を施したナトリウム若しくはカリウムの重碳酸塩その他の塩類又はりん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する塩類（以下「りん酸塩類等」という。）で、次の各号に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。） Z 八八〇一の呼び寸法百八十マイクロメートル以下の消火上有効な微細な粉末であること。</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(粉末消火薬剤)</p> <p>第七条 〔同上〕</p> <p>一 J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。） Z 八八〇一の呼び寸法百八十マイクロメートル以下の消火上有効な微細な粉末であること。</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

○ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）抄

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(構造)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>2 ヘッドの取付ねじは、JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）B〇二〇三の管用テーパーおねじのうち次の表の上欄に掲げるヘッドの呼びの区分に応じ同表下欄に掲げる呼びのもの又はこれに相当する呼びの管用テーパーおねじでなければならない。</p> <p>「表 略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(構造)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>2 ヘッドの取付ねじは、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B〇二〇三の管用テーパーおねじのうち次の表の上欄に掲げるヘッドの呼びの区分に応じ同表下欄に掲げる呼びのもの又はこれに相当する呼びの管用テーパーおねじでなければならない。</p> <p>「表 同上」</p>

改正後

(材料)	
第七条 避難はしごの部品で次の各号の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該下欄に掲げるもの又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものでなければならぬ。 一 固定はしご及び立てかけはしごに用いる材料	
[略]	材料
[略]	JIS (産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) G
[略]	三二〇一 (一般構造用圧延鋼材)
[略]	JIS G 三四四四 (一般構造用炭素鋼管)
[略]	JIS H 四一〇〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)
[略]	[略]

改正前

(材料)	
第七条 [同上]	
[同上]	材料
[同上]	JIS (工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) G
[同上]	三二〇一 (一般構造用圧延鋼材)
[同上]	JIS G 三四四四 (一般構造用炭素鋼管)
[同上]	JIS H 四一〇〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)
[同上]	[同上]

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(材質)</p> <p>第三条 一斉開放弁の材質は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 本体の主要部分は一、<u>JIS (産業標準化法)</u> (昭和二十四年法律第八十五号) 第二十条第一項の<u>日本産業規格</u>をいう。以下同じ。G五五〇一、JIS G五一五一、JIS H五一二〇若しくはJIS H五一二二に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。</p> <p>〔一・三 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(材質)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>一 本体の主要部分は一、<u>JIS (工業標準化法)</u> (昭和二十四年法律第八十五号) 第十七条第一項の<u>日本工業規格</u>をいう。以下同じ。G五五〇一、JIS G五一五一、JIS H五一二〇若しくはJIS H五一二二に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。</p> <p>〔一・三 同上〕</p>

○ 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第二十六号）抄

<p>(比重)</p> <p>第五条 泡消火薬剤（大容量泡放水砲用泡消火薬剤を除く。以下この章において同じ。）の比重は、JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十條第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇四に定める液体比重測定方法により、温度二十度の泡消火薬剤をJISB七五二五に適合する比重浮ひようを用いて測定した場合において、次の表の上欄に掲げる泡消火薬剤の種別に応じ同表下欄に掲げる範囲内でない。</p> <p>「表 略」</p>	<p>(比重)</p> <p>第五条 泡消火薬剤（大容量泡放水砲用泡消火薬剤を除く。以下この章において同じ。）の比重は、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七條第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇四に定める液体比重測定方法により、温度二十度の泡消火薬剤をJISB七五二五に適合する比重浮ひようを用いて測定した場合において、次の表の上欄に掲げる泡消火薬剤の種別に応じ同表下欄に掲げる範囲内でない。</p> <p>「表 同上」</p>
---	--

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(粉塵試験)</p> <p>第二十六条 感知器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パーセントの産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十條第一項に定める日本産業規格Z八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。この場合において、当該試験は、温度二十度で相对湿度四十パーセントの状態で行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(粉塵試験)</p> <p>第二十六条 感知器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パーセントの工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七條第一項に定める日本工業規格Z八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。この場合において、当該試験は、温度二十度で相对湿度四十パーセントの状態で行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(部品の構造及び機能)</p> <p>第五条 中継器に次の各号に掲げる部品を用いる場合にあつては、当該各号に定める構造及び機能を有するものでなければならない。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 電源変圧器</p> <p>イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十條第一項に定める日本産業規格</u>（以下「JIS」という。）C六四三三六に準ずること。</p> <p>「ロ 略」</p> <p>「三 略」</p>	<p>(部品の構造及び機能)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七條第一項に定める日本工業規格</u>（以下「JIS」という。）C六四三三六に準ずること。</p> <p>「ロ 同上」</p> <p>「三 同上」</p>

○ 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）抄

改正後	改正前
<p>（部品の構造及び機能）</p> <p>第四条 受信機に次の各号に掲げる部品を用いる場合にあつては、当該各号に定める構造及び機能を有するものでなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 電源変圧器</p> <p>イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）C六四三三六に準ずること。</p> <p>「ロ 略」</p> <p>「四～九 略」</p>	<p>（部品の構造及び機能）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）C六四三三六に準ずること。</p> <p>「ロ 同上」</p> <p>「四～九 同上」</p>

○ 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和五十八年自治省令第二号）抄

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(材質)</p> <p>第四条 流水検知装置の材質は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 本体の主要部分には J I S (産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号) 第二十条第一項)の日本産業規格をいう。以下この号において同じ。) G 五五〇一、J I S G 五二五一、J I S H 五二二〇若しくは J I S H 五二二二に適合し、又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有すること。</p> <p>〔二・三 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(材質)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>一 本体の主要部分には J I S (工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号) 第十七条第一項)の日本工業規格をいう。以下この号において同じ。) G 五五〇一、J I S G 五二五一、J I S H 五二二〇若しくは J I S H 五二二二に適合し、又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有すること。</p> <p>〔二・三 同上〕</p>

改正後	改正前
<p>(一) 一般構造及び機能</p> <p>第三条 動力消防ポンプの一般構造及び機能は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>〔二〇九 略〕</p> <p>十 ポンプの圧力計測装置は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ J I S (産業標準化法〔昭和二十四年法律第百八十五号〕第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) B七五〇五一一 (アネロイド型圧力計―第一部…ブルドン管圧力計)の一・六級又はこれと同等以上の精度を有するものであること。</p> <p>〔ロ〇ホ 略〕</p>	<p>(一) 一般構造及び機能</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔二〇九 同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>イ J I S (工業標準化法〔昭和二十四年法律第百八十五号〕第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) B七五〇五一一 (アネロイド型圧力計―第一部…ブルドン管圧力計)の一・六級又はこれと同等以上の精度を有するものであること。</p> <p>〔ロ〇ホ 同上〕</p>

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(内径)</p> <p>第四条 消防用吸管は、内径の寸法により、次の表の上欄に掲げる呼称に区分するものとし、その内径は、J I S (産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。) K 六三三〇― (ゴム及びプラスチックホース試験方法―第一部…ホース及びホースアセンブリの寸法測定) のホースの内径寸法測定D法により測定した場合において、その呼称に応じ、次の表の下欄に掲げる範囲内の寸法でなければならない。ただし、結合金具の装着部(たけのこ式のものを除く。)に装着する部分にあつては、この限りでない。</p> <p>〔表 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(内径)</p> <p>第四条 消防用吸管は、内径の寸法により、次の表の上欄に掲げる呼称に区分するものとし、その内径は、J I S (工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) K 六三三〇― (ゴム及びプラスチックホース試験方法―第一部…ホース及びホースアセンブリの寸法測定) のホースの内径寸法測定D法により測定した場合において、その呼称に応じ、次の表の下欄に掲げる範囲内の寸法でなければならない。ただし、結合金具の装着部(たけのこ式のものを除く。)に装着する部分にあつては、この限りでない。</p> <p>〔表 同上〕</p>

○ 緩降機の技術上の規格を定める省令（平成六年自治省令第二号）抄

改正後		改正前	
(材料)			
第六条 緩降機の部品で次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該下欄に掲げるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものでなければならない。			
[略]	[略]	[略]	部品名 [略]
[略]	[略]	[略]	材料 JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。） G 三五二五（ワイヤロープ）に適合するもので耐食加工を施したもの
[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
(材料)			
第六条 [同上]			
[同上]	[同上]	[同上]	部品名 [同上]
[同上]	[同上]	[同上]	材料 JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。） G 三五二五（ワイヤロープ）に適合するもので耐食加工を施したもの
[同上]	[同上]	[同上]	
[同上]	[同上]	[同上]	

改正後	改正前
<p>(試験) 第五条 住宅用防災警報器は、次の各号に掲げる試験に適合するものでなければならない。 「一〇六 略」 六の二 粉塵試験 住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パーセントの産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第二十条第一</u>項に定める日本産業規格 Z 八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行うこと。 「七〇十 略」 「2 略」</p>	<p>(試験) 第五条 「同上」 「一〇六 同上」 六の二 粉塵試験 住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パーセントの工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第十七条第一</u>項に定める日本工業規格 Z 八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行うこと。 「七〇十 同上」 「2 同上」</p>

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(ゴム及び合成樹脂の品質)</p> <p>第七条 平ホースの内張り及び被覆に使用されているゴムは、次の各号に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 切断時引張応力が、<u>産業標準化法</u>（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十條第一項の目本産業規格</u>（以下「JIS」という。）K 六二五一で定める方法により採取したダンベル状三号形試験片（以下この条において「<u>三号形試験片</u>」という。）を用いてJIS K 六二五一の切断時引張応力を測定した場合に、十三メガパスカル以上であること。</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(ゴム及び合成樹脂の品質)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>一 切断時引張応力が、<u>工業標準化法</u>（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七條第一項の目本工業規格</u>（以下「JIS」という。）K 六二五一で定める方法により採取したダンベル状三号形試験片（以下この条において「<u>三号形試験片</u>」という。）を用いてJIS K 六二五一の切断時引張応力を測定した場合に、十三メガパスカル以上であること。</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

○ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）抄

改正後	改正前
<p>(材質) 第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第二十条第一項に定める日本産業規格</u>（以下「JIS」という。）Z 二二〇一で定める方法により採取した四号試験片（つめバネにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。 「表 略」</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(材質) 第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第十七条第一項に定める日本工業規格</u>（以下「JIS」という。）Z 二二〇一で定める方法により採取した四号試験片（つめバネにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。 「表 同上」</p> <p>〔2 同上〕</p>

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>（装置又は部品の構造及び機能）</p> <p>第五条 漏電火災警報器の次の各号に掲げる装置又は部品は、当該各号に定める構造及び機能又はこれと同等以上の機能を有するものでなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 電源変圧器は、次のイ及びロによること。</p> <p>イ 性能は、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第二十条第一項</u>に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）C 六四三三六に定める絶縁抵抗、耐電圧、電圧偏差、巻線の温度上昇及び電圧変動率によること。</p> <p>〔ロ 略〕</p> <p>〔四〜七 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>（装置又は部品の構造及び機能）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 性能は、<u>工業標準化法</u>（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第十七条第一項</u>に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）C 六四三三六に定める絶縁抵抗、耐電圧、電圧偏差、巻線の温度上昇及び電圧変動率によること。</p> <p>〔ロ 同上〕</p> <p>〔四〜七 同上〕</p>

改正後	改正前
<p>(消火性能)</p> <p>第四条 エアゾール式簡易消火具は、次の各号に掲げる消火性能のうちいずれか一以上の消火性能を有するものでなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 天ぷら油火災に対する消火性能</p> <p>次の模型を用い、イからハまでに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射中に著しい火炎の拡大（天ぷら鍋の上縁から火炎の上端までの高さが一・八メートル以上となること又は三秒以上の時間継続して一・二メートル以上となることをいう。）及び油の飛散等が生じないものであって、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。</p> <p>〔図 略〕</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 消火は、油温（JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。） C 一六〇二又はJIS C 一六〇五に適合する熱電対を用い、鍋の中心軸上で油面から一センチメートルの深さの位置で測定した温度をいう。）が四百度になった時点で開始すること。</p> <p>〔ハ 略〕</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(消火性能)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>ロ 消火は、油温（JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。） C 一六〇二又はJIS C 一六〇五に適合する熱電対を用い、鍋の中心軸上で油面から一センチメートルの深さの位置で測定した温度をいう。）が四百度になった時点で開始すること。</p> <p>〔ハ 同上〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示について

令和元年6月
消防庁予防課

【概要】

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号。令和元年7月1日施行。）により、工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部が改正されることに伴い、当課が所管する告示中の旧工業標準化法に規定する以下の文言等を引用している部分について、工業標準化法改正後の文言等に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行う。

(旧)	(新)
「工業標準化法」	「産業標準化法」
「日本工業規格」	「日本産業規格」
「第十七条第一項」	「第二十条第一項」
「第十九条第一項」	「第三十条第一項」

【対象法令】

- ・ 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）
- ・ 蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）
- ・ 非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）
- ・ 開放型散水ヘッドの基準（昭和48年消防庁告示第7号）
- ・ 防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年消防庁告示第11号）
- ・ キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）
- ・ 避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）
- ・ ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和56年消防庁告示第2号）
- ・ 配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）
- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成7年消防庁告示第1号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年消防庁告示第2号）
- ・ 粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年消防庁告示第4号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成7年消防庁告示第7号）
- ・ 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）

- ・加圧送水装置の基準（平成 9 年消防庁告示第 8 号）
- ・耐火電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 10 号）
- ・耐熱電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 11 号）
- ・誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号）
- ・合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 13 年消防庁告示第 19 号）
- ・スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成 13 年消防庁告示第 37 号）
- ・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号）
- ・必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 16 年消防庁告示第 13 号）
- ・消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成 16 年消防庁告示第 25 号）
- ・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）
- ・金属製管継手及びバルブ類の基準（平成 20 年消防庁告示第 31 号）
- ・配管の摩擦損失計算の基準（平成 20 年消防庁告示第 32 号）
- ・屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年消防庁告示第 2 号）
- ・特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 26 年消防庁告示第 5 号）
- ・消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項（平成 26 年消防庁告示第 9 号）
- ・消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定（平成 28 年消防庁告示第 20 号）

【施行期日】

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）

○消防庁告示第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

消防庁長官 黒田武一郎

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（自家発電設備の基準の一部改正）

第一条 自家発電設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二第一号(二)から(四)までの規定中「あつては」を「あつては」に改め、同号(七)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号(九)、(十)及び(十一)ハ中「あつては」を「あつては」に改め、同号(十一)ロ(イ)中「あつても」を「あつても」に改め、同号(十一)ロ(ロ)及び(ハ)、同号(十)並びに同第二号中「あつては」を「あつては」に改める。

（蓄電池設備の基準の一部改正）

第二条 蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二第二号(一)イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第

一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号(二)イ中「密閉形ニツケル」を「密閉形ニツケル」に改める。

(非常警報設備の基準の一部改正)

第三条 非常警報設備の基準(昭和四十八年消防庁告示第六号)の一部を次のように改正する。

第三第一号(五)イ(イ)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(開放型散水ヘッドの基準の一部改正)

第四条 開放型散水ヘッドの基準(昭和四十八年消防庁告示第七号)の一部を次のように改正する。

第二第二号中「くるい」を「狂い」に改め、同第三号中「日本工業規格」を「産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格」に改める。

(防炎性能に係る耐洗たく性能の基準の一部改正)

第五条 防炎性能に係る耐洗たく性能の基準(昭和四十八年消防庁告示第十一号)の一部を次のように改正する。

第三第一号中「切り取った」を「切り取った」に、「あつては」を「あつては」に改め、同第二号(二)イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同第三号(二)イ中「日本工業規格」を「日本産業規

格」に改める。

(キュービクル式非常電源専用受電設備の基準の一部改正)

第六条 キュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和五十年消防庁告示第七号)の一部を次のように改正する。

第三第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部改正)

第七条 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準(昭和五十一年消防庁告示第九号)の一部を次のように改正する。

第三第一号(二)イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同第二号(一)及び(二)中「あつては」を「あつては」に改める。

(避難器具の基準の一部改正)

第八条 避難器具の基準(昭和五十三年消防庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

第九第一号(二)から(四)までの規定中「あつては」を「あつては」に改め、同第二号(一)の表中「日本工業規格 G 三一〇一」を「産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に

規定する日本産業規格（以下「JIS」という。） G 三一〇一」に、「日本工業規格 G 三四四四」を「JIS G 三四四四」に、「日本工業規格 G 三四五二」を「JIS G 三四五二」に、「日本工業規格 G 三五二五」を「JIS G 三五二五」に、「日本工業規格 G 三一二三」を「JIS G 三一二三」に、「日本工業規格 B 二八〇一」を「JIS B 二八〇一」に、「日本工業規格 B 二八〇二」を「JIS B 二八〇二」に、「日本工業規格 F 二一〇六」を「JIS F 二一〇六」に、「日本工業規格 L 二七〇三」を「JIS L 二七〇三」に改め、同号(三)及び(五)中「あつては」を「あつては」に改め、同第三号(一)中「日本工業規格」を「JIS」に、「行つた」を「行つた」に、「あつては」を「あつては」に改める。
（ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準の一部改正）

第九条 ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和五十六年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(六)から(八)までの規定中「あつては」を「あつては」に改め、同号(二)中「かかった」を「かかった」に改め、同号(三)中「あつては」を「あつては」に、「かかった」を「かかった」に改め、同号(四)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同第二号(一)及び(四)から(六)までの規定中「あつて

は」を「あつては」に改め、同第三号(二)中「当たつての」を「当たつての」に改める。

(配電盤及び分電盤の基準の一部改正)

第十条 配電盤及び分電盤の基準(昭和五十六年消防庁告示第十号)の一部を次のように改正する。

第四第一号(一)口中「日本工業規格」を「産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格」に改め、同号(一)ハ(イ)及び(ロ)並びに同号(二)ニ(ロ)及び(ハ)中「あつては」を「あつては」に改め、同号(三)中「よつて」を「よつて」に改める。

(消防用設備等試験結果報告書の様式の一部改正)

第十一条 平成元年消防庁告示第四号(消防用設備等試験結果報告書の様式)の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第三十八まで中「ロキハ継ぎ器」を「ロキ耐継ぎ器」に改める。

(不活性ガス消火設備等の放出弁の基準の一部改正)

第十二条 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準(平成七年消防庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部改正)

第十三条 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（粉末消火設備の定圧作動装置の基準の一部改正）

第十四条 粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成七年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準の一部改正）

第十五条 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成七年消防庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目の一部改正）

第十六条 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成八年消防庁告示第二号）の一

部を次のように改正する。

第八第二号(イ)(イ)中「日本工業規格G三一〇一」を「産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。）G三一〇一」に、「日本工業規格G三四四四」を「JISG三四四四」に、「日本工業規格G三四六六」を「JISG三四六六」に、「日本工業規格G三五二五」を「JISG三五二五」に改め、同号(ハ)(イ)中「日本工業規格」を「JIS」に改め、同第四号(イ)、ロ及びホ、同号(三)イ並びに同号(四)イ中「日本工業規格」を「JIS」に改め、同第五号(二)の表中「日本工業規格（以下「JIS」という。）」を「JIS」に改め、同第七号(ロ)及び(ホ)中「日本工業規格」を「JIS」に改める。

（加圧送水装置の基準の一部改正）

第十七条 加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

第五第一号(六)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（耐火電線の基準の一部改正）

第十八条 耐火電線の基準（平成九年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(二)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(耐熱電線の基準の一部改正)

第十九条 耐熱電線の基準(平成九年消防庁告示第十一号)の一部を次のように改正する。

第三第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(誘導灯及び誘導標識の基準の一部改正)

第二十条 誘導灯及び誘導標識の基準(平成十一年消防庁告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(合成樹脂製の管及び管継手の基準の一部改正)

第二十一条 合成樹脂製の管及び管継手の基準(平成十三年消防庁告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第十第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(スプリンクラー設備等の送水口の基準の一部改正)

第二十二条 スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成十三年消防庁告示第三十七号)の一部を次

のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部改正)

第二十三条 平成十四年消防庁告示第八号(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「~~ロキハ~~」を「~~ロキハ~~」に改める。

(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正)

第二十四条 平成十六年消防庁告示第十三号(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)の一部を次のように改正する。

第五第九号(二)の表中「日本工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関

する講習の実施に関し必要な細目の一部改正)

第二十五条 平成十六年消防庁告示第二十五号(消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目)の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~ロヤハ~~」を「~~ロヤ耐~~」に改める。

(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部改正)

第二十六条 平成二十年消防庁告示第十九号(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「~~ロヤハ~~」を「~~ロヤ耐~~」に改める。

(金属製管継手及びバルブ類の基準の一部改正)

第二十七条 金属製管継手及びバルブ類の基準(平成二十年消防庁告示第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(配管の摩擦損失計算の基準の一部改正)

第二十八条 平成二十年消防庁告示第三十二号（配管の摩擦損失計算の基準）の一部を次のように改正する。

第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第一から別表第七まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部改正）

第二十九条 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三第四号(三)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正）

第三十条 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十六年消防庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)ホ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示

対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部改正)

第三十一条 平成二十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項）の一部を次のように改正する。

様式一から様式七まで中「~~ロオハ~~」を「~~ロオハ~~」に改める。

（消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定の一部改正）

第三十二条 平成二十八年消防庁告示第二十号（消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定）の一部を次のように改正する。

第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第二号から第四号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示
の整理に関する告示 新旧対照表

【目次】

○ 自家発電設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第一号）	1
○ 蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）	3
○ 非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）	4
○ 開放型散水ヘッドの基準（昭和四十八年消防庁告示第七号）	5
○ 防火性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和四十八年消防庁告示第十一号）	6
○ キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和五十年消防庁告示第七号）	7
○ 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）	8
○ 避難器具の基準（昭和五十三年消防庁告示第一号）	9
○ ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和五十六年消防庁告示第二号）	11
○ 配電盤及び分電盤の基準（昭和五十六年消防庁告示第十号）	13
○ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第四号）	14
○ 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成七年消防庁告示第一号）	137
○ 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）	138
○ 粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成七年消防庁告示第四号）	139
○ 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成七年消防庁告示第七号）	140
○ 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成八年消防庁告示第二号）	141
○ 加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）	144
○ 耐火電線の基準（平成九年消防庁告示第十号）	145
○ 耐火電線の基準（平成九年消防庁告示第十一号）	146
○ 誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）	147
○ 合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成十三年消防庁告示第十九号）	148
○ スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成十三年消防庁告示第三十七号）	149

- 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成十四年消防庁告示第八号） ． ． ． 150
- 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十六年消防庁告示第十三号） ． ． ． 158
- 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に關し必要な細目（平成十六年消防庁告示第二十五号） ． ． ． 159
- 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成二十年消防庁告示第十九号） ． ． ． 160
- 金属製管継手及びバルブ類の基準（平成二十年消防庁告示第三十一号） ． ． ． 166
- 配管の摩擦損失計算の基準（平成二十年消防庁告示第三十二号） ． ． ． 167
- 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年消防庁告示第二号） ． ． ． 170
- 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十六年消防庁告示第五号） ． ． ． 171
- 消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項（平成二十六年消防庁告示第九号） ． ． ． 172
- 消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定（平成二十八年消防庁告示第二十号） ． ． ． 179

改正後	改正前
<p>第二 構造及び性能</p> <p>一 自家発電設備の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 常用電源が停電した場合、自動的に電圧確立、投入及び送電が行われるものであること。ただし、自家発電設備のうち、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものにあつては、電圧確立を自動とし、投入を手動とすることができる。</p> <p>〔三〕 常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間（投入を手動とする自家発電設備にあつては投入操作に要する時間を除く。）は、四十秒以内であること。ただし、常用電源の停電後四十秒経過してから当該自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の規定（同告示第二第一号（十）を除く。）に適合する蓄電池設備により電力が供給されるものにあつては、この限りでない。</p> <p>〔四〕 常用電源が停電した場合、自家発電設備に係る負荷回路と他の回路とを自動的に切り離すことができるものであること。ただし、停電の際自家発電設備に係る負荷回路を他の回路から自動的に切り離すことができる常用の電源回路に接続するものにあつては、この限りでない。</p> <p>〔五・六〕 略</p> <p>〔七〕 J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。）B八〇〇二一五（往復動内燃機関―性能―第五部…ねじり振動）に準じて算出した使用回転速度域において、構造又は性能に有害な影響を及ぼすおそれのあるねじり振動を発生しないものであること。</p> <p>〔八〕 略</p> <p>〔九〕 セルモーター付きの原動機にあつては、セルモーターピニオンと原動機のリングギヤとの不啻み合わせ防止装置を設けること。</p> <p>〔十〕 略</p> <p>〔十一〕 空気始動式の原動機にあつては、空気タンクの圧力が連続して三回以上始動できる圧力以下に低下した場合に自動的に作動する警報装置及び圧力調整装置を設けること。</p> <p>〔十二〕 液体燃料を用いる原動機の燃料タンクは、次に定めるところによる。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 圧力タンクにあつては有効な安全装置が、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管がそれぞれ設けられていること。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔三 略〕</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>〔四 略〕</p> <p>〔五 略〕</p> <p>〔六 略〕</p> <p>〔七 略〕</p> <p>〔八 略〕</p> <p>〔九 略〕</p> <p>〔十 略〕</p> <p>〔十一 略〕</p> <p>〔十二 略〕</p> <p>〔十三 略〕</p> <p>〔十四 略〕</p> <p>〔十五 略〕</p> <p>〔十六 略〕</p> <p>〔十七 略〕</p> <p>〔十八 略〕</p> <p>〔十九 略〕</p> <p>〔二十 略〕</p> <p>〔二十一 略〕</p> <p>〔二十二 略〕</p> <p>〔二十三 略〕</p> <p>〔二十四 略〕</p> <p>〔二十五 略〕</p> <p>〔二十六 略〕</p> <p>〔二十七 略〕</p> <p>〔二十八 略〕</p> <p>〔二十九 略〕</p> <p>〔三十 略〕</p> <p>〔三十一 略〕</p> <p>〔三十二 略〕</p> <p>〔三十三 略〕</p> <p>〔三十四 略〕</p> <p>〔三十五 略〕</p> <p>〔三十六 略〕</p> <p>〔三十七 略〕</p> <p>〔三十八 略〕</p> <p>〔三十九 略〕</p> <p>〔四十 略〕</p> <p>〔四十一 略〕</p> <p>〔四十二 略〕</p> <p>〔四十三 略〕</p> <p>〔四十四 略〕</p> <p>〔四十五 略〕</p> <p>〔四十六 略〕</p> <p>〔四十七 略〕</p> <p>〔四十八 略〕</p> <p>〔四十九 略〕</p> <p>〔五十 略〕</p> <p>〔五十一 略〕</p> <p>〔五十二 略〕</p> <p>〔五十三 略〕</p> <p>〔五十四 略〕</p> <p>〔五十五 略〕</p> <p>〔五十六 略〕</p> <p>〔五十七 略〕</p> <p>〔五十八 略〕</p> <p>〔五十九 略〕</p> <p>〔六十 略〕</p> <p>〔六十一 略〕</p> <p>〔六十二 略〕</p> <p>〔六十三 略〕</p> <p>〔六十四 略〕</p> <p>〔六十五 略〕</p> <p>〔六十六 略〕</p> <p>〔六十七 略〕</p> <p>〔六十八 略〕</p> <p>〔六十九 略〕</p> <p>〔七十 略〕</p> <p>〔七十一 略〕</p> <p>〔七十二 略〕</p> <p>〔七十三 略〕</p> <p>〔七十四 略〕</p> <p>〔七十五 略〕</p> <p>〔七十六 略〕</p> <p>〔七十七 略〕</p> <p>〔七十八 略〕</p> <p>〔七十九 略〕</p> <p>〔八十 略〕</p> <p>〔八十一 略〕</p> <p>〔八十二 略〕</p> <p>〔八十三 略〕</p> <p>〔八十四 略〕</p> <p>〔八十五 略〕</p> <p>〔八十六 略〕</p> <p>〔八十七 略〕</p> <p>〔八十八 略〕</p> <p>〔八十九 略〕</p> <p>〔九十 略〕</p> <p>〔九十一 略〕</p> <p>〔九十二 略〕</p> <p>〔九十三 略〕</p> <p>〔九十四 略〕</p> <p>〔九十五 略〕</p> <p>〔九十六 略〕</p> <p>〔九十七 略〕</p> <p>〔九十八 略〕</p> <p>〔九十九 略〕</p> <p>〔百 略〕</p>	<p>第二 構造及び性能</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 常用電源が停電した場合、自動的に電圧確立、投入及び送電が行われるものであること。ただし、自家発電設備のうち、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものにあつては、電圧確立を自動とし、投入を手動とすることができる。</p> <p>〔三〕 常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間（投入を手動とする自家発電設備にあつては投入操作に要する時間を除く。）は、四十秒以内であること。ただし、常用電源の停電後四十秒経過してから当該自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の規定（同告示第二第一号（十）を除く。）に適合する蓄電池設備により電力が供給されるものにあつては、この限りでない。</p> <p>〔四〕 常用電源が停電した場合、自家発電設備に係る負荷回路と他の回路とを自動的に切り離すことができるものであること。ただし、停電の際自家発電設備に係る負荷回路を他の回路から自動的に切り離すことができる常用の電源回路に接続するものにあつては、この限りでない。</p> <p>〔五・六〕 同上</p> <p>〔七〕 J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。）B八〇〇二一五（往復動内燃機関―性能―第五部…ねじり振動）に準じて算出した使用回転速度域において、構造又は性能に有害な影響を及ぼすおそれのあるねじり振動を発生しないものであること。</p> <p>〔八〕 同上</p> <p>〔九〕 セルモーター付きの原動機にあつては、セルモーターピニオンと原動機のリングギヤとの不啻み合わせ防止装置を設けること。</p> <p>〔十〕 同上</p> <p>〔十一〕 空気始動式の原動機にあつては、空気タンクの圧力が連続して三回以上始動できる圧力以下に低下した場合に自動的に作動する警報装置及び圧力調整装置を設けること。</p> <p>〔十二〕 同上</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 圧力タンクにあつては有効な安全装置が、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管がそれぞれ設けられていること。</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔四 同上〕</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>〔六 同上〕</p> <p>〔七 同上〕</p> <p>〔八 同上〕</p> <p>〔九 同上〕</p> <p>〔十 同上〕</p> <p>〔十一 同上〕</p> <p>〔十二 同上〕</p> <p>〔十三 同上〕</p> <p>〔十四 同上〕</p> <p>〔十五 同上〕</p> <p>〔十六 同上〕</p> <p>〔十七 同上〕</p> <p>〔十八 同上〕</p> <p>〔十九 同上〕</p> <p>〔二十 同上〕</p> <p>〔二十一 同上〕</p> <p>〔二十二 同上〕</p> <p>〔二十三 同上〕</p> <p>〔二十四 同上〕</p> <p>〔二十五 同上〕</p> <p>〔二十六 同上〕</p> <p>〔二十七 同上〕</p> <p>〔二十八 同上〕</p> <p>〔二十九 同上〕</p> <p>〔三十 同上〕</p> <p>〔三十一 同上〕</p> <p>〔三十二 同上〕</p> <p>〔三十三 同上〕</p> <p>〔三十四 同上〕</p> <p>〔三十五 同上〕</p> <p>〔三十六 同上〕</p> <p>〔三十七 同上〕</p> <p>〔三十八 同上〕</p> <p>〔三十九 同上〕</p> <p>〔四十 同上〕</p> <p>〔四十一 同上〕</p> <p>〔四十二 同上〕</p> <p>〔四十三 同上〕</p> <p>〔四十四 同上〕</p> <p>〔四十五 同上〕</p> <p>〔四十六 同上〕</p> <p>〔四十七 同上〕</p> <p>〔四十八 同上〕</p> <p>〔四十九 同上〕</p> <p>〔五十 同上〕</p> <p>〔五十一 同上〕</p> <p>〔五十二 同上〕</p> <p>〔五十三 同上〕</p> <p>〔五十四 同上〕</p> <p>〔五十五 同上〕</p> <p>〔五十六 同上〕</p> <p>〔五十七 同上〕</p> <p>〔五十八 同上〕</p> <p>〔五十九 同上〕</p> <p>〔六十 同上〕</p> <p>〔六十一 同上〕</p> <p>〔六十二 同上〕</p> <p>〔六十三 同上〕</p> <p>〔六十四 同上〕</p> <p>〔六十五 同上〕</p> <p>〔六十六 同上〕</p> <p>〔六十七 同上〕</p> <p>〔六十八 同上〕</p> <p>〔六十九 同上〕</p> <p>〔七十 同上〕</p> <p>〔七十一 同上〕</p> <p>〔七十二 同上〕</p> <p>〔七十三 同上〕</p> <p>〔七十四 同上〕</p> <p>〔七十五 同上〕</p> <p>〔七十六 同上〕</p> <p>〔七十七 同上〕</p> <p>〔七十八 同上〕</p> <p>〔七十九 同上〕</p> <p>〔八十 同上〕</p> <p>〔八十一 同上〕</p> <p>〔八十二 同上〕</p> <p>〔八十三 同上〕</p> <p>〔八十四 同上〕</p> <p>〔八十五 同上〕</p> <p>〔八十六 同上〕</p> <p>〔八十七 同上〕</p> <p>〔八十八 同上〕</p> <p>〔八十九 同上〕</p> <p>〔九十 同上〕</p> <p>〔九十一 同上〕</p> <p>〔九十二 同上〕</p> <p>〔九十三 同上〕</p> <p>〔九十四 同上〕</p> <p>〔九十五 同上〕</p> <p>〔九十六 同上〕</p> <p>〔九十七 同上〕</p> <p>〔九十八 同上〕</p> <p>〔九十九 同上〕</p> <p>〔百 同上〕</p>

ロ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項、第十二項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により、燃料が安定して供給されるものであること。

(イ) 地表面水平加速度四百ガルの地震動が加えられた後であつても、燃料が安定して供給されるものであること。

(ロ) 導管が建築物の外壁を貫通する場合にあつては、次に定める緊急ガス遮断装置（危急の場合に建築物の外壁を貫通する箇所の付近で直ちにガスの供給を遮断することができるものをいう。）が設置されていること。

〔a・b 略〕

(ハ) ガスを圧縮して原動機に供給するものにあつては、ガス圧縮器から安定して圧縮ガスが供給されるまでの間、定格負荷における連続運転に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有されるものであること。ただし、(三)ただし書の規定の例により蓄電池設備を設けているものにあつては、この限りでない。

(ニ) 水冷式の内燃機関には、専用の冷却水タンクを設けるものとし、その容量は冷却するものに十分なものとすること。ただし、冷却塔、熱交換器その他これらに類するものを用いるものにあつては、専用の冷却水タンクを設けることを要しない。

〔(五)〜(六) 略〕

二 電力を常時供給する自家発電設備の構造及び性能は、前号の規定によるほか、電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものであること。ただし、前号(ロ)に定める方法により燃料が安定して供給されるものにあつては、この限りでない。

〔三 略〕

ロ 〔同上〕

(イ) 地表面水平加速度四百ガルの地震動が加えられた後であつても、燃料が安定して供給されるものであること。

(ロ) 導管が建築物の外壁を貫通する場合にあつては、次に定める緊急ガス遮断装置（危急の場合に建築物の外壁を貫通する箇所の付近で直ちにガスの供給を遮断することができるものをいう。）が設置されていること。

〔a・b 同上〕

(ハ) ガスを圧縮して原動機に供給するものにあつては、ガス圧縮器から安定して圧縮ガスが供給されるまでの間、定格負荷における連続運転に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有されるものであること。ただし、(三)ただし書の規定の例により蓄電池設備を設けているものにあつては、この限りでない。

(ニ) 水冷式の内燃機関には、専用の冷却水タンクを設けるものとし、その容量は冷却するものに十分なものとすること。ただし、冷却塔、熱交換器その他これらに類するものを用いるものにあつては、専用の冷却水タンクを設けることを要しない。

〔(五)〜(六) 同上〕

二 電力を常時供給する自家発電設備の構造及び性能は、前号の規定によるほか、電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものであること。ただし、前号(ロ)に定める方法により燃料が安定して供給されるものにあつては、この限りでない。

〔三 同上〕

改正後	改正前
<p>第二 構造及び性能</p> <p>「一 略」</p> <p>二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 鉛蓄電池は、自動車用以外のもので、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。</p> <p>イ J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C 八七〇四―一（据置鉛蓄電池第一部（ベント形））に適合するもの</p> <p>「ロ・ハ 略」</p> <p>(二) アルカリ蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。</p> <p>イ J I S C 八七〇五（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）に適合するもの</p> <p>「ロ・ニ 略」</p> <p>「三・ハ 略」</p> <p>「三・六 略」</p>	<p>第二 構造及び性能</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>(一) 「同上」</p> <p>イ J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C 八七〇四―一（据置鉛蓄電池第一部（ベント形））に適合するもの</p> <p>「ロ・ハ 同上」</p> <p>(二) 「同上」</p> <p>イ J I S C 八七〇五（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）に適合するもの</p> <p>「ロ・ニ 同上」</p> <p>「三・ハ 同上」</p> <p>「三・六 同上」</p>

改正後	改正前
<p>第三 非常ベル及び自動式サイレンの構造及び性能</p> <p>一 非常ベル及び自動式サイレンの構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>〔一〕～〔四〕 略</p> <p>〔五〕 次に掲げる部品は、それぞれにおいて定める構造及び機能を有するもの又はこれと同等以上の機能を有するものであること。</p> <p>イ スイッチは、次によること。</p> <p>〔イ〕 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第二十</u>条第一項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）C 六四三七（電子機器用ロータリスイッチ）又は JIS C 六五七一（電子機器用トグルスイッチ）に準ずるものであること。</p> <p>〔ロ〕・〔ハ〕 略</p> <p>〔ロ〕～ト 略</p> <p>〔二〕～五 略</p>	<p>第三 非常ベル及び自動式サイレンの構造及び性能</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔一〕～〔四〕 同上</p> <p>〔五〕 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>〔イ〕 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第十七</u>条第一項に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）C 六四三七（電子機器用ロータリスイッチ）又は JIS C 六五七一（電子機器用トグルスイッチ）に準ずるものであること。</p> <p>〔ロ〕・〔ハ〕 同上</p> <p>〔ロ〕～ト 同上</p> <p>〔二〕～五 同上</p>

改正後	改正前
<p>第二構造 ヘッ드의構造は、次に定めるところによる。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 配管への取付け等の取扱いに際し、機能に影響を及ぼす変形、損傷又は狂いを生じないものであること。</p> <p>三 ヘッ드의取付けねじは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。）B〇二〇三（管用テーパねじ）の呼びPT1/2のおねじに適合するものであること。</p>	<p>第二構造 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 配管への取付け等の取扱いに際し、機能に影響を及ぼす変形、損傷又はくるいを生じないものであること。</p> <p>三 ヘッ드의取付けねじは、日本工業規格（以下「JIS」という。）B〇二〇三（管用テーパねじ）の呼びPT1/2のおねじに適合するものであること。</p>

改正後	改正前
<p>(材料)</p> <p>第三 洗たくの方法</p> <p>洗たくの方法は、水洗い洗たく及びドライクリーニングによる方法とし、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 洗たくを行う試料（以下「試料」という。）は、二平方メートル以上の布から無作為に切り取った縦四十五センチメートル、横三十五センチメートルのもの三体（炎を接した場合に溶融する性状の布にあつては、五体）とすること。</p> <p>二 水洗い洗たくは、次の（一）に定める洗たく機等（水洗い洗たく機、脱水機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の（二）に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 洗たく方法</p> <p>イ 温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇一（工業用水試験方法）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が五ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）一リットル当たり日本産業規格K三三〇三（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるまで入れること。</p> <p>〔ロ〕へ 略</p> <p>三 ドライクリーニングは、次の（一）に定めるドライクリーニング機等（ドライクリーニング機、脱液機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の（二）に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 洗たく方法</p> <p>イ 日本産業規格K一五二一（パークロエチレン）に定めるパークロエチレン百ミリリットル当たり日本産業規格L〇八六〇（ドライクリーニングに対する染色堅ろう度試験方法）に定める非イオン界面活性剤一グラム、スルフォン琥珀こはく酸ジオクチルエステルで純分六十パーセント以上、アルコール不溶分三・五パーセント以下の陰イオン界面活性剤一グラム及び水〇・一ミリリットルの割合で混入した液を洗たく槽に三・七八リットル入れること。</p> <p>〔ロ〕ニ 略</p>	<p>(材料)</p> <p>第三 洗たくの方法</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 洗たくを行う試料（以下「試料」という。）は、二平方メートル以上の布から無作為に切り取った縦四十五センチメートル、横三十五センチメートルのもの三体（炎を接した場合に溶融する性状の布にあつては、五体）とすること。</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 洗たく方法</p> <p>イ 温水（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇一（工業用水試験方法）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が五ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）一リットル当たり日本工業規格K三三〇三（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるまで入れること。</p> <p>〔ロ〕へ 同上</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 洗たく方法</p> <p>イ 日本工業規格K一五二一（パークロエチレン）に定めるパークロエチレン百ミリリットル当たり日本工業規格L〇八六〇（ドライクリーニングに対する染色堅ろう度試験方法）に定める非イオン界面活性剤一グラム、スルフォン琥珀こはく酸ジオクチルエステルで純分六十パーセント以上、アルコール不溶分三・五パーセント以下の陰イオン界面活性剤一グラム及び水〇・一ミリリットルの割合で混入した液を洗たく槽に三・七八リットル入れること。</p> <p>〔ロ〕ニ 同上</p>

改正後	改正前
<p>第三 構造及び性能</p> <p>キュービクル式非常電源専用受電設備の構造及び性能は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 外箱（次号に掲げるものに係るものを除く。）は、JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第二十条</u>第一項の日本産業規格をいう。）A-1311の防火A種2Sの例によるものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。</p> <p>〔二七七 略〕</p>	<p>第三 構造及び性能</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 外箱（次号に掲げるものに係るものを除く。）は、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第十七条</u>第一項の日本工業規格をいう。）A-1311の防火A種2Sの例によるものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。</p> <p>〔二七七 同上〕</p>

改正後	改正前
<p>第三 容器弁</p> <p>一 構造、材質及び機能</p> <p>容器弁の構造、材質及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 弁箱の性質は、次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第二十条第一項の日本産業規格をいう。</u>以下同じ。）H三二五〇のC三七一二又はC三七七一</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>〔三〕〔五〕 略</p> <p>二 耐圧試験</p> <p>容器弁の弁箱は、当該容器弁を設ける容器等の種別に応じ、次の（一）及び（二）に定める圧力値の水圧力を二分間加えた場合、漏れ又は変形を生じないものでなければならない。</p> <p>（一）不活性ガス消火設備の高圧式貯蔵容器（消火剤として使用される二酸化炭素を常温で貯蔵する容器をいう。以下同じ。）若しくは起動用ガス容器、H F C 一三三を放射するハロゲン化物消火設備の貯蔵容器等又は粉末消火設備の加圧用ガス容器（加圧用ガスに二酸化炭素を用いるものに限る。）にあつては、二十四・五メガパスカル</p> <p>（二）（一）に掲げる以外の容器等にあつては、容器等の耐圧試験圧力値</p> <p>〔三〕七 略</p>	<p>第三 容器弁</p> <p>一 構造、材質及び機能</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>イ J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第十七条第一項の日本工業規格をいう。</u>以下同じ。）H三二五〇のC三七一二又はC三七七一</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>〔三〕〔五〕 同上</p> <p>二 耐圧試験</p> <p>〔同上〕</p> <p>（一）不活性ガス消火設備の高圧式貯蔵容器（消火剤として使用される二酸化炭素を常温で貯蔵する容器をいう。以下同じ。）若しくは起動用ガス容器、H F C 一三三を放射するハロゲン化物消火設備の貯蔵容器等又は粉末消火設備の加圧用ガス容器（加圧用ガスに二酸化炭素を用いるものに限る。）にあつては、二十四・五メガパスカル</p> <p>（二）（一）に掲げる以外の容器等にあつては、容器等の耐圧試験圧力値</p> <p>〔三〕七 同上</p>

改正後

改正前

第九 救助袋の構造、材質及び強度

第九 救助袋の構造、材質及び強度

一 救助袋の構造は、次に定めるところによる。

一 「同上」

〔一〕 略

〔一〕 同上

〔二〕 救助袋は、入口金具、袋本体、緩衝装置、取手及び下部支持装置等により構成されるものであること。ただし、降着の際強い衝撃を受けるおそれのないものにあつては緩衝装置を、垂直式の救助袋（垂直に展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。）にあつては下部支持装置を設けないことができる。

〔二〕 救助袋は、入口金具、袋本体、緩衝装置、取手及び下部支持装置等により構成されるものであること。ただし、降着の際強い衝撃を受けるおそれのないものにあつては緩衝装置を、垂直式の救助袋（垂直に展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。）にあつては下部支持装置を設けないことができる。

〔三〕 垂直式の救助袋にあつては、次によること。

〔三〕 垂直式の救助袋にあつては、次によること。

〔イ〜ハ〕 略

〔イ〜ハ〕 同上

ト 袋本体の滑降部は、落下防止のため、布を重ねた二重構造のもの又は外面に網目の辺の長さが五センチメートル以下の無結節の網を取り付けたものであること。ただし、構造上落下防止の性能を有する袋本体にあつては、この限りでない。

ト 袋本体の滑降部は、落下防止のため、布を重ねた二重構造のもの又は外面に網目の辺の長さが五センチメートル以下の無結節の網を取り付けたものであること。ただし、構造上落下防止の性能を有する袋本体にあつては、この限りでない。

〔チ〜ヌ〕 略

〔チ〜ヌ〕 同上

四 斜降式の救助袋（斜めに展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。）にあつては、〔三〕イ、ロ及びニからトまでによるほか、次によること。

四 斜降式の救助袋（斜めに展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。）にあつては、〔三〕イ、ロ及びニからトまでによるほか、次によること。

〔イ〜チ〕 略

〔イ〜チ〕 同上

二 救助袋の材質は、次に定めるところによる。

二 「同上」

〔一〕 入口金具に用いる部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる材質又はこれらと同等以上の耐久性を有するものであること。

〔一〕 「同上」

部品	材料
入口枠、支持枠及び袋取付枠	産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。） G 三二〇一（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）又はJIS G 三四五二（配管用炭素鋼鋼管）
ワイヤロープ	JIS G 三五二五（ワイヤロープ）
ボルト	JIS G 三二二三（みがき棒鋼）
シャックル	JIS B 二八〇一（シャックル）
シンブル	JIS B 二八〇二（シンブル）
チェーン	JIS F 二二〇六（船用一般チェーン）
ロープ	JIS L 二七〇三（ビニロンロープ）

〔二〕 略

〔二〕 同上

部品	材料
〔同上〕	日本工業規格 G 三二〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格 G 三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）又は日本工業規格 G 三四五二（配管用炭素鋼鋼管）
〔同上〕	日本工業規格 G 三五二五（ワイヤロープ）
〔同上〕	日本工業規格 G 三二二三（みがき棒鋼）
〔同上〕	日本工業規格 B 二八〇一（シャックル）
〔同上〕	日本工業規格 B 二八〇二（シンブル）
〔同上〕	日本工業規格 F 二二〇六（船用一般チェーン）
〔同上〕	日本工業規格 L 二七〇三（ビニロンロープ）

(三) 展張部材に用いるロープ又はベルトは、耐久性を有するものであり、ロープにあつては、よりに緩みがなく、かつ、よじれの生じにくいものであること。

〔四略〕

(五) 耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

三 救助袋の強度は、次に定めるところによる。

(一) 救助袋に用いる布は、JIS L 一〇九六（一般織物試験方法）の引張強さの試験及び引裂強さの試験を行った場合、引張強さについては一キロニュートン（覆い布にあつては〇・八キロニュートン）以上、引裂強さについては〇・一二キロニュートン（覆い布にあつては〇・〇八キロニュートン）以上の強度を有するものであること。

〔二〕〔五略〕

〔四略〕

(三) 展張部材に用いるロープ又はベルトは、耐久性を有するものであり、ロープにあつては、よりに緩みがなく、かつ、よじれの生じにくいものであること。

〔四同上〕

(五) 耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

三 〔同上〕

(一) 救助袋に用いる布は、日本工業規格 L 一〇九六（一般織物試験方法）の引張強さの試験及び引裂強さの試験を行った場合、引張強さについては一キロニュートン（覆い布にあつては〇・八キロニュートン）以上、引裂強さについては〇・一二キロニュートン（覆い布にあつては〇・〇八キロニュートン）以上の強度を有するものであること。

〔二〕〔五同上〕

〔四同上〕

改正後	改正前
<p>第三 検知器の構造及び性能</p> <p>一 検知器（液化石油ガスを検知対象とするものを除く。以下第二において同じ。）の構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>〔一〕～〔五〕 略</p> <p>〔六〕 ガス漏れの発生を音響により警報する機能（以下「警報機能」という。）を有するものにあつては、通電状態にあることを容易に確認できる通電表示灯を有すること。</p> <p>〔七〕 警報機能を有するものにあつては、信号を發した旨を容易に確認できる装置を有すること。</p> <p>〔八〕 警報機能を有するものにあつては、その警報音の音圧は、前方一メートル離れた箇所七十デシベル以上であること。</p> <p>〔九〕～〔十〕 略</p> <p>〔一〕 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの電圧がかかったときに五メガオーム以上であること。</p> <p>〔二〕 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、定格電圧が六十ボルト以下のものにあつては五百ボルト、六十ボルトを超え五百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、五百五十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値の交流電圧が一分間かつたときに、十分なものであること。</p> <p>〔三〕～〔六〕 略</p> <p>〔七〕 電源変圧器は、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格C六四三六（電子機器用小型電源変圧器）に準ずるものであり、かつ、最大使用電流に連続して耐える容量を有すること。</p> <p>〔八〕～〔九〕 略</p> <p>二 検知器の性能の基準は、次に定めるところによること。</p> <p>〔一〕 ガスの濃度が爆発下限界の四分の一（規則第二十四条の二の三第一項第一号イ(ロ)又は同号ロ(ロ)に定めるところにより設ける場合にあつては、十分の一。以下同じ。）以上のときに確実に作動し、二百分の一以下のときに作動しないこと。</p> <p>〔二〕～〔三〕 略</p> <p>〔四〕 通常の使用状態において、調理等の際に発生する湯気、油煙、アルコール、廃ガス等により容易に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を發しないこと。</p> <p>〔五〕 信号を發する濃度のガスに接したとき、六十秒以内に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を發すること。</p> <p>〔六〕 規則第二十四条の二の三第一項第一号イ(ロ)又は同号ロ(ロ)に定めるところにより設けるものにあつては、ガスの濃度を指示するための装置を設けるとともに、当該指示された値を校正することができること。</p>	<p>第三 検知器の構造及び性能</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔一〕～〔五〕 同上</p> <p>〔六〕 ガス漏れの発生を音響により警報する機能（以下「警報機能」という。）を有するものにあつては、通電状態にあることを容易に確認できる通電表示灯を有すること。</p> <p>〔七〕 警報機能を有するものにあつては、信号を發した旨を容易に確認できる装置を有すること。</p> <p>〔八〕 警報機能を有するものにあつては、その警報音の音圧は、前方一メートル離れた箇所七十デシベル以上であること。</p> <p>〔九〕～〔十〕 同上</p> <p>〔一〕 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの電圧がかかったときに五メガオーム以上であること。</p> <p>〔二〕 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、定格電圧が六十ボルト以下のものにあつては五百ボルト、六十ボルトを超え五百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、五百五十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値の交流電圧が一分間かつたときに、十分なものであること。</p> <p>〔三〕～〔六〕 同上</p> <p>〔七〕 電源変圧器は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格C六四三六（電子機器用小型電源変圧器）に準ずるものであり、かつ、最大使用電流に連続して耐える容量を有すること。</p> <p>〔八〕～〔九〕 同上</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔一〕 ガスの濃度が爆発下限界の四分の一（規則第二十四条の二の三第一項第一号イ(ロ)又は同号ロ(ロ)に定めるところにより設ける場合にあつては、十分の一。以下同じ。）以上のときに確実に作動し、二百分の一以下のときに作動しないこと。</p> <p>〔二〕～〔三〕 同上</p> <p>〔四〕 通常の使用状態において、調理等の際に発生する湯気、油煙、アルコール、廃ガス等により容易に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を發しないこと。</p> <p>〔五〕 信号を發する濃度のガスに接したとき、六十秒以内に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を發すること。</p> <p>〔六〕 規則第二十四条の二の三第一項第一号イ(ロ)又は同号ロ(ロ)に定めるところにより設けるものにあつては、ガスの濃度を指示するための装置を設けるとともに、当該指示された値を校正することができること。</p>

三 本体に次に掲げる事項が容易に消えないように表示されていること。

〔一〕～〔十〕 略

(二) 取扱方法の概要及び取扱いに当たつての注意事項

三 「同上」

〔一〕～〔十〕 同上

(二) 取扱方法の概要及び取扱いに当たつての注意事項

改正後	改正前
<p>第四 第一種配電盤等及び第二種配電盤等の性能</p> <p>一 第一種配電盤等の性能は、次に定めるところによること。</p> <p>（一） キヤビネットは、次に定める耐火試験に合格するものであること。</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>ロ 加熱方法は、キヤビネットを別図第二に示す位置に取り付け、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。） A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線に準じて三十分間加熱すること。</p> <p>ハ 温度測定は、次によること。</p> <p>（イ） 温度は、JIS C 一六〇二（熱電対）に規定する素線の線径が一ミリメートルの〇・七五級以上の性能を有するC A裸熱電対及び自動記録計を用いて、埋込式のキヤビネットにあつては別図第三に示すA点及びB点で測定し、露出式のキヤビネットにあつては同図に示すA点、B点及びC点で測定すること。</p> <p>（ロ） 温度制御は、埋込式のキヤビネットにあつては別図第三に示すA点で行い、露出式のキヤビネットにあつては同図に示すA点及びC点で行い、かつ、C点の温度はA点の温度のプラスマイナス十パーセント以内となるようにすること。</p> <p>〔二〕 略</p> <p>（二） 非常電源回路に使用する配線用機器及び配線（以下「配線用機器等」という。）は、次に定める耐火試験に合格するものであること。</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>（イ） 試験結果の判定は、次によること。</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>（ロ） 過電流保護器として、遮断器を使用するものにあつては耐熱定格遮断電流を加熱した直後に通電したときに、開閉器及び電磁接触器を使用するものにあつては加熱したときに、機能に異常を生じないものであること。</p> <p>（ハ） 絶縁抵抗は、加熱直後に直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が〇・二メガオーム（定格電圧が三百ボルトを超える配線用機器等にあつては〇・四メガオーム）以上であること。</p> <p>（ニ） 略</p> <p>（三） 一の非常電源回路は、他の非常電源回路又は他の電源回路の開閉器若しくは遮断器によつて遮断されないものであること。</p> <p>〔四〕 略</p> <p>〔一〕 略</p>	<p>第四 第一種配電盤等及び第二種配電盤等の性能</p> <p>一 第一種配電盤等の性能は、次に定めるところによること。</p> <p>〔同上〕</p> <p>（一） 〔同上〕</p> <p>〔イ〕 同上</p> <p>ロ 加熱方法は、キヤビネットを別図第二に示す位置に取り付け、日本工業規格（以下「JIS」という。） A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線に準じて三十分間加熱すること。</p> <p>ハ 〔同上〕</p> <p>（イ） 温度は、JIS C 一六〇二（熱電対）に規定する素線の線径が一ミリメートルの〇・七五級以上の性能を有するC A裸熱電対及び自動記録計を用いて、埋込式のキヤビネットにあつては別図第三に示すA点及びB点で測定し、露出式のキヤビネットにあつては同図に示すA点、B点及びC点で測定すること。</p> <p>（ロ） 温度制御は、埋込式のキヤビネットにあつては別図第三に示すA点で行い、露出式のキヤビネットにあつては同図に示すA点及びC点で行い、かつ、C点の温度はA点の温度のプラスマイナス十パーセント以内となるようにすること。</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>〔イ〕 同上</p> <p>〔同上〕</p> <p>（一） 〔同上〕</p> <p>（イ） 同上</p> <p>（ロ） 過電流保護器として、遮断器を使用するものにあつては耐熱定格遮断電流を加熱した直後に通電したときに、開閉器及び電磁接触器を使用するものにあつては加熱したときに、機能に異常を生じないものであること。</p> <p>（ハ） 絶縁抵抗は、加熱直後に直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が〇・二メガオーム（定格電圧が三百ボルトを超える配線用機器等にあつては〇・四メガオーム）以上であること。</p> <p>（ニ） 同上</p> <p>（三） 一の非常電源回路は、他の非常電源回路又は他の電源回路の開閉器若しくは遮断器によつて遮断されないものであること。</p> <p>〔四〕 同上</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p>

改正後

改正前

別記様式第1

消 火 器 試 験 結 果 報 告 書														
					実施日	年	月	日						
					実施者									
					住所									
					氏名									
					印									
用途	() 項		・		構造	耐火構造で内装耐燃したもの		その他						
延べ面積	m ²		必要能力単位		緩和対象の消火設備		有 無							
付加設置部分の有無 有 (少量危険物・指定可燃物・電気設備・火気使用設備) 無														
用途	消火器の種類及び個数					能力単位		結果						
	a	b	c	d	e	f	合計	A	B	C	適合性	設置場所等	標 識	機 器
合 計														
備 考														

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 aは粉末消火器、bは泡消火器、cは油化剤消火器、dは二酸化炭素消火器、eはハロゲン化剤消火器及びfは水消火器をいう。また、能力単位C欄は、該当する消火器が設置してある場合に○印で記入すること。
 4 付加設置すべき部分がある場合には、各階ごとに、用途の欄にその部分を記入すること。
 5 結果の欄には、良否を記入すること。

別記様式第1

消 火 器 試 験 結 果 報 告 書														
					実施日	年	月	日						
					実施者									
					住所									
					氏名									
					印									
用途	() 項		・		構造	耐火構造で内装耐燃したもの		その他						
延べ面積	m ²		必要能力単位		緩和対象の消火設備		有 無							
付加設置部分の有無 有 (少量危険物・指定可燃物・電気設備・火気使用設備) 無														
用途	消火器の種類及び個数					能力単位		結果						
	a	b	c	d	e	f	合計	A	B	C	適合性	設置場所等	標 識	機 器
合 計														
備 考														

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 aは粉末消火器、bは泡消火器、cは油化剤消火器、dは二酸化炭素消火器、eはハロゲン化剤消火器及びfは水消火器をいう。また、能力単位C欄は、該当する消火器が設置してある場合に○印で記入すること。
 4 付加設置すべき部分がある場合には、各階ごとに、用途の欄にその部分を記入すること。
 5 結果の欄には、良否を記入すること。

屋内消火栓設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途 () 項	構造	A	B	C	階	
延べ面積	m ²	階	地上	階	階	
試験 対象 項目	水源の種類・構造	種別・容量等の内容				結果
		水				
外	水	水	m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)			
		吸水障害防止措置	有 ・ 無			
外	水	給水装置	有 ・ 無			
		耐震措置	有 ・ 無			
設置場所	ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量	ℓ/min		
		型式	定格全揚程	m		
ポンプを用いるもの	電動機の仕様	製造者名	種別	型電動機		
		型式	定格電圧	V		
ポンプ・電動機	設置状況	製造番号	定格電流	A		
		出力	kW			
水送装置	接地点	種接地				
		配線				
水送装置	潤滑油					
		配管・バルブ類	管の呼び			
水送装置	オリフィス等	流通口径				
		mm				

屋内消火栓設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途 () 項	構造	A	B	C	階	
延べ面積	m ²	階	地上	階	階	
試験 対象 項目	水源の種類・構造	種別・容量等の内容				結果
		水				
外	水	水	m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)			
		吸水障害防止措置	有 ・ 無			
外	水	給水装置	有 ・ 無			
		耐震措置	有 ・ 無			
設置場所	ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量	ℓ/min		
		型式	定格全揚程	m		
ポンプを用いるもの	電動機の仕様	製造者名	種別	型電動機		
		型式	定格電圧	V		
ポンプ・電動機	設置状況	製造番号	定格電流	A		
		出力	kW			
水送装置	接地点	種接地				
		配線				
水送装置	潤滑油					
		配管・バルブ類	管の呼び			
水送装置	オリフィス等	流通口径				
		mm				

屋内消火栓消火設備

試験		項目	種別・容量等の内容	結果	
外観	加圧ポンプを用いるもの	水漏上昇防止のための逃し装置	フームスターボンプに設ける逃し配管・逃し装置	逃し配管の高さ m	
			逃し装置の設定圧力	MPa	
		性能試験装置の配管・バルブ類	材質	鋼板製・合成樹脂製	
			水量	ℓ	
		呼水装置	逆水用排水管	管の呼び	A
			呼水管	管の呼び	A
			補給水管	管の呼び	A
			減水警報装置	フロートスイッチ・電線	
			設置場所		
		制御装置	制御盤		
予備品等					
接地工事	接地工事		種接地		
	設置位置				
圧力計・連成計	圧力計・連成計		級		
	直接操作部	設置場所等			
起動部	遠隔操作部	設置場所等			
	遠隔自動起動装置	設置場所等			
送水装置	送水装置				
	送水装置				
高架水槽を用いるもの	高架水槽を用いるもの	内容積・落差	m ³ m		
		配管・バルブ類			
圧力水槽を用いるもの	圧力水槽を用いるもの	種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器		
		内容積・有効圧力	m ³ MPa		

②

屋内消火栓消火設備

試験		項目	種別・容量等の内容	結果	
外観	加圧ポンプを用いるもの	水漏上昇防止のための逃し装置	フームスターボンプに設ける逃し配管・逃し装置	逃し配管の高さ m	
			逃し装置の設定圧力	MPa	
		性能試験装置の配管・バルブ類	材質	鋼板製・合成樹脂製	
			水量	ℓ	
		呼水装置	逆水用排水管	管の呼び	A
			呼水管	管の呼び	A
			補給水管	管の呼び	A
			減水警報装置	フロートスイッチ・電線	
			設置場所		
		制御装置	制御盤		
予備品等					
接地工事	接地工事		種接地		
	設置位置				
圧力計・連成計	圧力計・連成計		級		
	直接操作部	設置場所等			
起動部	遠隔操作部	設置場所等			
	遠隔自動起動装置	設置場所等			
送水装置	送水装置				
	送水装置				
高架水槽を用いるもの	高架水槽を用いるもの	内容積・落差	m ³ m		
		配管・バルブ類			
圧力水槽を用いるもの	圧力水槽を用いるもの	種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器		
		内容積・有効圧力	m ³ MPa		

②

屋内消火栓消火設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
加压送水装置	自動加压装置	有・無	—
	配管・バルブ類	—	
圧力水槽を用いるもの	水位計・圧力計	—	—
	指置	有・無	
配管・バルブ類	設置状況	—	—
	配管	—	
機器	バルブ類	—	—
	吸水管	—	
外	フート弁	—	—
	指置	有・無	
電源	常用電源	V	—
	非常電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池	
試験項目	消火栓の設置個数	階	—
		1号消火栓	—
	2号消火栓	—	
	設置場所	—	
	周囲の状況・操作性	—	
	開閉弁設置高さ	床面からの高さ m	
	ホーム接続口	1号消火栓・昇降機内1号消火栓・2号消火栓・広範囲型2号消火栓	
	消火栓開閉弁	手動式・自動式	
	周囲の状況	—	
	設置状況	—	
屋内消火栓箱	材質	—	
	表示灯	—	
	表示	—	
ホーム・ノズル	ホーム(結合金具を含む。)	1号消火栓・昇降機内1号消火栓・2号消火栓・広範囲型2号消火栓	
	ノズル	1号消火栓・昇降機内1号消火栓・2号消火栓・広範囲型2号消火栓	
総合状態		—	

②

屋内消火栓消火設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
加压送水装置	自動加压装置	有・無	—
	配管・バルブ類	—	
圧力水槽を用いるもの	水位計・圧力計	—	—
	指置	有・無	
配管・バルブ類	設置状況	—	—
	配管	—	
機器	バルブ類	—	—
	吸水管	—	
外	フート弁	—	—
	指置	有・無	
電源	常用電源	V	—
	非常電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池	
試験項目	消火栓の設置個数	階	—
		1号消火栓	—
	2号消火栓	—	
	設置場所	—	
	周囲の状況・操作性	—	
	開閉弁設置高さ	床面からの高さ m	
	ホーム接続口	1号消火栓・昇降機内1号消火栓・2号消火栓・広範囲型2号消火栓	
	消火栓開閉弁	手動式・自動式	
	周囲の状況	—	
	設置状況	—	
屋内消火栓箱	材質	—	
	表示灯	—	
	表示	—	
ホーム・ノズル	ホーム(結合金具を含む。)	1号消火栓・昇降機内1号消火栓・2号消火栓・広範囲型2号消火栓	
	ノズル	1号消火栓・昇降機内1号消火栓・2号消火栓・広範囲型2号消火栓	
総合状態		—	

③

屋内消火栓消火設備

④

試験種別	試験項目		種別・容量等の内容	結果	
	ホース・ノズル	収納状態			
外観検査等	降下装置	設置高さ	ホースリール式・折量等収納式その他	m	
減圧	減圧	減圧補助水栓・引配管系統・減圧弁	減圧補助水栓・引配管系統・減圧弁	――	
		減圧補助装置作動状況	底面からの高さ	cm	
ポンプ	ポンプ	呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	――	
		呼水装置作動試験	呼水槽からの水の供給状況	――	
		制御装置試験	起動・停止操作時の状況等	――	
		制御装置試験	電源切替時の運転状況	――	
		ポンプの起動状況等	ポンプの起動状況等	――	
		ポンプの起動状況等	開始表示の点灯状況	表示灯式・点滅式	
加圧	加圧	起動装置試験・ポンプ試験	起動用水圧開閉装置の動作圧力	設定圧力 MPa	
		加圧試験	動作圧力	MPa	
		運転状況	――		
配水装置	配水装置	ポンプ試験	※締切り運転時の状況	締切電圧 mV	
			※定格負荷運転時の状況	電流 A	
		※水溫上昇防止装置試験	電圧	mV	
		※水溫上昇防止装置試験	電流	A	
		※水溫上昇防止装置試験	送水量	l/min	
		※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	ℓ	
		高架水栓を用いるもの	動作試験	給水装置作動状況	――
			動作試験	給水装置作動状況	最下位 m 最上位 m
		圧力水栓を用いるもの	動作試験	給水装置作動状況	――
			動作試験	自動加圧装置作動状況	――
配管	配管	静水圧測定	最下位 MPa 最上位 MPa		
		耐圧試験	試験圧力 MPa		
総放水試験	総放水試験	※降下装置試験	――		
		消火栓番号放水試験	MPa 放水量 l/min		
同時放水試験	同時放水試験	――	MPa 放水量 l/min		
		――	MPa 放水量 l/min		

屋内消火栓消火設備

④

試験種別	試験項目		種別・容量等の内容	結果	
	ホース・ノズル	収納状態			
外観検査等	降下装置	設置高さ	ホースリール式・折量等収納式その他	m	
減圧	減圧	減圧補助水栓・引配管系統・減圧弁	減圧補助水栓・引配管系統・減圧弁	――	
		減圧補助装置作動状況	底面からの高さ	cm	
ポンプ	ポンプ	呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	――	
		呼水装置作動試験	呼水槽からの水の供給状況	――	
		制御装置試験	起動・停止操作時の状況等	――	
		制御装置試験	電源切替時の運転状況	――	
		ポンプの起動状況等	ポンプの起動状況等	――	
		ポンプの起動状況等	開始表示の点灯状況	表示灯式・点滅式	
加圧	加圧	起動装置試験・ポンプ試験	起動用水圧開閉装置の動作圧力	設定圧力 MPa	
		加圧試験	動作圧力	MPa	
		運転状況	――		
配水装置	配水装置	ポンプ試験	※締切り運転時の状況	締切電圧 mV	
			※定格負荷運転時の状況	電流 A	
		※水溫上昇防止装置試験	電圧	mV	
		※水溫上昇防止装置試験	電流	A	
		※水溫上昇防止装置試験	送水量	l/min	
		※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	ℓ	
		高架水栓を用いるもの	動作試験	給水装置作動状況	――
			動作試験	給水装置作動状況	最下位 m 最上位 m
		圧力水栓を用いるもの	動作試験	給水装置作動状況	――
			動作試験	自動加圧装置作動状況	――
配管	配管	静水圧測定	最下位 MPa 最上位 MPa		
		耐圧試験	試験圧力 MPa		
総放水試験	総放水試験	※降下装置試験	――		
		消火栓番号放水試験	MPa 放水量 l/min		
同時放水試験	同時放水試験	――	MPa 放水量 l/min		
		――	MPa 放水量 l/min		

屋内消火栓消火設備

⑧

試験種別	試験種別	項目	内容	結果
総合試験 非常電源切替装置	住宅用	自家発電設備	ホームリール式・折畳等収納式	
		蓄電池設備	----	
		密閉電池設備	----	

備考

備考	<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 J4 とすること。</p> <p>2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。</p> <p>3 Aは主要構造部を耐火構造とし内装制限したもの、Bは主要構造部を耐火構造としたもの又は準耐火建築物で内装制限したもの及びCはA及びB以外のものをいう。</p> <p>4 1号消火栓は「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成25年消防庁告示第2号、以下「屋内消火栓等基準告示」という。）第2第1号目の規定に適合するもの、異操作性1号消火栓は同号目の規定に適合するもの、2号消火栓は同号目の規定に適合するもの及び広範囲用型2号消火栓は同号目の規定に適合するものをいう。</p> <p>5 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）又は屋内消火栓等基準告示に適合している旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>6 結果の欄には、良否を記入すること。</p> <p>7 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。</p> <p>8 総合試験が設けられているものにあつては、総合試験についての試験結果報告書を添付すること。</p>
----	---

屋内消火栓消火設備

⑨

試験種別	試験種別	項目	内容	結果
総合試験 非常電源切替装置	住宅用	自家発電設備	ホームリール式・折畳等収納式	
		蓄電池設備	----	
		密閉電池設備	----	

備考

備考	<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 J4 とすること。</p> <p>2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。</p> <p>3 Aは主要構造部を耐火構造とし内装制限したもの、Bは主要構造部を耐火構造としたもの又は準耐火建築物で内装制限したもの及びCはA及びB以外のものをいう。</p> <p>4 1号消火栓は「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成25年消防庁告示第2号、以下「屋内消火栓等基準告示」という。）第2第1号目の規定に適合するもの、異操作性1号消火栓は同号目の規定に適合するもの、2号消火栓は同号目の規定に適合するもの及び広範囲用型2号消火栓は同号目の規定に適合するものをいう。</p> <p>5 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）又は屋内消火栓等基準告示に適合している旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。</p> <p>6 結果の欄には、良否を記入すること。</p> <p>7 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。</p> <p>8 総合試験が設けられているものにあつては、総合試験についての試験結果報告書を添付すること。</p>
----	---

スプリングラー設備試験結果報告書										
試験実施者			試験実施日			年			月	日
住所										
氏名										
印										
用途	()項	構造	地上	階	階	階	階	階	階	
延べ面積	m ²	階数	地上	階	階	階	階	階	階	
加压送水装置の種別		方式								
流水検知装置の方式		湿式		乾式		予作動式				
スプリングラーヘッド		種別		設置個数						
試験項目										
水源の種類・構造		種別		容量等		の内容		結果		
水		量		m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)						
吸水障害防止措置		給水装置		設置		有		無		
給水装置		設置		有		無				
設置場所										
ポンプの仕様		製造者名		定格吐出量		l/min				
型式		製造番号		定格全揚程		m				
電動機の仕様		種別		至電動機		V				
型式		定格電圧		定格電流		A				
製造番号		出力		燃料種別		kW				
内燃機関の仕様		型式		定格回転数		r/min				
製造番号										

スプリングラー設備試験結果報告書										
試験実施者			試験実施日			年			月	日
住所										
氏名										
印										
用途	()項	構造	地上	階	階	階	階	階	階	
延べ面積	m ²	階数	地上	階	階	階	階	階	階	
加压送水装置の種別		方式								
流水検知装置の方式		湿式		乾式		予作動式				
スプリングラーヘッド		種別		設置個数						
試験項目										
水源の種類・構造		種別		容量等		の内容		結果		
水		量		m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)						
吸水障害防止措置		給水装置		設置		有		無		
給水装置		設置		有		無				
設置場所										
ポンプの仕様		製造者名		定格吐出量		l/min				
型式		製造番号		定格全揚程		m				
電動機の仕様		種別		至電動機		V				
型式		定格電圧		定格電流		A				
製造番号		出力		燃料種別		kW				
内燃機関の仕様		型式		定格回転数		r/min				
製造番号										

スプリンクラー設備

試験		項目		種別・容量等の内容		結果
外	加圧ポンプ	水を送るための送し装置	設置状況	---	種接地	
			接地工事	---	---	
試験	送水ポンプ	ポンプ・電動機・内燃機関	配管	---	---	
			潤滑油	---	---	
試験	送水ポンプ	燃料タンク	燃料タンク	---	---	
			蓄電池	---	---	
試験	加圧ポンプ	水面上昇防止のための送し装置	配管・バルブ等	流過口径	mm	
			オリフィス等	流過口径	mm	
試験	加圧ポンプ	性能試験装置	設置の配管・バルブ類	鋼板製・合成樹脂製	φ	
			材質	鋼板製・合成樹脂製	φ	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	水	管の呼び	A	
			排水用排水管	管の呼び	A	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	呼び水	管の呼び	A	
			補給水	管の呼び	A	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	滅水警報装置	フロッツスイッチ・電極	A	
			設置場所	---	---	
試験	加圧ポンプ	制御装置	制御盤	---	---	
			制御用品等	---	種接地	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	接地工事	---	---	
			設置位置	---	---	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	圧力計・連成計	設置位置	---	
			性能	---	級	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	直接操作部	---	---	
			起動用圧力タンク	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	φ	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	起動用水圧	タンクの容量	ℓ	
			開閉装置	配管・バルブ類	管の呼び	A
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	自動式	閉鎖型スプリンクラーヘッド	---	
			自動式	自動火災感知装置	---	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	手動式	設置場所等	---	
			手動式	設置高さ	床面からの高さ	m
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	表	設置高さ	床面からの高さ	m
			表	設置高さ	床面からの高さ	m
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	流水	検査	---	
			流水	検査	---	

②

スプリンクラー設備

試験		項目		種別・容量等の内容		結果
外	加圧ポンプ	水を送るための送し装置	設置状況	---	種接地	
			接地工事	---	---	
試験	送水ポンプ	ポンプ・電動機・内燃機関	配管	---	---	
			潤滑油	---	---	
試験	送水ポンプ	燃料タンク	燃料タンク	---	---	
			蓄電池	---	---	
試験	加圧ポンプ	水面上昇防止のための送し装置	配管・バルブ等	流過口径	mm	
			オリフィス等	流過口径	mm	
試験	加圧ポンプ	性能試験装置	設置の配管・バルブ類	鋼板製・合成樹脂製	φ	
			材質	鋼板製・合成樹脂製	φ	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	水	管の呼び	A	
			排水用排水管	管の呼び	A	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	呼び水	管の呼び	A	
			補給水	管の呼び	A	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	滅水警報装置	フロッツスイッチ・電極	A	
			設置場所	---	---	
試験	加圧ポンプ	制御装置	制御盤	---	---	
			制御用品等	---	種接地	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	接地工事	---	---	
			設置位置	---	---	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	圧力計・連成計	設置位置	---	
			性能	---	級	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	直接操作部	---	---	
			起動用圧力タンク	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	φ	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	起動用水圧	タンクの容量	ℓ	
			開閉装置	配管・バルブ類	管の呼び	A
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	自動式	閉鎖型スプリンクラーヘッド	---	
			自動式	自動火災感知装置	---	
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	手動式	設置場所等	---	
			手動式	設置高さ	床面からの高さ	m
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	表	設置高さ	床面からの高さ	m
			表	設置高さ	床面からの高さ	m
試験	加圧ポンプ	呼び水装置	流水	検査	---	
			流水	検査	---	

②

スプリングラー設備

試験設備	項目	種別・容量等の内容	結果								
			内容	結果							
外圧送水装置	高架構造の水槽を有しているもの	構造									
		内容積・落差	m ³	m							
	配管・バルブ類	水位置計	—								
		種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器								
	圧力水槽を有しているもの	内容積・有効圧力	m ³	MPa							
		自動加圧装置	有	無							
		配管・バルブ類	—								
		水位計・圧力計	—								
	附属装置	措置	有	無							
		設置状況	—								
配管・バルブ類	配管	バルブ類	—								
		吸水管	—								
	防食	措置	有	無							
		排水措置	有	無							
	附属装置	措置	有	無							
		設置状況	—								
	電源	非常用電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池								
		非非常用電源	V								
	試験設備	放水区域の数・設置状況 (開放型スプリングラーヘッドに限る。)	階								
			放水区域の数								
設置方法		配管への取付	—								
		取付方向	—								
機器		開放型スプリングラーヘッド 構造・性能	—								
		開放型スプリングラーヘッド	—								

②

スプリングラー設備

試験設備	項目	種別・容量等の内容	結果								
			内容	結果							
外圧送水装置	高架構造の水槽を有しているもの	構造									
		内容積・落差	m ³	m							
	配管・バルブ類	水位置計	—								
		種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器								
	圧力水槽を有しているもの	内容積・有効圧力	m ³	MPa							
		自動加圧装置	有	無							
		配管・バルブ類	—								
		水位計・圧力計	—								
	附属装置	措置	有	無							
		設置状況	—								
配管・バルブ類	配管	バルブ類	—								
		吸水管	—								
	防食	措置	有	無							
		排水措置	有	無							
	附属装置	措置	有	無							
		設置状況	—								
	電源	非常用電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池								
		非非常用電源	V								
	試験設備	放水区域の数・設置状況 (開放型スプリングラーヘッドに限る。)	階								
			放水区域の数								
設置方法		配管への取付	—								
		取付方向	—								
機器		開放型スプリングラーヘッド 構造・性能	—								
		開放型スプリングラーヘッド	—								

③

④ スプリングラー設備

試験項目	種別・容量等の内容	結果				
			設置場所等	設置高さ	種別・容量等の内容	結果
外	制御弁	設置場所等	床面からの高さ	m		
		構造				
		設置場所等				
		種別・口径				
		減圧警報				
		構造・性能				
		設置場所等	設置高さ	床面からの高さ	m	
			起動操作部			
		一斉開放弁	構造・性能			
			設置場所			
末端試験弁	構造					
	表示					
自動警報装置	音警報装置					
	火災表示装置					
送水口	設置場所等	設置高さ	地盤面からの高さ	m		
	表					
減圧	結合金具等					
	逆止弁等					
減圧設備（放水型ヘッドを用いるスプリングラー設備に限る。）		減圧補助水槽・別配管系統・減圧弁				
放水設備（放水型ヘッドを用いるスプリングラー設備に限る。）						
補助放水栓等	放水栓の設置個数	階				
		設置場所				
	設置場所					
	周囲の状況・操作性					
放水栓	周囲の状況・操作性					
	開閉弁の設置高さ	床面からの高さ	m			
ホースの接続等						

④ スプリングラー設備

試験項目	種別・容量等の内容	結果				
			設置場所等	設置高さ	種別・容量等の内容	結果
外	制御弁	設置場所等	床面からの高さ	m		
		構造				
		設置場所等				
		種別・口径				
		減圧警報				
		構造・性能				
		設置場所等	設置高さ	床面からの高さ	m	
			起動操作部			
		一斉開放弁	構造・性能			
			設置場所			
末端試験弁	構造					
	表示					
自動警報装置	音警報装置					
	火災表示装置					
送水口	設置場所等	設置高さ	地盤面からの高さ	m		
	表					
減圧	結合金具等					
	逆止弁等					
減圧設備（放水型ヘッドを用いるスプリングラー設備に限る。）		減圧補助水槽・別配管系統・減圧弁				
放水設備（放水型ヘッドを用いるスプリングラー設備に限る。）						
補助放水栓等	放水栓の設置個数	階				
		設置場所				
	設置場所					
	周囲の状況・操作性					
放水栓	周囲の状況・操作性					
	開閉弁の設置高さ	床面からの高さ	m			
ホースの接続等						

④ スプリングラー設備

試験種別	試験項目	試験内容	種別・容量等の内容	結果	
					試験項目
外観検査	放水栓	消火栓開閉弁	手動式・自動式		
		周囲の状況	-----		
	放水栓箱	設置状況	-----		
		材質等	-----		
	補助放水栓	赤色灯	-----		
		表示	-----		
	水栓等	ホース・ノズル	ホース(結合金具を含む。)	-----	
			ホース接続口	-----	
			ノズル	-----	
			結合状態	-----	
			収納状態	ホースリール式・折量等収納式	
	降下装置	設置高さ	m	-----	
表示灯		-----			
機能検査	ポンプを昇降させるためのポンプ試験	減水警報装置作動状況	底面からの高さ	cm	
		呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	-----	
		制御装置試験	呼水槽からの水の供給状況	-----	
			起動・停止操作時の状況等	-----	
		起動装置試験	電源切替時の運転状況	-----	
			ポンプの起動状況等	-----	
		起動装置試験	起動表示の点灯状況	-----	
			起動用水圧閉閉装置の作動圧力	MPa	-----
		運転状況	設定圧力	MPa	-----
			運転状況	-----	
		※ポンプ性能試験装置試験	※締切り運転電圧	m	-----
			※締切り運転電流	V	-----
※定格負荷運転電圧	A		-----		
※定格負荷運転電流	m		-----		
※定格負荷運転電流	V		-----		
※水漏上昇防止装置試験	逃し水量	l/min	-----		
	表示値の差	l/min	-----		
※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	-----			
	表示値の差	-----			
高架構造を用いるもの	静水圧測定	MPa	最下位 最上位	MPa	
	動作試験	給水装置作動状況	-----		

⑤ スプリングラー設備

試験種別	試験項目	試験内容	種別・容量等の内容	結果	
					試験項目
外観検査	放水栓	消火栓開閉弁	手動式・自動式		
		周囲の状況	-----		
	放水栓箱	設置状況	-----		
		材質等	-----		
	補助放水栓	赤色灯	-----		
		表示	-----		
	水栓等	ホース・ノズル	ホース(結合金具を含む。)	-----	
			ホース接続口	-----	
			ノズル	-----	
			結合状態	-----	
			収納状態	ホースリール式・折量等収納式	
	降下装置	設置高さ	m	-----	
表示灯		-----			
機能検査	ポンプを昇降させるためのポンプ試験	減水警報装置作動状況	底面からの高さ	cm	
		呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	-----	
		制御装置試験	呼水槽からの水の供給状況	-----	
			起動・停止操作時の状況等	-----	
		起動装置試験	電源切替時の運転状況	-----	
			ポンプの起動状況等	-----	
		起動装置試験	起動表示の点灯状況	-----	
			起動用水圧閉閉装置の作動圧力	MPa	-----
		運転状況	設定圧力	MPa	-----
			運転状況	-----	
		※ポンプ性能試験装置試験	※締切り運転電圧	m	-----
			※締切り運転電流	V	-----
※定格負荷運転電圧	A		-----		
※定格負荷運転電流	m		-----		
※定格負荷運転電流	V		-----		
※水漏上昇防止装置試験	逃し水量	l/min	-----		
	表示値の差	l/min	-----		
※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	-----			
	表示値の差	-----			
高架構造を用いるもの	静水圧測定	MPa	最下位 最上位	MPa	
	動作試験	給水装置作動状況	-----		

① ストリンクラー設備

試験項目	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	加圧放水装置試験	圧力水槽を用いるもの		
試験	配管式起動装置・表示等	静水圧測定	最下位 MPa 最上位 MPa	
		動作試験	給水装置動作状況 自動加圧装置動作状況	---
試験	開放型ストリンクラーヘッドを用いるもの	閉鎖型ストリンクラーヘッドを用いるもの	起動性能等	
		開放型ストリンクラーヘッドを用いるもの	起動性能等	
試験	補助散水栓	放水	水量 (ℓ/min)	
		放水	水量 (ℓ/min)	
試験	※ 補助散水栓	放水	水量 (ℓ/min)	
		放水	水量 (ℓ/min)	
試験	※ 非常電源切替試験	自家発電設備	容量	
		蓄電池設備	容量	
備考		自家発電設備	設置場所	
		蓄電池設備	設置場所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 ※印の試験は、「加圧放水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）又は屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年消防庁告示第 2 号）に適合している旨の表示が行われているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

② ストリンクラー設備

試験項目	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	加圧放水装置試験	圧力水槽を用いるもの		
試験	配管式起動装置・表示等	静水圧測定	最下位 MPa 最上位 MPa	
		動作試験	給水装置動作状況 自動加圧装置動作状況	---
試験	開放型ストリンクラーヘッドを用いるもの	閉鎖型ストリンクラーヘッドを用いるもの	起動性能等	
		開放型ストリンクラーヘッドを用いるもの	起動性能等	
試験	補助散水栓	放水	水量 (ℓ/min)	
		放水	水量 (ℓ/min)	
試験	※ 補助散水栓	放水	水量 (ℓ/min)	
		放水	水量 (ℓ/min)	
試験	※ 非常電源切替試験	自家発電設備	容量	
		蓄電池設備	容量	
備考		自家発電設備	設置場所	
		蓄電池設備	設置場所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 ※印の試験は、「加圧放水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）又は屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年消防庁告示第 2 号）に適合している旨の表示が行われているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

水噴霧消火設備

②

試験項目		試験内容	結果		
水噴霧消火設備	試験項目	種別・容量等の内容	鋼板製・合成樹脂製		
		材質	ℓ		
		水	管の呼び		
		溢水用排水管	管の呼び		
		呼水	管の呼び		
		給水管	管の呼び		
		滅水警報装置	フロートスイッチ・電線		
		設置場所			
		制御装置			
		予備品等			
ポンプ	試験項目	接地位工事	種接地		
		設置位置			
		圧力計・建設計			
		減圧措置	有・無		
		加圧送水装置	試験項目	直接操作部	
				起動用圧力タンク	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器
				タンクの容量	ℓ
				配管・バルブ類	管の呼び
				自動式	
				自動式	
自動式					
外観	試験項目	構造			
		内容積・高さ	m ³		
		配管・バルブ類	m		
		水位計			
		種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器		
		内容積・有効圧力	m ³		
		自動加圧装置	有・無		
		配管・バルブ類			
		水位計・圧力計			
		耐震措置	有・無		

水噴霧消火設備

②

試験項目		試験内容	結果		
水噴霧消火設備	試験項目	種別・容量等の内容	鋼板製・合成樹脂製		
		材質	ℓ		
		水	管の呼び		
		溢水用排水管	管の呼び		
		呼水	管の呼び		
		給水管	管の呼び		
		滅水警報装置	フロートスイッチ・電線		
		設置場所			
		制御装置			
		予備品等			
ポンプ	試験項目	接地位工事	種接地		
		設置位置			
		圧力計・建設計			
		減圧措置	有・無		
		加圧送水装置	試験項目	直接操作部	
				起動用圧力タンク	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器
				タンクの容量	ℓ
				配管・バルブ類	管の呼び
				自動式	
				自動式	
自動式					
外観	試験項目	構造			
		内容積・高さ	m ³		
		配管・バルブ類	m		
		水位計			
		種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器		
		内容積・有効圧力	m ³		
		自動加圧装置	有・無		
		配管・バルブ類			
		水位計・圧力計			
		耐震措置	有・無		

水噴霧消火設備		試験項目		状況		種別・容量等の内容		結果	
外	配管・バルブ類	機器	配管	---					
			バルブ	---					
	防食	指指	有	有	無				
			無	無					
	耐震	指指	有	有	無				
			無	無					
	電源	非常電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池						
			V						
	機	放射区域の敷及び設置状況	階	設置状況					---
				設置方法	配管への取付	---			
噴射ヘッド		機器	噴射ヘッド	---					
			自動火災感知装置	---					
制御弁		設置場所等	設置高さ	床面からの高さ	m				
			構造	表示	---				
設置場所等		種別・口径	設置場所等	---					
			種別・口径	---					
流水検知装置・圧力検知装置		構造・性能	減圧警報	---					
			構造・性能	---					
一斉開放弁	設置場所等	設置場所等	---						
		設置高さ	床面からの高さ	m					
構造・性能	動作試験装置	構造	---						
		性能	---						

③

水噴霧消火設備		試験項目		状況		種別・容量等の内容		結果	
外	配管・バルブ類	機器	配管	---					
			バルブ	---					
	防食	指指	有	有	無				
			無	無					
	耐震	指指	有	有	無				
			無	無					
	電源	非常電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池						
			V						
	機	放射区域の敷及び設置状況	階	設置状況					---
				設置方法	配管への取付	---			
噴射ヘッド		機器	噴射ヘッド	---					
			自動火災感知装置	---					
制御弁		設置場所等	設置高さ	床面からの高さ	m				
			構造	表示	---				
設置場所等		種別・口径	設置場所等	---					
			種別・口径	---					
流水検知装置・圧力検知装置		構造・性能	減圧警報	---					
			構造・性能	---					
一斉開放弁	設置場所等	設置場所等	---						
		設置高さ	床面からの高さ	m					
構造・性能	動作試験装置	構造	---						
		性能	---						

③

水噴霧消火設備		試験項目		種別・容量等の内容		結果	
外観試験 排水設備	自動警報装置	音響警報装置	-----				
		火災表示装置	-----				
	床面の勾配	排水溝・集水管	-----				
		構造	-----				
		排水ピット	-----				
		設置位置	-----				
	区画境界堤の高さ	床面からの高さ	-----				
		底面からの高さ	-----				
	ポンプを用いるもの	減水警報装置作動状況	減水警報装置作動状況	-----			
			自動給水装置作動状況	-----			
呼水装置作動試験		呼水槽からの水の供給状況	-----				
		起動・停止操作時の状況等	-----				
制御装置試験		電源切替時の運転状況	-----				
		ポンプの起動状況等	-----				
起動装置試験		起動用水圧閉閉装置の作動圧力	設定圧力	-----			
		作動圧力	作動圧力	-----			
加圧送水装置を用いるもの		運転状況	回転速度	-----			
			電圧	-----			
	※締切り運転時の状況	電流	-----				
		電圧	-----				
	※定格負荷運転時の状況	電圧	-----				
		電流	-----				
	※水櫃上昇防止装置試験	逃し水量	-----				
		表示値の差	-----				
	※ポンプ性能試験装置試験	逃し水量	-----				
		表示値の差	-----				
高架水櫃を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	-----				
	静水圧測定	景下位 MPa 景上位 MPa	-----				
高架水櫃を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	-----				
	静水圧測定	景下位 MPa 景上位 MPa	-----				
圧力水櫃を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	-----				
	静水圧測定	景下位 MPa 景上位 MPa	-----				
配管耐圧試験	試験圧力	試験圧力	-----				
	試験圧力	試験圧力	-----				
手動式起動装置・表示等	試験圧力	試験圧力	-----				
	試験圧力	試験圧力	-----				
流水検知装置・表示等	試験圧力	試験圧力	-----				
	試験圧力	試験圧力	-----				

④

水噴霧消火設備		試験項目		種別・容量等の内容		結果	
外観試験 排水設備	自動警報装置	音響警報装置	-----				
		火災表示装置	-----				
	床面の勾配	排水溝・集水管	-----				
		構造	-----				
		排水ピット	-----				
		設置位置	-----				
	区画境界堤の高さ	床面からの高さ	-----				
		底面からの高さ	-----				
	ポンプを用いるもの	減水警報装置作動状況	減水警報装置作動状況	-----			
			自動給水装置作動状況	-----			
呼水装置作動試験		呼水槽からの水の供給状況	-----				
		起動・停止操作時の状況等	-----				
制御装置試験		電源切替時の運転状況	-----				
		ポンプの起動状況等	-----				
起動装置試験		起動用水圧閉閉装置の作動圧力	設定圧力	-----			
		作動圧力	作動圧力	-----			
加圧送水装置を用いるもの		運転状況	回転速度	-----			
			電圧	-----			
	※締切り運転時の状況	電流	-----				
		電圧	-----				
	※定格負荷運転時の状況	電圧	-----				
		電流	-----				
	※水櫃上昇防止装置試験	逃し水量	-----				
		表示値の差	-----				
	※ポンプ性能試験装置試験	逃し水量	-----				
		表示値の差	-----				
高架水櫃を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	-----				
	静水圧測定	景下位 MPa 景上位 MPa	-----				
高架水櫃を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	-----				
	静水圧測定	景下位 MPa 景上位 MPa	-----				
圧力水櫃を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	-----				
	静水圧測定	景下位 MPa 景上位 MPa	-----				
配管耐圧試験	試験圧力	試験圧力	-----				
	試験圧力	試験圧力	-----				
手動式起動装置・表示等	試験圧力	試験圧力	-----				
	試験圧力	試験圧力	-----				
流水検知装置・表示等	試験圧力	試験圧力	-----				
	試験圧力	試験圧力	-----				

④

水噴霧消火設備

⑤

試験項目		種別・容量等の内容										結果	
試験 合格	放水試験等	自動火災感知装置による起動											—
		手動火災感知装置による起動											
	ヘッドの放射状況	最											
		低											
	放水試験	最											
		低											
	放水試験	区画境界壁の状態											
		消火ピットの水位											
	放水試験	排水状況											
		自家発電設備											
放水試験	蓄電池設備												
	燃料電池設備												
放水試験	非常電源切替試験												
備考													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で読むこと。
- 3 ※印の試験は、「加工圧水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が付けられているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、負否を記入すること。
- 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

水噴霧消火設備

⑤

試験項目		種別・容量等の内容										結果	
試験 合格	放水試験等	自動火災感知装置による起動											—
		手動火災感知装置による起動											
	ヘッドの放射状況	最											
		低											
	放水試験	最											
		低											
	放水試験	区画境界壁の状態											
		消火ピットの水位											
	放水試験	排水状況											
		自家発電設備											
放水試験	蓄電池設備												
	燃料電池設備												
放水試験	非常電源切替試験												
備考													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で読むこと。
- 3 ※印の試験は、「加工圧水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が付けられているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、負否を記入すること。
- 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

泡消火設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印									
用途 ()項	構造	階数	地上	階	地階	階	階		
	延べ面積	a ²		階数		階			
固定式 (全域放出方式)		局所放出方式		移動式					
試験項目									
種別・容量等の内容									
結果									
水	水源の種類・構造		-----						
	水	量	a ² (縦	m横	m有効深さ	m)			
源	吸水障害防止措置		有 ・ 無						
給	水装置		-----						
耐	震措置		有 ・ 無						
設置場所									
ポンプの仕様		製造者名	定格吐出量		ℓ/min				
		型式	定格全揚程		m				
		製造番号	種別		型電動機				
		型式	定格電圧		V				
		製造番号	定格電流		A				
		製造番号	出力		kW				
設置状況									
接続工事		種接地							
ポンプ・電動機		-----							
水面上昇防止のための逃し装置		配管・バルブ類	管の呼び		A				
性能試験装置の配管・バルブ類		オリフィス等	流通口径		mm				

泡消火設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印									
用途 ()項	構造	階数	地上	階	地階	階	階		
	延べ面積	a ²		階数		階			
固定式 (全域放出方式)		局所放出方式		移動式					
試験項目									
種別・容量等の内容									
結果									
水	水源の種類・構造		-----						
	水	量	a ² (縦	m横	m有効深さ	m)			
源	吸水障害防止措置		有 ・ 無						
給	水装置		-----						
耐	震措置		有 ・ 無						
設置場所									
ポンプの仕様		製造者名	定格吐出量		ℓ/min				
		型式	定格全揚程		m				
		製造番号	種別		型電動機				
		型式	定格電圧		V				
		製造番号	定格電流		A				
		製造番号	出力		kW				
設置状況									
接続工事		種接地							
ポンプ・電動機		-----							
水面上昇防止のための逃し装置		配管・バルブ類	管の呼び		A				
性能試験装置の配管・バルブ類		オリフィス等	流通口径		mm				

泡消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外 加 圧 用 送 水 機 験 ポンプ 呼水装置 排水用排水管 呼水管 補給水管 滅水警報装置 設置場所 制御装置 予備品等 接地工事 設置位置 圧力計・連成計 減圧措置 直接操作部 起動用圧力タンク タンクの容量 配管・バルブ類 自動式 起動装置 自動式 起動装置 自動火災感知装置 設置場所等 設置高さ 構造 流水 検知装置 構造 内容積・落差 配管・バルブ類 水位計 種類・構造 内容積・有効圧力 自動加圧装置 配管・バルブ類 水位計・圧力計 付属装置	鋼板製・合成樹脂製	φ	φ
	鋼板製・合成樹脂製	φ	φ

泡消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外 加 圧 用 送 水 機 験 ポンプ 呼水装置 排水用排水管 呼水管 補給水管 滅水警報装置 設置場所 制御装置 予備品等 接地工事 設置位置 圧力計・連成計 減圧措置 直接操作部 起動用圧力タンク タンクの容量 配管・バルブ類 自動式 起動装置 自動式 起動装置 自動火災感知装置 設置場所等 設置高さ 構造 流水 検知装置 構造 内容積・落差 配管・バルブ類 水位計 種類・構造 内容積・有効圧力 自動加圧装置 配管・バルブ類 水位計・圧力計 付属装置	鋼板製・合成樹脂製	φ	φ
	鋼板製・合成樹脂製	φ	φ

泡消火設備

③

試験項目		状況	種別・容量等の内容						結果
配管・バルブ機器	配管	配管の種類	----						
	バルブ	バルブの種類	----						
アerator	アerator	アeratorの種類	----						
	アerator	アeratorの種類	----						
防食	防食	防食の種類	有						
	防食	防食の種類	無						
電源	電源	電源の種類	有						
	電源	電源の種類	無						
階	階	階の種類	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池						
	階	階の種類	V						
放射区域又は防護区域の設置及び設定状況	放射区域又は防護区域の設置及び設定状況	放射区域等の数							—
	放射区域又は防護区域の設置及び設定状況	放射区域等の数							
泡放出	泡放出	配管への取付方向	----						
	泡放出	取付方向	----						
制御弁	制御弁	設置場所等	高圧泡用泡放出						
	制御弁	設置場所等	高圧泡用泡放出						
流水検知装置、圧力検知装置	流水検知装置、圧力検知装置	設置場所等	床面からの高さ						
	流水検知装置、圧力検知装置	設置場所等	床面からの高さ						
一斉開放弁	一斉開放弁	設置場所等	床面からの高さ						
	一斉開放弁	設置場所等	床面からの高さ						

泡消火設備

③

試験項目		状況	種別・容量等の内容						結果
配管・バルブ機器	配管	配管の種類	----						
	バルブ	バルブの種類	----						
アerator	アerator	アeratorの種類	----						
	アerator	アeratorの種類	----						
防食	防食	防食の種類	有						
	防食	防食の種類	無						
電源	電源	電源の種類	有						
	電源	電源の種類	無						
階	階	階の種類	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池						
	階	階の種類	V						
放射区域又は防護区域の設置及び設定状況	放射区域又は防護区域の設置及び設定状況	放射区域等の数							—
	放射区域又は防護区域の設置及び設定状況	放射区域等の数							
泡放出	泡放出	配管への取付方向	----						
	泡放出	取付方向	----						
制御弁	制御弁	設置場所等	高圧泡用泡放出						
	制御弁	設置場所等	高圧泡用泡放出						
流水検知装置、圧力検知装置	流水検知装置、圧力検知装置	設置場所等	床面からの高さ						
	流水検知装置、圧力検知装置	設置場所等	床面からの高さ						
一斉開放弁	一斉開放弁	設置場所等	床面からの高さ						
	一斉開放弁	設置場所等	床面からの高さ						

④ 泡消火設備

試 験 項 目		種 別・容 量 等 の 内 容	結 果	
自動警報装置	音響警報装置	----		
	火災表示装置	----		
防煙区画の開口部 (高架泡に限る。)	開口部の措置	----		
	自動閉鎖装置を設けない、開口部の構造	----		
貯蔵槽等	設置場所	消火剤の適合性	✓	
		圧力計の指示	MPa	
	混合装置	設置場所		
		混合方式		
泡消火薬剤	種 別	たん白・界面活性剤・水成膜		
	性 能	希釈容量濃度 %		
外 観 試 験	泡消火槽の設置個数	階		
		設置個数		
	泡消火槽の設置場所	周囲の状況・操作性	----	
		周囲の状況	床面からの高さ m	
	泡消火槽	周囲の状況	----	
		設置状況	----	
	泡消火槽	材質	----	
		表示灯等	----	
	泡消火槽	表示	----	
		表示	----	
ホース・ノズル	ホース(結合金具を含む。)	----		
	ホース接続口	----		
ホース・ノズル	ノズル	----		
	結合状態	----		
ホース・ノズル	収納状態	----		
	収納状態	----		

④ 泡消火設備

試 験 項 目		種 別・容 量 等 の 内 容	結 果	
自動警報装置	音響警報装置	----		
	火災表示装置	----		
防煙区画の開口部 (高架泡に限る。)	開口部の措置	----		
	自動閉鎖装置を設けない、開口部の構造	----		
貯蔵槽等	設置場所	消火剤の適合性	✓	
		圧力計の指示	MPa	
	混合装置	設置場所		
		混合方式		
泡消火薬剤	種 別	たん白・界面活性剤・水成膜		
	性 能	希釈容量濃度 %		
外 観 試 験	泡消火槽の設置個数	階		
		設置個数		
	泡消火槽の設置場所	周囲の状況・操作性	----	
		周囲の状況	床面からの高さ m	
	泡消火槽	周囲の状況	----	
		設置状況	----	
	泡消火槽	材質	----	
		表示灯等	----	
	泡消火槽	表示	----	
		表示	----	
ホース・ノズル	ホース(結合金具を含む。)	----		
	ホース接続口	----		
ホース・ノズル	ノズル	----		
	結合状態	----		
ホース・ノズル	収納状態	----		
	収納状態	----		

泡消火設備

⑧

試験項目	種別・容量等の内容				結果
	25% 還元時間 (sec)				
泡放射試験 (低圧泡によるもの) 移動式	放射区域				—
	放射状況				
	放射圧力	MPa		MPa	
	放射量の測定	l/min		l/min	
	希釈容量濃度	%		%	
	発泡倍率	倍		倍	
	25% 還元時間	sec		sec	
	放射区域				—
	自動性	自動火災警報装置による起動 手動起動装置による起動			
	自動閉鎖装置の作動状況				
放射状況					
放出停止措置による停止状況					
放射圧力の測定 (MPa)					
非常電源切替試験	自家発電設備				
	蓄電池設備				
	燃料電池設備				
備考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 捺印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合している旨の表示が付けられているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び燃料についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 検査操作盤が取り付けられているものにあつては、検査操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

泡消火設備

⑨

試験項目	種別・容量等の内容				結果
	25% 還元時間 (sec)				
泡放射試験 (低圧泡によるもの) 移動式	放射区域				—
	放射状況				
	放射圧力	MPa		MPa	
	放射量の測定	l/min		l/min	
	希釈容量濃度	%		%	
	発泡倍率	倍		倍	
	25% 還元時間	sec		sec	
	放射区域				—
	自動性	自動火災警報装置による起動 手動起動装置による起動			
	自動閉鎖装置の作動状況				
放射状況					
放出停止措置による停止状況					
放射圧力の測定 (MPa)					
非常電源切替試験	自家発電設備				
	蓄電池設備				
	燃料電池設備				
備考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 捺印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合している旨の表示が付けられているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び燃料についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 検査操作盤が取り付けられているものにあつては、検査操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

不活性ガス消火設備試験結果報告書			
試験実施者		試験実施日	
住所		年 月 日	
氏名		印	
設置場所	防護対象物の種別	設計放出時間	結果
設置場所	防護対象物の種別	設計放出時間	結果
放出方式	固定式 全域放出方式 局所放出方式	設計放出時間	sec
放出方式	移動式	設計放出時間	sec
試験項目	種別・容量等の内容	結果	
外	時 蔵 消 火 剤 等	種別	容量等の内容 kg
観	貯蔵容器等	設置場所	kg
	貯蔵容器	表示・標識	kg
	貯蔵容器	貯蔵容器	kg
	貯蔵容器	表示	kg
	貯蔵容器	充てん比等	kg
	貯蔵容器	容器弁開放装置	kg
	貯蔵容器	安全装置・破壊板	kg
	貯蔵容器	設置場所等	kg
	貯蔵容器	構造等	kg
	貯蔵容器	容器弁	kg
	貯蔵容器	設置場所	kg
	貯蔵容器	表示	kg
	貯蔵容器	導管接続部等	kg
	貯蔵容器	構造	kg
	貯蔵容器	構造	kg

不活性ガス消火設備試験結果報告書			
試験実施者		試験実施日	
住所		年 月 日	
氏名		印	
設置場所	防護対象物の種別	設計放出時間	結果
設置場所	防護対象物の種別	設計放出時間	結果
放出方式	固定式 全域放出方式 局所放出方式	設計放出時間	sec
放出方式	移動式	設計放出時間	sec
試験項目	種別・容量等の内容	結果	
外	時 蔵 消 火 剤 等	種別	容量等の内容 kg
観	貯蔵容器等	設置場所	kg
	貯蔵容器	表示・標識	kg
	貯蔵容器	貯蔵容器	kg
	貯蔵容器	表示	kg
	貯蔵容器	充てん比等	kg
	貯蔵容器	容器弁開放装置	kg
	貯蔵容器	安全装置・破壊板	kg
	貯蔵容器	設置場所等	kg
	貯蔵容器	構造等	kg
	貯蔵容器	容器弁	kg
	貯蔵容器	設置場所	kg
	貯蔵容器	表示	kg
	貯蔵容器	導管接続部等	kg
	貯蔵容器	構造	kg
	貯蔵容器	構造	kg

不活性ガス消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
試験機	設置場所	-----	
	設置高さ	-----	
	設置場所等	床面からの高さ m	
	設備表示	-----	
	取扱表示	-----	
	差色等	-----	
	防護措置	-----	
	表示灯	-----	
	スイッチ	-----	
	設置場所等	-----	
外観	自動起動装置	-----	
	自動起動装置	-----	
	構造等	-----	
	感知器	-----	
	設置位置	-----	
	警報方式	-----	
	警報発生装置の設置場所	-----	
	構造・性能	-----	
	制御装置	-----	
	制御装置	-----	
試験機	制御装置	-----	
	機器等	-----	
	防護措置	-----	
	遅延措置	-----	
	自動・手動切替装置	-----	
	設置状況	-----	
	配管系路	-----	
	配管・逆止弁	-----	
	操作管・逆止弁	-----	
	設置場所	-----	
配管・バルブ等	表示	-----	
	配管・配線接続部	-----	
	機器構造	-----	
	構造	-----	
	逆止弁	-----	
	表示	-----	
	配管・配線接続部	-----	
	機器構造	-----	
	構造	-----	
	口径・使用数等	-----	

不活性ガス消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
試験機	設置場所	-----	
	設置高さ	-----	
	設置場所等	床面からの高さ m	
	設備表示	-----	
	取扱表示	-----	
	差色等	-----	
	防護措置	-----	
	表示灯	-----	
	スイッチ	-----	
	設置場所等	-----	
外観	自動起動装置	-----	
	自動起動装置	-----	
	構造等	-----	
	感知器	-----	
	設置位置	-----	
	警報方式	-----	
	警報発生装置の設置場所	-----	
	構造・性能	-----	
	制御装置	-----	
	制御装置	-----	
試験機	制御装置	-----	
	機器等	-----	
	防護措置	-----	
	遅延措置	-----	
	自動・手動切替装置	-----	
	設置状況	-----	
	配管系路	-----	
	配管・逆止弁	-----	
	操作管・逆止弁	-----	
	設置場所	-----	
配管・バルブ等	表示	-----	
	配管・配線接続部	-----	
	機器構造	-----	
	構造	-----	
	逆止弁	-----	
	表示	-----	
	配管・配線接続部	-----	
	機器構造	-----	
	構造	-----	
	口径・使用数等	-----	

不活性ガス消火設備

③

試験項目等		種別・容量等の内容			結果
安全装置位置					
噴射ヘッド設置位置					
構造・性能					
防護区画					
開口部の自動閉鎖装置					
消火剤を付加する開口部面積					
消火剤流出防止措置					
開口部の位置					
消火剤排出措置					
圧力上昇措置					
防護区画に隣接する部分の保安措置					
消火剤排出措置					
放出表示灯					
警報装置					
電源					
非常電源の種類					
設置位置					
構造・性能					
表示灯・標識					
耐震措置					
防護区画					
遅延時間					
非常停止機構作動状況					
音響警報先行作動状況					
自動・手動切替作動状況					
異常信号					
短絡試験					
接地試験					
起動装置による作動状況					
警報鳴動状況					
音響警報装置試験					
音響警報装置作動状況					
動作試験					

不活性ガス消火設備

③

試験項目等		種別・容量等の内容			結果
安全装置位置					
噴射ヘッド設置位置					
構造・性能					
防護区画					
開口部の自動閉鎖装置					
消火剤を付加する開口部面積					
消火剤流出防止措置					
開口部の位置					
消火剤排出措置					
圧力上昇措置					
防護区画に隣接する部分の保安措置					
消火剤排出措置					
放出表示灯					
警報装置					
電源					
非常電源の種類					
設置位置					
構造・性能					
表示灯・標識					
耐震措置					
防護区画					
遅延時間					
非常停止機構作動状況					
音響警報先行作動状況					
自動・手動切替作動状況					
異常信号					
短絡試験					
接地試験					
起動装置による作動状況					
警報鳴動状況					
音響警報装置試験					
音響警報装置作動状況					
動作試験					

不活性ガス消火設備

④

機	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	自動警報作動状況	容器弁開放装置作動試験		
機能試験	容器弁開放装置作動試験			
	選択弁作動試験			
	閉止弁作動試験			
	消火剤排出試験			
	附属装置作動試験			
試験	放出	警報装置作動状況		
	防塵区画に隣接する部分の保安措置試験	消火剤排出状況		
	自動冷庫機試験	温度・圧力値	℃	MPa
		電流	A	
		選択弁作動状況・放出系路		
総合試験	全滅放出方式又は局所放出方式	通気状況		
		気密状況		
		区画別貯蔵容器開放装置警報装置作動状況		
		音響警報装置作動状況		
		放出表示灯点灯状況		
備考	移動式	附属装置作動状況		
	移動式	移動式作動状況		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 選択弁のある機は、該当する事項を○印で開くこと。
 - 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 5 操作盤の取付けられているものについては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

不活性ガス消火設備

④

機	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	自動警報作動状況	容器弁開放装置作動試験		
機能試験	容器弁開放装置作動試験			
	選択弁作動試験			
	閉止弁作動試験			
	消火剤排出試験			
	附属装置作動試験			
試験	放出	警報装置作動状況		
	防塵区画に隣接する部分の保安措置試験	消火剤排出状況		
	自動冷庫機試験	温度・圧力値	℃	MPa
		電流	A	
		選択弁作動状況・放出系路		
総合試験	全滅放出方式又は局所放出方式	通気状況		
		気密状況		
		区画別貯蔵容器開放装置警報装置作動状況		
		音響警報装置作動状況		
		放出表示灯点灯状況		
備考	移動式	附属装置作動状況		
	移動式	移動式作動状況		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択弁のある機は、該当する事項を○印で開くこと。
 - 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 5 操作盤の取付けられているものについては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

別記様式第7

①

ハロゲン化物消火設備試験結果報告書			
試験実施者		試験実施日	
住所		年 月 日	
氏名		印	
設置階	防護対象物の種別	設計放出時間	sec
設置場所		設計放出時間	sec
放出方式	固定式 全域放出方式 局所放出方式	設計放出時間	sec
	移動式	設計放出時間	sec
試験項目			
貯蔵消火剤等	種別	容量等の内容	結果
設置場所等	設置場所	kg	
	表示・標識		
	貯蔵容器		
	蓄圧値(蓄圧式に限る)	MPa	
	充填比		
	容器弁開放装置		
	安全装置・破壊板		
	設置場所等		
	加圧容器		
	安全装置・容器弁		
	種別		
	加圧ガス	kg	
	設置場所等		
	構造等		
	容器弁		
	起動用ガス容器		

別記様式第7

①

ハロゲン化物消火設備試験結果報告書			
試験実施者		試験実施日	
住所		年 月 日	
氏名		印	
設置階	防護対象物の種別	設計放出時間	sec
設置場所		設計放出時間	sec
放出方式	固定式 全域放出方式 局所放出方式	設計放出時間	sec
	移動式	設計放出時間	sec
試験項目			
貯蔵消火剤等	種別	容量等の内容	結果
設置場所等	設置場所	kg	
	表示・標識		
	貯蔵容器		
	蓄圧値(蓄圧式に限る)	MPa	
	充填比		
	容器弁開放装置		
	安全装置・破壊板		
	設置場所等		
	加圧容器		
	安全装置・容器弁		
	種別		
	加圧ガス	kg	
	設置場所等		
	構造等		
	容器弁		
	起動用ガス容器		

ハロゲン化物消火設備

②

状況	設備	項目	種別・容量等の内容	結果	
					設置場所
選択弁	設置場所等	設置場所	-----		
		去	-----		
	機	導管接続部	-----		
		構造	-----		
	手動起動装置	設置場所等	設置場所	-----	
			設置位置	-----	
			設置高さ	床面からの高さ ----- m	
			設備表示	-----	
			取扱表示	-----	
			塗色等	-----	
自動起動装置	機	防護措置	-----		
		表示灯	-----		
		スイッチ	-----		
		構造	-----		
警報装置	機	警報方式	-----		
		音声発生装置の設置場所	-----		
制御装置	機器等	構造・性能	-----		
		設置場所	-----		
		制御盤	-----		
		表示灯・スイッチ類	-----		
配管・バルブ類	構造	導管	-----		
		逆止弁	-----		
		材質	-----		
		口径・使用数等	-----		

ハロゲン化物消火設備

②

状況	設備	項目	種別・容量等の内容	結果	
					設置場所
選択弁	設置場所等	設置場所	-----		
		去	-----		
	機	導管接続部	-----		
		構造	-----		
	手動起動装置	設置場所等	設置場所	-----	
			設置位置	-----	
			設置高さ	床面からの高さ ----- m	
			設備表示	-----	
			取扱表示	-----	
			塗色等	-----	
自動起動装置	機	防護措置	-----		
		表示灯	-----		
		スイッチ	-----		
		構造	-----		
警報装置	機	警報方式	-----		
		音声発生装置の設置場所	-----		
制御装置	機器等	構造・性能	-----		
		設置場所	-----		
		制御盤	-----		
		表示灯・スイッチ類	-----		
配管・バルブ類	構造	導管	-----		
		逆止弁	-----		
		材質	-----		
		口径・使用数等	-----		

ハロゲン化物消火設備

②

試験項目等	種別・容量等の内容	結果
噴射ヘッド		
構造・性能		
防護区		
開口部の自動閉鎖措置等		
消火剤を付加する開口部面積		
消火剤流出防止措置		
開口部の位置		
消火剤排出措置		
圧力上昇防止措置		
温度低下防止措置		
常用電源	V	
非常電源の種別	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
設置位置		
構造・性能		
表示灯・標識		
防護措置		
防護区		
圧力調整装置試験		
容器弁開放装置の作動試験		
※容器弁のバルブ類の解放点検		
選択弁作動試験		
遅延時間		
非常停止機構作動状況		
音響警報先行作動状況		
自動・手動切替作動状況		
※異常音	短絡試験	
※異常音	地絡試験	
起動装置による作動状況		
警報鳴動状況		
音		
音響警報装置作動状況		
自動警報作動状況		

ハロゲン化物消火設備

③

試験項目等	種別・容量等の内容	結果
噴射ヘッド		
構造・性能		
防護区		
開口部の自動閉鎖措置等		
消火剤を付加する開口部面積		
消火剤流出防止措置		
開口部の位置		
消火剤排出措置		
圧力上昇防止措置		
温度低下防止措置		
常用電源	V	
非常電源の種別	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
設置位置		
構造・性能		
表示灯・標識		
防護措置		
防護区		
圧力調整装置試験		
容器弁開放装置の作動試験		
※容器弁のバルブ類の解放点検		
選択弁作動試験		
遅延時間		
非常停止機構作動状況		
音響警報先行作動状況		
自動・手動切替作動状況		
※異常音	短絡試験	
※異常音	地絡試験	
起動装置による作動状況		
警報鳴動状況		
音		
音響警報装置作動状況		
自動警報作動状況		

ハロゲン化物消火設備

④

試験項目	種別・容量等の内容	結果			
			試験項目	種別・容量等の内容	結果
機能試験 動作試験	附属装置 連動試験	作動状況			
	消火剤排出試験 放出表示灯試験	復旧操作状況			
総合試験 総合動作 試験	全滅放出 方式又は 局所放出 方式	選択作動状況・放出系統			
		通気状況			
		気密状況			
		区画別貯蔵容器隔離放棄			
		音響警報装置作動状況			
		放出表示灯点灯状況			
移動式 移動式	附属装置作動状況				
移動式	移動式作動状況				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択後のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 封印の試験は、「不活性ガス消火設備等の貯蔵庫の基準」（平成13年消防庁告示第38号）又は「不活性ガス消火設備等の貯蔵庫、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）に適合している旨の表示が行われているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び制御についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

ハロゲン化物消火設備

④

試験項目	種別・容量等の内容	結果			
			試験項目	種別・容量等の内容	結果
機能試験 動作試験	附属装置 連動試験	作動状況			
	消火剤排出試験 放出表示灯試験	復旧操作状況			
総合試験 総合動作 試験	全滅放出 方式又は 局所放出 方式	選択作動状況・放出系統			
		通気状況			
		気密状況			
		区画別貯蔵容器隔離放棄			
		音響警報装置作動状況			
		放出表示灯点灯状況			
移動式 移動式	附属装置作動状況				
移動式	移動式作動状況				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択後のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 封印の試験は、「不活性ガス消火設備等の貯蔵庫の基準」（平成13年消防庁告示第38号）又は「不活性ガス消火設備等の貯蔵庫、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）に適合している旨の表示が行われているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び制御についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

別記様式第 8

①

粉未消火設備試験結果報告書		試験実施日		年	月	日
試験実施者		住所		氏名		
住所		氏名		印		
設置階 防護対象物の種別						
設置場所						
放出方式	固定式	全滅放出方式	局所放出方式	設計放出時間	sec	
移動式	設計放出時間			種別・容量等の内容	結果	sec
試験項目						
貯蔵消火剤等	設置場所	種別	容量	kg	結果	sec
設置場所等		表示・標識				
貯蔵容器等		貯蔵容器		_____		
		蓄圧式	容器弁開放装置	_____		
機器		貯蔵タンク		_____		
		加圧式	定圧作動装置	_____		
充電装置		充電装置		_____		
		安全装置		_____		
設置場所等		_____				
加圧容器		_____				
機器弁		_____				
容器弁開放装置		_____				
種類		_____				
加圧用ガス		種類		質量	kg	

別記様式第 8

①

粉未消火設備試験結果報告書		試験実施日		年	月	日
試験実施者		住所		氏名		
住所		氏名		印		
設置階 防護対象物の種別						
設置場所						
放出方式	固定式	全滅放出方式	局所放出方式	設計放出時間	sec	
移動式	設計放出時間			種別・容量等の内容	結果	sec
試験項目						
貯蔵消火剤等	設置場所	種別	容量	kg	結果	sec
設置場所等		表示・標識				
貯蔵容器等		貯蔵容器		_____		
		蓄圧式	容器弁開放装置	_____		
機器		貯蔵タンク		_____		
		加圧式	定圧作動装置	_____		
充電装置		充電装置		_____		
		安全装置		_____		
設置場所等		_____				
加圧容器		_____				
機器弁		_____				
容器弁開放装置		_____				
種類		_____				
加圧用ガス		種類		質量	kg	

粉末消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
起動用 ガス容器	設置場所等	---	
	構造等	---	
選択弁	設置場所等	---	
	構造等	---	
外部 起動装置	設置場所等	設置場所	---
		設置位置	---
	設置場所等	設置高さ	床面からの高さ
		設備表示	m
	手動起動装置	取扱表示	---
		塗色等	---
	機器	防護措置	---
		表示灯	---
	機器	スイッチ	---
		設置場所等	---
自動起動装置	構造等	---	
	感知器	---	
警報装置	警報の方式	---	
		音声再生装置の設置場所	---
制御装置	設置場所等	---	
		制 御 盤	---
機器等	表示灯・スイッチ類	---	
	防護措置	---	
機器等	遅延装置	---	
	自動・手動切替装置	---	
配管・バルブ類	配管系路等	---	
		状況	---

粉末消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
起動用 ガス容器	設置場所等	---	
	構造等	---	
選択弁	設置場所等	---	
	構造等	---	
外部 起動装置	設置場所等	設置場所	---
		設置位置	---
	設置場所等	設置高さ	床面からの高さ
		設備表示	m
	手動起動装置	取扱表示	---
		塗色等	---
	機器	防護措置	---
		表示灯	---
	機器	スイッチ	---
		設置場所等	---
自動起動装置	構造等	---	
	感知器	---	
警報装置	警報の方式	---	
		音声再生装置の設置場所	---
制御装置	設置場所等	---	
		制 御 盤	---
機器等	表示灯・スイッチ類	---	
	防護措置	---	
機器等	遅延装置	---	
	自動・手動切替装置	---	
配管・バルブ類	配管系路等	---	
		状況	---

粉末消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外	配管・バルブ類	換作管・逆止弁	---
		構造・材質	---
		口径・使用数等	---
	噴射ヘッド	安全装置	---
		設置場所等	---
		構造・性能	---
	防護区画等	防護区画	---
		開口部の自動閉鎖装置等	---
		消火剤を付加する開口部面積	---
	電源	消火剤流出防止措置	---
非常用電源		V	
ノズル・ホース等	設置位置	自家発電設備・蓄電池設備・燃焼電圧設備	
	構造・性能	---	
機	動作試験	表示灯・標識	---
		電圧措置	---
		防護区画	---
		容器弁開放装置の動作試験	---
		※容器弁のバルブ類の開放試験	---
		選択弁動作試験	---
		遅延時間	---
		非常停止機構動作状況	---
		音響警報先行動作状況	---
		自動・手動切替動作状況	---
能	動作試験	起動装置による動作状況	---
		警報鳴動状況	---
		音響警報装置動作状況	---
		自動警報動作状況	---
		音声警報装置動作状況	---
		警報装置試験	---
		付属装置	---
		動作状況	---
		復旧操作状況	---
		動作試験	---

粉末消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外	配管・バルブ類	換作管・逆止弁	---
		構造・材質	---
		口径・使用数等	---
	噴射ヘッド	安全装置	---
		設置場所等	---
		構造・性能	---
	防護区画等	防護区画	---
		開口部の自動閉鎖装置等	---
		消火剤を付加する開口部面積	---
	電源	消火剤流出防止措置	---
非常用電源		V	
ノズル・ホース等	設置位置	自家発電設備・蓄電池設備・燃焼電圧設備	
	構造・性能	---	
機	動作試験	表示灯・標識	---
		電圧措置	---
		防護区画	---
		容器弁開放装置の動作試験	---
		※容器弁のバルブ類の開放試験	---
		選択弁動作試験	---
		遅延時間	---
		非常停止機構動作状況	---
		音響警報先行動作状況	---
		自動・手動切替動作状況	---
能	動作試験	起動装置による動作状況	---
		警報鳴動状況	---
		音響警報装置動作状況	---
		自動警報動作状況	---
		音声警報装置動作状況	---
		警報装置試験	---
		付属装置	---
		動作状況	---
		復旧操作状況	---
		動作試験	---

粉未消火設備

④

試験項目	試験項目	種別・容量等の内容	結果
機能試験	定圧作動装置試験		
	放出表示灯試験		
総合試験	圧力調整装置試験		
	クリーニング装置試験		
総合試験	全域放出方式又は局所放出方式	選択作動状況・放出系路	
		通気状況	
		気密状況	
		音響警報装置作動状況	
		放出表示灯点灯状況	
備考		附属装置作動状況	
		移動式作動状況	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択法のある欄は、該当する事項を○印で用むこと。
- 3 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和51年消防庁告示第9号)に適合している旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

粉未消火設備

④

試験項目	試験項目	種別・容量等の内容	結果
機能試験	定圧作動装置試験		
	放出表示灯試験		
総合試験	圧力調整装置試験		
	クリーニング装置試験		
総合試験	全域放出方式又は局所放出方式	選択作動状況・放出系路	
		通気状況	
		気密状況	
		音響警報装置作動状況	
		放出表示灯点灯状況	
備考		附属装置作動状況	
		移動式作動状況	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択法のある欄は、該当する事項を○印で用むこと。
- 3 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和51年消防庁告示第9号)に適合している旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

屋外消火栓設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印										
用途()項 延べ面積	構造	A	B	C	階					
	階数	地上	階	地階	階					
試験数	項目	種別・容量等の内容					結果			
		試験の種別・構造								
水	水	量	m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)							
	吸水障害防止措置	有		無						
	給水装置	有		無						
	耐震措置	有		無						
	設置場所									
設置場所	ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量		ℓ/min					
		型式	定格全揚程		m					
	製造者名	種別		型電動機						
	型式	定格電圧	定格電流		V					
電動機の仕様	製造番号		出力		kW					
	設置状況		種接地							
ポンプを用いるもの	ポンプ・電動機	接地工事	種接地							
		配線	種							
	潤滑油	種								
	水面上昇防止のための逃し装置	配管・バルブ類	管の呼び		A					
ポンプの性能試験装置の配管・バルブ類	オリフイス等	流通口径		mm						
	流通口径		mm							

屋外消火栓設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印										
用途()項 延べ面積	構造	A	B	C	階					
	階数	地上	階	地階	階					
試験数	項目	種別・容量等の内容					結果			
		試験の種別・構造								
水	水	量	m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)							
	吸水障害防止措置	有		無						
	給水装置	有		無						
	耐震措置	有		無						
	設置場所									
設置場所	ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量		ℓ/min					
		型式	定格全揚程		m					
	製造者名	種別		型電動機						
	型式	定格電圧	定格電流		V					
電動機の仕様	製造番号		出力		kW					
	設置状況		種接地							
ポンプを用いるもの	ポンプ・電動機	接地工事	種接地							
		配線	種							
	潤滑油	種								
	水面上昇防止のための逃し装置	配管・バルブ類	管の呼び		A					
ポンプの性能試験装置の配管・バルブ類	オリフイス等	流通口径		mm						
	流通口径		mm							

屋外消火栓消火設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
加圧ポンプを用いるもの	呼水装置	材質	鋼板製・合成樹脂製
		水量	ℓ
	溢水用排水管	管の呼び	A
	呼水管	管の呼び	A
	補給水管	管の呼び	A
	滅水警報装置	フロートスイッチ・電種	
	制御装置	設置場所	
		制御盤	
	予備品等	接地工事	種接地
		設置位置	
圧力計・連成計	設置位置		
	性能	級	
直接操作部	設置場所等		
	表示		
遠隔操作部	設置場所等		
	構造		
表示灯	表示		
	動作		
高架水槽を用いるもの	起動用水タンクの容量	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
	配管・バルブ類	管の呼び	
内容積・落差	構造		
	内容積・落差	m ³	
配管・バルブ類	水位置計	m	
	種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
内容積・有効圧力	内容積・有効圧力	m ³	
	自動加圧装置	有・無	
配管・バルブ類	配管・バルブ類		
	水位計・圧力計		
設置状況	設置状況	有・無	
	配管		
機器	バルブ類		
	受水タンク		
配管・バルブ類	設置状況	有・無	

②

屋外消火栓消火設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
加圧ポンプを用いるもの	呼水装置	材質	鋼板製・合成樹脂製
		水量	ℓ
	溢水用排水管	管の呼び	A
	呼水管	管の呼び	A
	補給水管	管の呼び	A
	滅水警報装置	フロートスイッチ・電種	
	制御装置	設置場所	
		制御盤	
	予備品等	接地工事	種接地
		設置位置	
圧力計・連成計	設置位置		
	性能	級	
直接操作部	設置場所等		
	表示		
遠隔操作部	設置場所等		
	構造		
表示灯	表示		
	動作		
高架水槽を用いるもの	起動用水タンクの容量	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
	配管・バルブ類	管の呼び	
内容積・落差	構造		
	内容積・落差	m ³	
配管・バルブ類	水位置計	m	
	種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
内容積・有効圧力	内容積・有効圧力	m ³	
	自動加圧装置	有・無	
配管・バルブ類	配管・バルブ類		
	水位計・圧力計		
設置状況	設置状況	有・無	
	配管		
機器	バルブ類		
	受水タンク		
配管・バルブ類	設置状況	有・無	

②

③ ② 屋外消火栓消火設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
電源	常用電源	V	
	非常電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池設備	—
消火栓	設置個数	—	
	設置場所	—	
	周囲の状況・操作性	—	
	開閉弁の設置位置	床面からの高さ	m
	ホースの接続口等	—	
	消火栓開閉弁	—	
	表示	—	
	設置場所	—	
	設置状況	—	
	周囲の状況	—	
屋外消火栓箱	材質等	—	
	表示	—	
	ホース(結合金具を含む)	—	
	ホース接続口	—	
	ホース・ノズル	—	
	結合状態	—	
	収納状態	—	
	取納状態	ホースリール式・折畳等取納式・その他	
	減圧	減圧補助水槽・別配管系統・減圧弁	
	措置	床面からの高さ	cm
機械試験	減水警報装置作動状況	—	
	自動給水装置作動状況	—	
	呼吸水装置作動状況	—	
	呼吸水からの水の供給状況	—	
	起動・停止操作時の状況等	—	
	電源切替時の運転状況	—	
	ポンプの起動状況等	—	
	始動表示の点灯状況等	—	
	起動用木圧開閉装置の作動圧力	設定圧力	MPa
	運転状況	—	
加圧送水装置試験	※締切り運転時の状況	締切操盤	m
	電圧	電圧	V
	電流	電流	A
	ポンプ試験	ポンプ試験	

③ ② 屋外消火栓消火設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
電源	常用電源	V	
	非常電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池設備	—
消火栓	設置個数	—	
	設置場所	—	
	周囲の状況・操作性	—	
	開閉弁の設置位置	床面からの高さ	m
	ホースの接続口等	—	
	消火栓開閉弁	—	
	表示	—	
	設置場所	—	
	設置状況	—	
	周囲の状況	—	
屋外消火栓箱	材質等	—	
	表示	—	
	ホース(結合金具を含む)	—	
	ホース接続口	—	
	ホース・ノズル	—	
	結合状態	—	
	収納状態	—	
	取納状態	ホースリール式・折畳等取納式・その他	
	減圧	減圧補助水槽・別配管系統・減圧弁	
	措置	床面からの高さ	cm
機械試験	減水警報装置作動状況	—	
	自動給水装置作動状況	—	
	呼吸水装置作動状況	—	
	呼吸水からの水の供給状況	—	
	起動・停止操作時の状況等	—	
	電源切替時の運転状況	—	
	ポンプの起動状況等	—	
	始動表示の点灯状況等	—	
	起動用木圧開閉装置の作動圧力	設定圧力	MPa
	運転状況	—	
加圧送水装置試験	※締切り運転時の状況	締切操盤	m
	電圧	電圧	V
	電流	電流	A
	ポンプ試験	ポンプ試験	

④ 屋外消火栓消火設備

試験項目	種別・容量等の内容		結果
	定格電圧	流量	
ポンプ試験 ※定格負荷運転時の状況	電圧	V	m
※水櫃上昇防止装置試験	電流	A	ℓ/min
送水装置試験	送水量	ℓ	ℓ
表示値の差	表示値の差	MPa	MPa
高架水櫃を用いるもの	動作試験	給水装置動作状況	MPa
静水圧測定	最下位	MPa	最上位
MPa	MPa	最上位	MPa
圧力水櫃を用いるもの	動作試験	給水装置動作状況	MPa
自動加圧装置動作状況	最下位	MPa	最上位
静水圧測定	最下位	MPa	最上位
MPa	MPa	最上位	MPa
配管耐圧試験	試験圧力	MPa	MPa
放水試験	消火栓番号	放水圧	水量
MPa	MPa	MPa	ℓ/min
同時放水試験	MPa	MPa	ℓ/min
個別試験	MPa	MPa	ℓ/min
非常電源切替装置	自家発電設備	MPa	MPa
蓄電池設備	MPa	MPa	MPa
燃料電池設備	MPa	MPa	MPa

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 Aは主要構造部を耐火構造とし、内装耐燃したもの、Bは主要構造部を耐火構造としたもの又は難燃耐火構造物で内装耐燃したもの及びCはA及びB以外のものをいう。
- 4 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が行われているものにおいては、省略することができる。
- 5 結果の欄には、良否を記入すること。
- 6 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 7 総合操作盤が設けられているものにおいては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

④ 屋外消火栓消火設備

試験項目	種別・容量等の内容		結果
	定格電圧	流量	
ポンプ試験 ※定格負荷運転時の状況	電圧	V	m
※水櫃上昇防止装置試験	電流	A	ℓ/min
送水装置試験	送水量	ℓ	ℓ
表示値の差	表示値の差	MPa	MPa
高架水櫃を用いるもの	動作試験	給水装置動作状況	MPa
静水圧測定	最下位	MPa	最上位
MPa	MPa	最上位	MPa
圧力水櫃を用いるもの	動作試験	給水装置動作状況	MPa
自動加圧装置動作状況	最下位	MPa	最上位
静水圧測定	最下位	MPa	最上位
MPa	MPa	最上位	MPa
配管耐圧試験	試験圧力	MPa	MPa
放水試験	消火栓番号	放水圧	水量
MPa	MPa	MPa	ℓ/min
同時放水試験	MPa	MPa	ℓ/min
個別試験	MPa	MPa	ℓ/min
非常電源切替装置	自家発電設備	MPa	MPa
蓄電池設備	MPa	MPa	MPa
燃料電池設備	MPa	MPa	MPa

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 Aは主要構造部を耐火構造とし、内装耐燃したもの、Bは主要構造部を耐火構造としたもの又は難燃耐火構造物で内装耐燃したもの及びCはA及びB以外のものをいう。
- 4 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が行われているものにおいては、省略することができる。
- 5 結果の欄には、良否を記入すること。
- 6 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 7 総合操作盤が設けられているものにおいては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

別記様式第10

①

動力消防ポンプ設備試験結果報告書				試験実施日	年	月	日
試験実施者 住所 氏名				印			
用	延べ面積	()項・	構造	A	B	C	階
			m ²	階	地上	階	地階
動力消防ポンプの種別 (細数)				消防ポンプ自動車・自動車に牽引されるもの 小型動力ポンプ付積載車・可搬消防ポンプ ()			
試験項目				種別・容量等の内容			
水源の種類・構造				結果			
水	水	設置場所	量	m ³ (縦 m 横 m 水深 m)			
消防ポンプ自動車等	設置場所	周囲の状況		m			
ポンプの設置場所	設置場所	周囲の状況		m			
可搬消防ポンプ	設置場所	周囲の状況		m			
ポンプの級別				級			
規格放水水量				ℓ/min			
吸水口の口径				mm			
放水口の口径				mm			
燃料				口			
装置器具等							
試験機							
吸水試験機							
真空指度				kPa			

別記様式第10

①

動力消防ポンプ設備試験結果報告書				試験実施日	年	月	日
試験実施者 住所 氏名				印			
用	延べ面積	()項・	構造	A	B	C	階
			m ²	階	地上	階	地階
動力消防ポンプの種別 (細数)				消防ポンプ自動車・自動車に牽引されるもの 小型動力ポンプ付積載車・可搬消防ポンプ ()			
試験項目				種別・容量等の内容			
水源の種類・構造				結果			
水	水	設置場所	量	m ³ (縦 m 横 m 水深 m)			
消防ポンプ自動車等	設置場所	周囲の状況		m			
ポンプの設置場所	設置場所	周囲の状況		m			
可搬消防ポンプ	設置場所	周囲の状況		m			
ポンプの級別				級			
規格放水水量				ℓ/min			
吸水口の口径				mm			
放水口の口径				mm			
燃料				口			
装置器具等							
試験機							
吸水試験機							
真空指度				kPa			

動力消防ポンプ設備

②

試験項目	種別・容量等の内容	結果
吸水試験	真空指度の低下	---
機能試験 放水試験	ホースの本数	
	筒先口径	mm
	放水圧力	MPa
	放水流量	ℓ/min
試験時運転状況		

備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 A は主要構造部を耐久構造とし内装制限したもの、B は主要構造部を耐久構造としたもの又は噴霧耐久建築物で内装制限したものを及び C は A 及び B 以外のものをいう。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

動力消防ポンプ設備

②

試験項目	種別・容量等の内容	結果
吸水試験	真空指度の低下	---
機能試験 放水試験	ホースの本数	
	筒先口径	mm
	放水圧力	MPa
	放水流量	ℓ/min
試験時運転状況		

備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 A は主要構造部を耐久構造とし内装制限したもの、B は主要構造部を耐久構造としたもの又は噴霧耐久建築物で内装制限したものを及び C は A 及び B 以外のものをいう。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

自動火災報知設備試験結果報告書				試験実施日 年 月 日			
試験実施者				住所			
氏名				印			
用途	() 項	m ²	階数	地上	階	地階	階
警備式・二信方式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他 ()							
受信機	P・G P型	級	回線数	/	R・G型	自火報点数	点・その他点数
定格電圧	AC			V・DC	V		
予備電源	NICd・その他 ()			V	AH		
発信機	(無線式)	型	屋内型	個	屋外型	個	個
中継器	アナログ・警備式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他 ()		回線数	/	自火報点数	点・その他点数	点
感知器	アナログ・警備式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他 ()		回線数	/	自火報点数	点・その他点数	点
音響装置	種別 別 種 類 電 圧 電 流 個 数						
主音響装置 (内蔵されているものを除く)							
副音響装置 (内蔵されているものを除く)							
地区音響装置							
放送設備との連動方式							

自動火災報知設備試験結果報告書				試験実施日 年 月 日			
試験実施者				住所			
氏名				印			
用途	() 項	m ²	階数	地上	階	地階	階
警備式・二信方式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他 ()							
受信機	P・G P型	級	回線数	/	R・G型	自火報点数	点・その他点数
定格電圧	AC			V・DC	V		
予備電源	NICd・その他 ()			V	AH		
発信機	(無線式)	型	屋内型	個	屋外型	個	個
中継器	アナログ・警備式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他 ()		回線数	/	自火報点数	点・その他点数	点
感知器	アナログ・警備式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・無線式・その他 ()		回線数	/	自火報点数	点・その他点数	点
音響装置	種別 別 種 類 電 圧 電 流 個 数						
主音響装置 (内蔵されているものを除く)							
副音響装置 (内蔵されているものを除く)							
地区音響装置							
放送設備との連動方式							

自動火災報知設備

②

試 験 区 域	警 戒 区 域 の 設 定	種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果
受 信 機	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
構 造 ・ 性 能	設 置 場 所		
	設 置 場 所 の 状 況 ・ 操 作 性		
中 継 器	設 置 場 所		
	設 置 場 所 の 状 況 ・ 操 作 性		
電 源	設 置 場 所		
	設 置 場 所 の 状 況 ・ 操 作 性		
警 戒 区 域	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
知 器	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
発 信 機	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
表 示 灯	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
地 区 音 響 装 置	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		

自動火災報知設備

②

試 験 区 域	警 戒 区 域 の 設 定	種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果
受 信 機	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
構 造 ・ 性 能	設 置 場 所		
	設 置 場 所 の 状 況 ・ 操 作 性		
中 継 器	設 置 場 所		
	設 置 場 所 の 状 況 ・ 操 作 性		
電 源	設 置 場 所		
	設 置 場 所 の 状 況 ・ 操 作 性		
警 戒 区 域	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
知 器	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
発 信 機	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
表 示 灯	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		
地 区 音 響 装 置	設 置 場 所		
	周 圍 の 状 況 ・ 操 作 性		

自動火災報知設備

備考	試験項目			種別・容量等の内容	結果			
	共通	試験	目録					
<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p>2 選択状のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。</p> <p>3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。</p> <p>4 蓄積式中機器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機への動作により確認するものとする。</p> <p>5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。</p> <p>6 総合操作盤が設けられているものについては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。</p>	配線	送り配線試験	試験回線—1	—				
	配線	試験回線—2	試験回線—3	—				
	無線設備	通信信	試験	—		—		
	受信	火災表示試験	保持機能	火災表示状況		—		
			2信号式の機能	—				
			蓄積式の機能	—				
			注意表示試験	注意表示状況		—		
			設定表示試験	設定表示温度等		—		
			回路	普通		試験	—	
	受信	同時作動試験	常用電源使用時	—				
			予備電源使用時	—				
			感知器	自動試験機能を有するもの		—		
			作動試験	遠隔試験機能を有するもの		—		
			予備電源試験	電源自動切替機能		—		
			非常電源試験	電源自動切替機能		V		
	機能	付属	相互	装置		試験	—	
						相互通話状況	—	
						地区音響装置鳴動状況	—	
						設定表示温度等	—	
						普通	試験	—
電源自動切替機能					—			
中継器	回路	普通	試験	電源自動切替機能	—			
				電圧	V			
				感知器	作動	試験	試験	—
							作動継続試験	—
							流通試験	—
							接点水高試験	—
回路合成抵抗試験	—							
鳴動方式試験	—							
地区音響装置	作動	試験	—					
				(その2) 及び (その3) による				

③

自動火災報知設備

備考	試験項目			種別・容量等の内容	結果			
	共通	試験	目録					
<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p>2 選択状のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。</p> <p>3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。</p> <p>4 蓄積式中機器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機への動作により確認するものとする。</p> <p>5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。</p> <p>6 総合操作盤が設けられているものについては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。</p>	配線	送り配線試験	試験回線—1	—				
	配線	試験回線—2	試験回線—3	—				
	無線設備	通信信	試験	—		—		
	受信	火災表示試験	保持機能	火災表示状況		—		
			2信号式の機能	—				
			蓄積式の機能	—				
			注意表示試験	注意表示状況		—		
			設定表示試験	設定表示温度等		—		
			回路	普通		試験	—	
	受信	同時作動試験	常用電源使用時	—				
			予備電源使用時	—				
			感知器	自動試験機能を有するもの		—		
			作動試験	遠隔試験機能を有するもの		—		
			予備電源試験	電源自動切替機能		—		
			非常電源試験	電源自動切替機能		V		
	機能	付属	相互	装置		試験	—	
						相互通話状況	—	
						地区音響装置鳴動状況	—	
						設定表示温度等	—	
						普通	試験	—
電源自動切替機能					—			
中継器	回路	普通	試験	電源自動切替機能	—			
				電圧	V			
				感知器	作動	試験	試験	—
							作動継続試験	—
							流通試験	—
							接点水高試験	—
回路合成抵抗試験	—							
鳴動方式試験	—							
地区音響装置	作動	試験	—					
				(その2) 及び (その3) による				

③

ガス漏れ火災警報設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印										
用途 () 項	階	数	階	階	階	階	階	階	階	
階階の床面積の合計 m²										
受信機	子備電源	型式	V	AH	定格電圧	AC	DC	V	V	
	回数	/								
専用方式 受信機供給方式 子備電源 V AH その他の方式										
中継器	回線	電源	空気より軽いガス							個
			空気より重いガス							個
検知器	検知対象ガス	都市ガス用								
		その他のもの								
警報装置	増幅器	規格	電圧	定格	出力	W				
						AC	V			
						DC	V			
						ホーン型 (W)	コーン型 (W)	その他 (W)	個	
						スピーカー	個	個	個	
中継器 附属のもの 個										
ガス漏れ表示灯 個										
検知区域 警報装置 検知器 附属のもの 個										
その他のも 個										

ガス漏れ火災警報設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印										
用途 () 項	階	数	階	階	階	階	階	階	階	
階階の床面積の合計 m²										
受信機	子備電源	型式	V	AH	定格電圧	AC	DC	V	V	
	回数	/								
専用方式 受信機供給方式 子備電源 V AH その他の方式										
中継器	回線	電源	空気より軽いガス							個
			空気より重いガス							個
検知器	検知対象ガス	都市ガス用								
		その他のもの								
警報装置	増幅器	規格	電圧	定格	出力	W				
						AC	V			
						DC	V			
						ホーン型 (W)	コーン型 (W)	その他 (W)	個	
						スピーカー	個	個	個	
中継器 附属のもの 個										
ガス漏れ表示灯 個										
検知区域 警報装置 検知器 附属のもの 個										
その他のも 個										

ガス漏れ火災警報設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外	警戒区域	---	
	受信機	設置場所	
		周囲の状況・操作性	
		設置状況	
	中継器	構造・性能	
		備品等	
		設置場所等	
	電源	非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備
		警戒状況	
	検知器	設置状況	検知対象ガスの空気に対する比重が1未満のもの
検知対象ガスの空気に対する比重が1以上のもの			
構造・性能		設置場所等	
		増幅器構造	
		音声警報装置	
警報装置		スピーカー構造	
		ガス漏れ表示灯	
		設置場所等	
		検知区域警報装置	
機能試験		試験回数 1	
	試験回数 2		
	試験回数 3		
	ガス漏れ地区表示装置作動状況 主音響装置鳴動状況		

ガス漏れ火災警報設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外	警戒区域	---	
	受信機	設置場所	
		周囲の状況・操作性	
		設置状況	
	中継器	構造・性能	
		備品等	
		設置場所等	
	電源	非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備
		警戒状況	
	検知器	設置状況	検知対象ガスの空気に対する比重が1未満のもの
検知対象ガスの空気に対する比重が1以上のもの			
構造・性能		設置場所等	
		増幅器構造	
		音声警報装置	
警報装置		スピーカー構造	
		ガス漏れ表示灯	
		設置場所等	
		検知区域警報装置	
機能試験		試験回数 1	
	試験回数 2		
	試験回数 3		
	ガス漏れ地区表示装置作動状況 主音響装置鳴動状況		

ガス漏れ火災警報設備

③

機	試験	項目	種別・容量等の内容										結果			
			ガス漏れ 表示試験		試験中の他回路の 作動状況		回路導通試験		同時 作動試験		子備電源試験			非常電源試験		
能 受 信 機	故障表示試験	試験中の他回路の作動状況	-----													
		回路導通試験	回路導通状況		試験中の他回路の作動状況		回路導通試験		同時作動試験		子備電源試験		非常電源試験			
		同時作動試験	電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		V	AH
		子備電源試験	電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		V	AH
		非常電源試験	電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		V	AH
		故障表示試験	中継器の外部負荷に電力を供給する回路のヒューズ断線の状況		-----	-----										
		故障表示試験	中継器の主電源を他のものから供給するものの電源断の状況		-----	-----										
		故障表示試験	検知器電源遮断状況		-----	-----										
		故障表示試験	相互通話状況		-----	-----										
		故障表示試験	相互通話状況		-----	-----										
試	中継器	回路導通試験	-----													
		回路導通試験	-----													
		回路導通試験	-----													
		回路導通試験	-----													
備	警	検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
考	警	検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

ガス漏れ火災警報設備

③

機	試験	項目	種別・容量等の内容										結果			
			ガス漏れ 表示試験		試験中の他回路の 作動状況		回路導通試験		同時 作動試験		子備電源試験			非常電源試験		
能 受 信 機	故障表示試験	試験中の他回路の作動状況	-----													
		回路導通試験	回路導通状況		試験中の他回路の作動状況		回路導通試験		同時作動試験		子備電源試験		非常電源試験			
		同時作動試験	電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		V	AH
		子備電源試験	電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		V	AH
		非常電源試験	電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		電源自動切替機能		端子電圧・容量		V	AH
		故障表示試験	中継器の外部負荷に電力を供給する回路のヒューズ断線の状況		-----	-----										
		故障表示試験	中継器の主電源を他のものから供給するものの電源断の状況		-----	-----										
		故障表示試験	検知器電源遮断状況		-----	-----										
		故障表示試験	相互通話状況		-----	-----										
		故障表示試験	相互通話状況		-----	-----										
試	中継器	回路導通試験	-----													
		回路導通試験	-----													
		回路導通試験	-----													
		回路導通試験	-----													
備	警	検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
考	警	検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													
		検知器作動試験	-----													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

漏電火災警報器試験結果報告書

試験実施者 住所 氏名 印									
試験実施日 年 月 日									
用途 () 項 .									
延べ面積		m ²	階数	地上	階	地階	階		
契約電流容量(最大) A									
変流器		型式	屋内型・屋外型	構造	造	分割型	・	貫通型	
		定格電流	A	定格電圧	V				
製造者名									
受信機		種別	屋内型・屋外型・集合型	定格電圧	V				
		公称電圧	mA	製造者名					
音響装置		種別	ベル・ブザー	関連装置					
		電圧	AC・DC	V					
漏電火災警報器の作動と運動して電流の遮断を行う装置の有・無									
試験項目 種別・容量等の内容結果									
外		変流器		設置場所等		屋外の引込線・B種接地線・屋内の電路			
		構造・性能		設置場所等					
		設置状況		設置状況					
受信機		機器		構造・性能					
		検出漏電電流設定値		mA					
音響装置		設置場所		設置場所					
		構造		構造					

漏電火災警報器試験結果報告書

試験実施者 住所 氏名 印									
試験実施日 年 月 日									
用途 () 項 .									
延べ面積		m ²	階数	地上	階	地階	階		
契約電流容量(最大) A									
変流器		型式	屋内型・屋外型	構造	造	分割型	・	貫通型	
		定格電流	A	定格電圧	V				
製造者名									
受信機		種別	屋内型・屋外型・集合型	定格電圧	V				
		公称電圧	mA	製造者名					
音響装置		種別	ベル・ブザー	関連装置					
		電圧	AC・DC	V					
漏電火災警報器の作動と運動して電流の遮断を行う装置の有・無									
試験項目 種別・容量等の内容結果									
外		変流器		設置場所等		屋外の引込線・B種接地線・屋内の電路			
		構造・性能		設置場所等					
		設置状況		設置状況					
受信機		機器		構造・性能					
		検出漏電電流設定値		mA					
音響装置		設置場所		設置場所					
		構造		構造					

漏電火災警報器

②

試験機	試験項目	種別・容量等の内容	結果
受信機	警報装置試験	設定電流値	mA
		測定電流値	mA
備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項をO印で囲むこと。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

漏電火災警報器

②

試験機	試験項目	種別・容量等の内容	結果
受信機	警報装置試験	設定電流値	mA
		測定電流値	mA
備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項をO印で囲むこと。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者 住所 氏名 印

用途	() 項 .					
延べ面積	㎡	階数	地上	階	地階	階
火災通報装置	製造者名	品名型式	設置場所	自動火災報知設備連動 有・無		
	連隔起動装置等	設置場所 (1) (個数)	(2) (3)	(4) (5)	(6)	
選呼信号送出方式	D P 方式 (I O P P S 、 2 O P P S) ・ P B 方式					
その他						

試験項目	種別・容量等の内容		結果
	設置場所	設置場所	
火災通報装置	設置場所	-----	
	周囲の状況・操作性	-----	
	構造・性能	-----	
	取扱表示等	-----	
	予備電源	V -----	AH -----
	子備用電源	NICd ・ その他 ()	
	設置場所	-----	
	周囲の状況・操作性	-----	
	構造・性能	-----	
	取扱表示等	-----	
外	連隔起動装置等	-----	
	四線絡装置等	-----	
	構造・性能	V -----	AH -----
	電	-----	
	子備用電源	NICd ・ その他 ()	
	設置場所	-----	
	設置場所	-----	
	操作性能	-----	
	構造・性能	-----	
	その他	-----	

消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者 住所 氏名 印

用途	() 項 .					
延べ面積	㎡	階数	地上	階	地階	階
火災通報装置	製造者名	品名型式	設置場所	自動火災報知設備連動 有・無		
	連隔起動装置等	設置場所 (1) (個数)	(2) (3)	(4) (5)	(6)	
選呼信号送出方式	D P 方式 (I O P P S 、 2 O P P S) ・ P B 方式					
その他						

試験項目	種別・容量等の内容		結果
	設置場所	設置場所	
火災通報装置	設置場所	-----	
	周囲の状況・操作性	-----	
	構造・性能	-----	
	取扱表示等	-----	
	予備電源	V -----	AH -----
	子備用電源	NICd ・ その他 ()	
	設置場所	-----	
	周囲の状況・操作性	-----	
	構造・性能	-----	
	取扱表示等	-----	
外	連隔起動装置等	-----	
	四線絡装置等	-----	
	構造・性能	V -----	AH -----
	電	-----	
	子備用電源	NICd ・ その他 ()	
	設置場所	-----	
	設置場所	-----	
	操作性能	-----	
	構造・性能	-----	
	その他	-----	

② 消防機関へ通報する火災報知設備

試験項目	種別・容量等の内容	結果	試験装置	
			動作	その他
手動起動装置	---			
自動起動装置	---			
連動起動装置	---			
※ 優先通報機能	---			
※ 通報頭出し機能	---			
※ 手動起動装置優先機能	---			
普通音声情報機能	---			
※ 再呼出し機能	---			
普通音声情報送受側の呼返し状況	---			
不応答時の通報機状態	---			
切替状況	---			
※ 通報終了後の呼返し状況	---			
ハブブライ-通話への移行状況	---			
切替状況	---			
電話回線の状態保持	---			
モニター機能	---			
電源の自動切替機能	---			V
電圧	---			
受信完了時間	---			sec
押しボタン音響装置の作動状況	---			
連動音響装置の作動状況	---			sec
その他	---			

備考

- この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。
- ※印の試験は「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に適合している旨の表示が行われているものにあつては、省略できる。
- 結果の欄には、良否を記入すること。
- 配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 検査操作盤が設けられているものにあつては、検査操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

使用試験装置

通報内容:

備考

② 消防機関へ通報する火災報知設備

試験項目	種別・容量等の内容	結果	試験装置	
			動作	その他
手動起動装置	---			
自動起動装置	---			
連動起動装置	---			
※ 優先通報機能	---			
※ 通報頭出し機能	---			
※ 手動起動装置優先機能	---			
普通音声情報機能	---			
※ 再呼出し機能	---			
普通音声情報送受側の呼返し状況	---			
不応答時の通報機状態	---			
切替状況	---			
※ 通報終了後の呼返し状況	---			
ハブブライ-通話への移行状況	---			
切替状況	---			
電話回線の状態保持	---			
モニター機能	---			
電源の自動切替機能	---			V
電圧	---			
受信完了時間	---			sec
押しボタン音響装置の作動状況	---			
連動音響装置の作動状況	---			sec
その他	---			

備考

- この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。
- ※印の試験は「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に適合している旨の表示が行われているものにあつては、省略できる。
- 結果の欄には、良否を記入すること。
- 配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 検査操作盤が設けられているものにあつては、検査操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

使用試験装置

通報内容:

備考

非常警報設備試験結果報告書									
試験実施日 年 月 日									
試験実施者 住所 氏名 印									
用途	() 項	収容人員	地上	階	地階	階	電圧	電圧	名
延べ面積	m ²	階数	地上	階	地階	階	AC(V)	DC(V)	階
項目	設置台数	型	式	規格		電圧		出力	
				AC(V)	DC(V)	AC(V)	DC(V)	V	V
機器									
操作部									
非常ベル・自動式サイレン									
増幅器									
一体型									
放送設備	操作部	放送	送	区	分	回	線	線	数
	配線方式	型	式	スピーカーの種類	音	圧	施設方式		
	2線式	ホーン型	個別	L級	個	L級	壁掛型	個	
	3線式	コーン型	個別	M級	個	M級	埋込型	個	
		その他	個別	S級	個	S級	その他	個	
起動装置 (自動火災報知設備を除く)	押しボタン 非常電話 (個)								
	その他								
試験項目	種別	容量等の内容						結果	
設置場所									
周囲の状況・操作性									
設置状況									
構造・性能									
操作部	床面からの高さ							m	
子備品等									
増幅器・操作部・送受機									
試験器									

非常警報設備試験結果報告書									
試験実施日 年 月 日									
試験実施者 住所 氏名 印									
用途	() 項	収容人員	地上	階	地階	階	電圧	電圧	名
延べ面積	m ²	階数	地上	階	地階	階	AC(V)	DC(V)	階
項目	設置台数	型	式	規格		電圧		出力	
				AC(V)	DC(V)	AC(V)	DC(V)	V	V
機器									
操作部									
非常ベル・自動式サイレン									
増幅器									
一体型									
放送設備	操作部	放送	送	区	分	回	線	線	数
	配線方式	型	式	スピーカーの種類	音	圧	施設方式		
	2線式	ホーン型	個別	L級	個	L級	壁掛型	個	
	3線式	コーン型	個別	M級	個	M級	埋込型	個	
		その他	個別	S級	個	S級	その他	個	
起動装置 (自動火災報知設備を除く)	押しボタン 非常電話 (個)								
	その他								
試験項目	種別	容量等の内容						結果	
設置場所									
周囲の状況・操作性									
設置状況									
構造・性能									
操作部	床面からの高さ							m	
子備品等									
増幅器・操作部・送受機									
試験器									

非常警報設備

②

備考	備考	試験項目		種別・容量等の内容	結果
		非常電源	非常電源の種別		
		非常電源	非常電源専用受電設備・蓄電池設備	V	
		起動装置・非常電話	構造・性能	---	
		非常電話取納箱		---	
		設置場所等		---	
		表示灯・標識板	構造	---	
		ベル・サイレン・スピーカー	設置場所等	---	
		構造		---	
		階 (系統)			---
		回路選択試験			
		非常ベル・自動式サイレン			
		放送設備			
		非常電話			
		鳴動方式試験			
		ベル・サイレン			
		L級			
		M級			
		S級			
		音響装置動作試験 (dB)			
		増幅器・送信機・操作部及び複合装置			
		回路短絡試験			
		非常電源	電源の自動切替機能	---	
		端子電圧・容量		V	AH
		一般放送停止試験			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を O印 で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 非常電源 (内蔵型以外のもの) 及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

非常警報設備

②

備考	備考	試験項目		種別・容量等の内容	結果
		非常電源	非常電源の種別		
		非常電源	非常電源専用受電設備・蓄電池設備	V	
		起動装置・非常電話	構造・性能	---	
		非常電話取納箱		---	
		設置場所等		---	
		表示灯・標識板	構造	---	
		ベル・サイレン・スピーカー	設置場所等	---	
		構造		---	
		階 (系統)			---
		回路選択試験			
		非常ベル・自動式サイレン			
		放送設備			
		非常電話			
		鳴動方式試験			
		ベル・サイレン			
		L級			
		M級			
		S級			
		音響装置動作試験 (dB)			
		増幅器・送信機・操作部及び複合装置			
		回路短絡試験			
		非常電源	電源の自動切替機能	---	
		端子電圧・容量		V	AH
		一般放送停止試験			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を O印 で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 非常電源 (内蔵型以外のもの) 及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

逆轉器具

試験項目	種別・容量等の内容	結果
外等		
構造・性能		
取付部		
取付具		
取付部材		
固定部材		
格納		
標識		
荷重試験	器具名 () 荷重の大きさ	N
機		
能	器具名 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
引	器具-1 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
抜	器具-2 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
強	器具-3 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
度	器具-4 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
試験		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 性能試験の欄の () 書きについては、逆轉器具の種類を記入すること。
 - 結果の欄には、良否を記入すること。

逆轉器具

試験項目	種別・容量等の内容	結果
外等		
構造・性能		
取付部		
取付具		
取付部材		
固定部材		
格納		
標識		
荷重試験	器具名 () 荷重の大きさ	N
機		
能	器具名 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
引	器具-1 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
抜	器具-2 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
強	器具-3 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
度	器具-4 () 設計引抜荷重 試験荷重	N k
試験		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 性能試験の欄の () 書きについては、逆轉器具の種類を記入すること。
 - 結果の欄には、良否を記入すること。

誘導灯及び誘導標識試験結果報告書				年	月	日
試験実施者 住所 氏名				試験実施日		
				印		
用途	()項	延 ² 面積	階	階	階	m ²
階数	地上		地下	設置個数		
器						
逆離口誘導灯		器具		設置個数		
	A級					
	B級					
	C級					
誘導灯		器具		設置個数		
逆離誘導灯		階段等に設けるもの				
	A級					
	B級					
	C級					
通路誘導灯		階段等に設けるもの				
	A級					
	B級					
	C級					
客席誘導灯		階段等に設けるもの				
逆離口に設けるもの		階段等に設けるもの				
通路等に設けるもの		階段等に設けるもの				
試験		試験項目		種別・容量等の内容		結果
外 誘導灯一般		設置場所等		—		
		構造・性能		—		
		設置場所等		—		
規 逆離口誘導灯		外形寸法		—		
		設置場所等		—		
		通路又は廊下に設けるもの		—		
		外形寸法		—		
		表示面		—		
試 通路誘導灯		階段又は傾斜路に設けるもの		—		
		客席誘導灯		—		

誘導灯及び誘導標識試験結果報告書				年	月	日
試験実施者 住所 氏名				試験実施日		
				印		
用途	()項	延 ² 面積	階	階	階	m ²
階数	地上		地下	設置個数		
器						
逆離口誘導灯		器具		設置個数		
	A級					
	B級					
	C級					
誘導灯		器具		設置個数		
逆離誘導灯		階段等に設けるもの				
	A級					
	B級					
	C級					
通路誘導灯		階段等に設けるもの				
	A級					
	B級					
	C級					
客席誘導灯		階段等に設けるもの				
逆離口に設けるもの		階段等に設けるもの				
通路等に設けるもの		階段等に設けるもの				
試験		試験項目		種別・容量等の内容		結果
外 誘導灯一般		設置場所等		—		
		構造・性能		—		
		設置場所等		—		
規 逆離口誘導灯		外形寸法		—		
		設置場所等		—		
		通路又は廊下に設けるもの		—		
		外形寸法		—		
		表示面		—		
試 通路誘導灯		階段又は傾斜路に設けるもの		—		
		客席誘導灯		—		

② 誘導灯及び誘導標識

試験項目	電 源	種別・容量等の内容		結果
		常 用	電 源	
外 電 源	非常電源 (電気エネルギーを蓄える誘導標識の電源であつて、内蔵型のものを含む。)	設置状況(内蔵型に依る)	—	蓄電池(内蔵型・別置型)・自家発電設備・燃料電池設備
		設置場所等	—	
観 視 誘 導 標 識	避難口に設けるもの	外形寸法	—	
		表示面	—	
		※表示面の平均輝度	—	med/m ²
		※設置場所の照度	—	lux
		設置場所等	—	
観 視	避難等に設けるもの	外形寸法	—	
		表示面	—	
電 源 の 自 動 切 替 試 験	誘導方式灯	切替試験	—	
		消灯機能	—	
機 能 切 替 試 験	誘(点滅型)灯	点滅機能	—	
		点滅機能	—	
機 能 切 替 試 験	誘(内照点滅型)灯	点滅機能	—	
		誘導音機能	—	
機 能 切 替 試 験	誘(誘導音装置付点滅型)灯	誘導音機能	—	
		自動火災報知設備との運動停止	—	
機 能 切 替 試 験	誘(誘導音装置付点滅型)灯	放送設備との運動停止	—	
		放送設備との運動停止	—	
備考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選別表のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 非常電源(内蔵型以外のもの)及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 総合操作盤が設けられているものにおいては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。
 6 封印の記録は、消防法施行規則(昭和56年自治省令第6号)第28条の2第1項第3号ハ並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)第5第3号Gに規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。
 7 封印の記録は、「誘導灯及び誘導標識の基準」に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が受理した登録認定機関の規定を受けた旨の表示が付けられているものにおいて、省略することができる。

③ 誘導灯及び誘導標識

試験項目	電 源	種別・容量等の内容		結果
		常 用	電 源	
外 電 源	非常電源 (電気エネルギーを蓄える誘導標識の電源であつて、内蔵型のものを含む。)	設置状況(内蔵型に依る)	—	蓄電池(内蔵型・別置型)・自家発電設備・燃料電池設備
		設置場所等	—	
観 視 誘 導 標 識	避難口に設けるもの	外形寸法	—	
		表示面	—	
		※表示面の平均輝度	—	med/m ²
		※設置場所の照度	—	lux
		設置場所等	—	
観 視	避難等に設けるもの	外形寸法	—	
		表示面	—	
電 源 の 自 動 切 替 試 験	誘導方式灯	切替試験	—	
		消灯機能	—	
機 能 切 替 試 験	誘(点滅型)灯	点滅機能	—	
		点滅機能	—	
機 能 切 替 試 験	誘(内照点滅型)灯	点滅機能	—	
		誘導音機能	—	
機 能 切 替 試 験	誘(誘導音装置付点滅型)灯	誘導音機能	—	
		自動火災報知設備との運動停止	—	
機 能 切 替 試 験	誘(誘導音装置付点滅型)灯	放送設備との運動停止	—	
		放送設備との運動停止	—	
備考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選別表のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 非常電源(内蔵型以外のもの)及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 総合操作盤が設けられているものにおいては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。
 6 封印の記録は、消防法施行規則(昭和56年自治省令第6号)第28条の2第1項第3号ハ並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)第5第3号Gに規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。
 7 封印の記録は、「誘導灯及び誘導標識の基準」に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が受理した登録認定機関の規定を受けた旨の表示が付けられているものにおいて、省略することができる。

消防用水試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	() 項	敷地面積	m ²	延べ面積の合計 (高層建築物等以外は1、2階の床面積の合計)	m ²
構造	耐火建築物・普通耐火建築物・その他		建築物の高さ	m	
試験 項目					
設置場所等	建築物からの水平距離		m		
	消防ポンプ自動車の接近		-----		
種別・有効水量	種別	防火水槽	池	その他	
	有効水量 (m ³)				
	個数				
有効水量の合計 (m ³)					
吸水管投入口 (防火水槽に限る。)	投入口の寸法		cm		
	投入口である旨の表示		-----		
備考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 延べ面積の合計については、地階を除く階数が1のものにあっては1階の床面積を、地階を除く階数が2以上のものにあつては1階及び2階の床面積の合計とする。
 4 高さは、31mを超える場合について、記入すること。
 5 結果の欄には、良否を記入すること。

消防用水試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	() 項	敷地面積	m ²	延べ面積の合計 (高層建築物等以外は1、2階の床面積の合計)	m ²
構造	耐火建築物・普通耐火建築物・その他		建築物の高さ	m	
試験 項目					
設置場所等	建築物からの水平距離		m		
	消防ポンプ自動車の接近		-----		
種別・有効水量	種別	防火水槽	池	その他	
	有効水量 (m ³)				
	個数				
有効水量の合計 (m ³)					
吸水管投入口 (防火水槽に限る。)	投入口の寸法		cm		
	投入口である旨の表示		-----		
備考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 延べ面積の合計については、地階を除く階数が1のものにあっては1階の床面積を、地階を除く階数が2以上のものにあつては1階及び2階の床面積の合計とする。
 4 高さは、31mを超える場合について、記入すること。
 5 結果の欄には、良否を記入すること。

別記様式第19

①

排煙設備試験結果報告書			
試験実施日		年	月
試験実施者		住所	
氏名		印	
用途	()項・	延べ面積	m ²
試験項目	種別・容量等の内容	結果	
設置場所	等		
構造・材質	等		
性能	m ³ /min		
電動機等との連結	等		
設置状況	等		
接地工事	種接地		
配線	等		
電動機等	滑油		
潤滑	等		
回転	等		
設置場所	等		
制御装置	等		
制御装置	等		
接地工事	種接地		
機	等		
自動起動装置	感知器又は閉鎖型スリット構造	設置場所等	
自動起動装置	構造	等	
設置場所	等		
交換部	等		
表示	等		
手動起動装置	区画構造	等	
手動起動装置	構造	等	
防煙区画	規定	等	
防煙区画	可動防煙壁	等	
防煙区画	設置位置	等	
防煙区画	周囲の状況	等	
排煙口	風道との接続	等	
排煙口	構造	等	
設置位置	等		
周囲の状況	等		
風道との接続	等		
構造	等		
給気口	等		
給気口	等		

別記様式第19

①

排煙設備試験結果報告書			
試験実施日		年	月
試験実施者		住所	
氏名		印	
用途	()項・	延べ面積	m ²
試験項目	種別・容量等の内容	結果	
設置場所	等		
構造・材質	等		
性能	m ³ /min		
電動機等との連結	等		
設置状況	等		
接地工事	種接地		
配線	等		
電動機等	滑油		
潤滑	等		
回転	等		
設置場所	等		
制御装置	等		
制御装置	等		
接地工事	種接地		
機	等		
自動起動装置	感知器又は閉鎖型スリット構造	設置場所等	
自動起動装置	構造	等	
設置場所	等		
交換部	等		
表示	等		
手動起動装置	区画構造	等	
手動起動装置	構造	等	
防煙区画	規定	等	
防煙区画	可動防煙壁	等	
防煙区画	設置位置	等	
防煙区画	周囲の状況	等	
排煙口	風道との接続	等	
排煙口	構造	等	
設置位置	等		
周囲の状況	等		
風道との接続	等		
構造	等		
給気口	等		
給気口	等		

排煙設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外風道	設置場所等	----	
	構造	----	
試験	防火区画の貫通部分	----	
		ダンプバナー	----
電源	常用電源	V	
	非常電源の種別	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池	
附属装置			
機能試験	防煙区画	感知器等の作動状況	
		自動起動装置作動	排煙機の作動及び性能状況
		排煙口の形態	
試験	手動起動装置作動	起動装置の作動状況	
		排煙機の作動及び性能状況	
備考		連隔操作の状況	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 運用状のある欄は、該当する事項を○印で示すこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 操作盤が設けられているものについては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

排煙設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外風道	設置場所等	----	
	構造	----	
試験	防火区画の貫通部分	----	
		ダンプバナー	----
電源	常用電源	V	
	非常電源の種別	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池	
附属装置			
機能試験	防煙区画	感知器等の作動状況	
		自動起動装置作動	排煙機の作動及び性能状況
		排煙口の形態	
試験	手動起動装置作動	起動装置の作動状況	
		排煙機の作動及び性能状況	
備考		連隔操作の状況	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 運用状のある欄は、該当する事項を○印で示すこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 操作盤が設けられているものについては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

連結散水設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印					
用	送 () 項 .	階	階		
地階の床面積の合計	m ²	地階の階数			
送水区域数					
一斉開放弁数					
送水口数					
選択弁の数					
型式・靴式の区分		型式	結果		
試験 項目					
外	送水口	設置場所等	設置場所等	種別・容量等の内容	結果
		設置場所等	設置高さ	地盤面からの高さ	m
	機	送水口等	送水口等		
		逆止弁等	逆止弁等		
	送水区域	送水区域の設定	送水区域の設定		
		送水区域が隣接する場合	送水区域が隣接する場合		
	一斉開放弁・放弁・選択弁	設置場所等	一斉開放弁		
		機	一斉開放弁		
	送水区域状況	階	送水区域の数		
		設置状況	設置状況		
新ヘッド	設置方法	配管への取付			

連結散水設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印					
用	送 () 項 .	階	階		
地階の床面積の合計	m ²	地階の階数			
送水区域数					
一斉開放弁数					
送水口数					
選択弁の数					
型式・靴式の区分		型式	結果		
試験 項目					
外	送水口	設置場所等	設置場所等	種別・容量等の内容	結果
		設置場所等	設置高さ	地盤面からの高さ	m
	機	送水口等	送水口等		
		逆止弁等	逆止弁等		
	送水区域	送水区域の設定	送水区域の設定		
		送水区域が隣接する場合	送水区域が隣接する場合		
	一斉開放弁・放弁・選択弁	設置場所等	一斉開放弁		
		機	一斉開放弁		
	送水区域状況	階	送水区域の数		
		設置状況	設置状況		
新ヘッド	設置方法	配管への取付			

連結送水管 (共同住宅用連結送水管) 試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印										
用途 () 項 .	m ²		階数							
延べ面積										
送水口	設置位置								設置個数	個
	種類									
試験項目										
設置場所等		設置高さ		種別・容量等の内容		結果				
送水口	設置場所等	設置高さ	地盤面からの高さ m							
機器	送水口等									
送水口	送水口等									
送水口	送水口等									
放水口の設置個数										
階										
双口形										
単口形										
設置場所										
周囲の状況・操作性										
設置高さ		床面からの高さ m								
構造										
設置場所										
設置状況										
周囲の状況										
材質										
表示										

連結送水管 (共同住宅用連結送水管) 試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印										
用途 () 項 .	m ²		階数							
延べ面積										
送水口	設置位置								設置個数	個
	種類									
試験項目										
設置場所等		設置高さ		種別・容量等の内容		結果				
送水口	設置場所等	設置高さ	地盤面からの高さ m							
機器	送水口等									
送水口	送水口等									
送水口	送水口等									
放水口の設置個数										
階										
双口形										
単口形										
設置場所										
周囲の状況・操作性										
設置高さ		床面からの高さ m								
構造										
設置場所										
設置状況										
周囲の状況										
材質										
表示										

連結送水管

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
放水口等 ノズル	ホース (結合金具を含む。)	-----	
	ノズル	-----	
設置場所		-----	
ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量	l/min
	型式	定格全揚程	m
電動機の仕様	製造者名	製造番号	型電動機
	型式	種別	V
製造番号	型式	定格電圧	A
	製造番号	定格電流	A
設置状況	製造番号	出力	kW
	設置状況	-----	
ポンプ・電動機	接地工事	-----	種接地
	配管	-----	
配管・バルブ類	潤滑油	-----	
	配管・バルブ類	管の呼び	A
オリフAYS等	オリフAYS等	流通口径	mm
	オリフAYS等	流過口径	mm
性能試験装置の配管・バルブ類	性能試験装置の配管・バルブ類	流過口径	mm
	性能試験装置の配管・バルブ類	流過口径	mm
材料	材料	鋼板製・合成樹脂製	
	材料	鋼板製・合成樹脂製	
水	水	-----	
	水	-----	
送水用排水管	送水用排水管	管の呼び	φ
	送水用排水管	管の呼び	A
呼水装置	呼水装置	管の呼び	A
	呼水装置	管の呼び	A
箱給水管	箱給水管	管の呼び	A
	箱給水管	管の呼び	A
減水警報装置	減水警報装置	管の呼び	A
	減水警報装置	管の呼び	A
設置場所	設置場所	フロッタススイッチ・電機	
	設置場所	フロッタススイッチ・電機	
制御装置	制御装置	-----	
	制御装置	-----	
子備品等	子備品等	-----	
	子備品等	-----	
接地工事	接地工事	-----	種接地
	接地工事	-----	種接地

連結送水管

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
放水口等 ノズル	ホース (結合金具を含む。)	-----	
	ノズル	-----	
設置場所		-----	
ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量	l/min
	型式	定格全揚程	m
電動機の仕様	製造者名	製造番号	型電動機
	型式	種別	V
製造番号	型式	定格電圧	A
	製造番号	定格電流	A
設置状況	製造番号	出力	kW
	設置状況	-----	
ポンプ・電動機	接地工事	-----	種接地
	配管	-----	
配管・バルブ類	潤滑油	-----	
	配管・バルブ類	管の呼び	A
オリフAYS等	オリフAYS等	流通口径	mm
	オリフAYS等	流過口径	mm
性能試験装置の配管・バルブ類	性能試験装置の配管・バルブ類	流過口径	mm
	性能試験装置の配管・バルブ類	流過口径	mm
材料	材料	鋼板製・合成樹脂製	
	材料	鋼板製・合成樹脂製	
水	水	-----	
	水	-----	
送水用排水管	送水用排水管	管の呼び	φ
	送水用排水管	管の呼び	A
呼水装置	呼水装置	管の呼び	A
	呼水装置	管の呼び	A
箱給水管	箱給水管	管の呼び	A
	箱給水管	管の呼び	A
減水警報装置	減水警報装置	管の呼び	A
	減水警報装置	管の呼び	A
設置場所	設置場所	フロッタススイッチ・電機	
	設置場所	フロッタススイッチ・電機	
制御装置	制御装置	-----	
	制御装置	-----	
子備品等	子備品等	-----	
	子備品等	-----	
接地工事	接地工事	-----	種接地
	接地工事	-----	種接地

試験項目		設置位置	種別・容量等の内容	結果		
外観	ポンプを用いるもの	設置場所等	---			
	加圧送水装置	圧力計・運成計	設置場所等		緑	
		ポンプ	設置場所等		---	
	加圧送水装置	直接操作部	設置場所等		---	
		制御装置	設置場所等		---	
	加圧送水装置	運成操作部	構造		---	
		表示	表示		---	
	概観	配管・バルブ類	設置状況		専用・兼用	A
			配管材質		---	
		バルブ類	バルブ種類		---	---
吸水管			---			
ポンプ類		電源	---	V		
		非常電源の種類	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池			
高架・中開水槽		構造	造	f		
		吸水障害防止措置	---			
加圧送水装置		給水装置	---	---		
		耐震措置	---			
機組	加圧送水装置	減水警報装置作動状況	底面からの高さ	cm		
		呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	---		
	制御装置	吸水槽からの水の補給状況	---	---		
		起動・停止操作時の状況	---			
	起動装置試験・始動表示試験	電源切替時の運転状況	---	---		
		ポンプの起動状況等	始動表示の点灯状況			
ポンプ試験	運転状況	---	m			
	※待機時の状況	待機状況	V			

③

試験項目		設置位置	種別・容量等の内容	結果		
外観	ポンプを用いるもの	設置場所等	---			
	加圧送水装置	圧力計・運成計	設置場所等		緑	
		ポンプ	設置場所等		---	
	加圧送水装置	直接操作部	設置場所等		---	
		制御装置	設置場所等		---	
	加圧送水装置	運成操作部	構造		---	
		表示	表示		---	
	概観	配管・バルブ類	設置状況		専用・兼用	A
			配管材質		---	
		バルブ類	バルブ種類		---	---
吸水管			---			
ポンプ類		電源	---	V		
		非常電源の種類	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池			
高架・中開水槽		構造	造	f		
		吸水障害防止措置	---			
加圧送水装置		給水装置	---	---		
		耐震措置	---			
機組	加圧送水装置	減水警報装置作動状況	底面からの高さ	cm		
		呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	---		
	制御装置	吸水槽からの水の補給状況	---	---		
		起動・停止操作時の状況	---			
	起動装置試験・始動表示試験	電源切替時の運転状況	---	---		
		ポンプの起動状況等	始動表示の点灯状況			
ポンプ試験	運転状況	---	m			
	※待機時の状況	待機状況	V			

③

④ 連結送水管

試験項目	種別・容量等の内容	結果	
			試験項目
機械組能	※締切り運転時の状況	電流	A
	※定格揚程	電圧	m
ポンプ試験	※定格負荷運転時の状況	電圧	V
		電流	A
試験	※水道上昇防止装置試験	送り水量	l/min
	※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	l/min
試験	配管耐圧試験	加圧送水装置を用いない配管部分	試験圧力 MPa
		加圧送水装置を用いる配管部分	試験圧力 MPa
総合試験	放水試験	送水圧力	MPa
		放水圧力	MPa
試験	非常電源試験	自家発電設備	l/min
	非常停止試験	蓄電池設備	-----
		燃料電池設備	-----
備考			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当するものを○印で囲むこと。
 3 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が付されているもの又は設置前検査が行われたものについては、省略することができる。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 6 総合操作盤が設けられているものについては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

④ 連結送水管

試験項目	種別・容量等の内容	結果	
			試験項目
機械組能	※締切り運転時の状況	電流	A
	※定格揚程	電圧	m
ポンプ試験	※定格負荷運転時の状況	電圧	V
		電流	A
試験	※水道上昇防止装置試験	送り水量	l/min
	※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	l/min
試験	配管耐圧試験	加圧送水装置を用いない配管部分	試験圧力 MPa
		加圧送水装置を用いる配管部分	試験圧力 MPa
総合試験	放水試験	送水圧力	MPa
		放水圧力	MPa
試験	非常電源試験	自家発電設備	l/min
	非常停止試験	蓄電池設備	-----
		燃料電池設備	-----
備考			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当するものを○印で囲むこと。
 3 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が付されているもの又は設置前検査が行われたものについては、省略することができる。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 6 総合操作盤が設けられているものについては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

非常コンセント設備 (共同住宅用非常コンセント設備) 試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者
住所
氏名 印

用途	() 項・	延べ面積	m ² 階数		地上階	地階	階	階
			種別	容量等の内容				
外	設置場所	11階以下	上	個				
			下	個				
設置数	1の階層に設ける最大個数			個				
		1の専用幹線に設ける最大個数		個				
電	専用	用	幹線					本
				設置場所				
絶	電	流	種					
				種別				
断	機	種						
			種類					
保	護	箱						
			設置場所					
電	源	種						
			種類					
接	地	地						
			床面からの高さ		m			
電	源	種						
			種類					
安	示	灯						
			専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池					
機	能	電	圧	試験	最大		V	
					最小		V	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 選択法のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 非常電線及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 操作盤が設けられているものについては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

非常コンセント設備 (共同住宅用非常コンセント設備) 試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者
住所
氏名 印

用途	() 項・	延べ面積	m ² 階数		地上階	地階	階	階
			種別	容量等の内容				
外	設置場所	11階以下	上	個				
			下	個				
設置数	1の階層に設ける最大個数			個				
		1の専用幹線に設ける最大個数		個				
電	専用	用	幹線					本
				設置場所				
絶	電	流	種					
				種類				
断	機	種						
			種類					
保	護	箱						
			設置場所					
電	源	種						
			種類					
接	地	地						
			床面からの高さ		m			
電	源	種						
			種類					
安	示	灯						
			専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池					
機	能	電	圧	試験	最大		V	
					最小		V	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 選択法のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 非常電線及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 操作盤が設けられているものについては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

無線通信補助設備試験結果報告書				年	月	日
試験実施者 住所 氏名				印		
用途 ()項	延べ面積	m ² 階数	階	試験実施日		
	種別・容量等の内容					
試験項目	専用 ()			周波数帯域		
	共用 ()					
使用区分・設備方式	無線機			MHz		
	接続端子					
増幅器	設置場所等			MHz		
	増幅器					
混合分配器	設置場所			dB		
	挿入損失					
混合器	設置場所			dB		
	挿入損失					
分配器	設置場所			dB		
	挿入損失					
分波器	設置場所			dB		
	挿入損失					
試験器具 混合分配器・混合器・分配器・分波器その他これらに類する器具						

無線通信補助設備試験結果報告書				年	月	日
試験実施者 住所 氏名				印		
用途 ()項	延べ面積	m ² 階数	階	試験実施日		
	種別・容量等の内容					
試験項目	専用 ()			周波数帯域		
	共用 ()					
使用区分・設備方式	無線機			MHz		
	接続端子					
増幅器	設置場所等			MHz		
	増幅器					
混合分配器	設置場所			dB		
	挿入損失					
混合器	設置場所			dB		
	挿入損失					
分配器	設置場所			dB		
	挿入損失					
分波器	設置場所			dB		
	挿入損失					
試験器具 混合分配器・混合器・分配器・分波器その他これらに類する器具						

無線通信補助設備 ②

試験項目等	種別・容量等の内容		結果
	ケーブル等	利得	
外空中線・漏洩同軸ケーブル・同軸ケーブル 設置箇所 結合損失 使用長さ 伝送損失 使用長さ 同軸ケーブル 設置位置 設置方法 接続部の防水措置 耐熱措置 金属板等の影響の有無 工事方法 電圧定在波比の測定	空中線	dB	
	漏洩同軸ケーブル	dB	
	同軸ケーブル	m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
	同軸ケーブル	m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
	同軸ケーブル	m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
機能試験	電圧定在波比の測定		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

無線通信補助設備 ②

試験項目等	種別・容量等の内容		結果
	ケーブル等	利得	
外空中線・漏洩同軸ケーブル・同軸ケーブル 設置箇所 結合損失 使用長さ 伝送損失 使用長さ 同軸ケーブル 設置位置 設置方法 接続部の防水措置 耐熱措置 金属板等の影響の有無 工事方法 電圧定在波比の測定	空中線	dB	
	漏洩同軸ケーブル	dB	
	同軸ケーブル	m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
	同軸ケーブル	m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
	同軸ケーブル	m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
	同軸ケーブル	dB/10m	
機能試験	電圧定在波比の測定		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 4 配線についての試験結果報告書を添付すること。
 5 操作盤が設けられているものにおいては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

別記様式第24

①

非常電源 (高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備) 試験結果報告書
 試験実施日 年 月 日
 試験実施者 住所 氏名 印

消防用設備等の別 ()

使用区分 消防用設備等のみで使用

受電方式	Φ	W	V	容量	
				kA	kVA
主遮断装置	定格遮断電流			定格電圧	V
	別			定格電流	A
高圧交流	負荷開閉器			定格電圧	kV
				定格電流	A
高圧カッタアウトスイッチ				定格電圧	kV
				定格電流	A
変圧器	容量		kVA	1次・2次電圧	V/V
	別	油入乾式	その他	使用区分	専用 共用 ()
コンデンサ	容量		kVA	定格電圧	V
	別	油入乾式	その他		

試験項目 種別・容量等の内容 結果

外観	設置場所	換気設備			
		有効な防火区画			
観	不燃等用室・機械室等	防火措置			
		出火防止・延焼拡大防止			
構造	照明設備の有無				
試験	保有距離 (m)	機器名	換気面の	その他の	
		キユーベクトル式	換気面	換気面	
		キユーベクトル式	換気面	換気面	
		キユーベクトル式以外	換気面	換気面	

備考 保有距離を確保しなくてはならない機器等の部分

別記様式第24

①

非常電源 (高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備) 試験結果報告書
 試験実施日 年 月 日
 試験実施者 住所 氏名 印

消防用設備等の別 ()

使用区分 消防用設備等のみで使用

受電方式	Φ	W	V	容量	
				kA	kVA
主遮断装置	定格遮断電流			定格電圧	V
	別			定格電流	A
高圧交流	負荷開閉器			定格電圧	kV
				定格電流	A
高圧カッタアウトスイッチ				定格電圧	kV
				定格電流	A
変圧器	容量		kVA	1次・2次電圧	V/V
	別	油入乾式	その他	使用区分	専用 共用 ()
コンデンサ	容量		kVA	定格電圧	V
	別	油入乾式	その他		

試験項目 種別・容量等の内容 結果

外観	設置場所	換気設備			
		有効な防火区画			
観	不燃等用室・機械室等	防火措置			
		出火防止・延焼拡大防止			
構造	照明設備の有無				
試験	保有距離 (m)	機器名	換気面の	その他の	
		キユーベクトル式	換気面	換気面	
		キユーベクトル式	換気面	換気面	
		キユーベクトル式以外	換気面	換気面	

備考 保有距離を確保しなくてはならない機器等の部分

② 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）

試験項目	種別・容量等の内容		結果
	分岐線・接続	示	
絶縁	相対湿度	---	
設置方法	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
近接物	低圧配線	がいし引き配線	管灯回路の配線、弱電流配線、水管、ガス管又はこれらに類するもの
	高圧配線	がいし引き配線	
ケーブル	がいし引き配線 (mm)		
	ケーブル配線 (mm)		
構造・性能	---		
接地抵抗試験	Ω		
	V	印加電圧	
※絶縁耐力試験	保護継電器の作動状況	---	
	遮断器の作動状況	---	
※作動試験	警報器の作動状況	---	

② 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）

試験項目	種別・容量等の内容		結果
	分岐線・接続	示	
絶縁	相対湿度	---	
設置方法	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
	相互間	最小の距離	mm
	大地間	最小の距離	mm
近接物	低圧配線	がいし引き配線	管灯回路の配線、弱電流配線、水管、ガス管又はこれらに類するもの
	高圧配線	がいし引き配線	
ケーブル	がいし引き配線 (mm)		
	ケーブル配線 (mm)		
構造・性能	---		
接地抵抗試験	Ω		
	V	印加電圧	
※絶縁耐力試験	保護継電器の作動状況	---	
	遮断器の作動状況	---	
※作動試験	警報器の作動状況	---	

② 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）

機能試験	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	※作動試験	点検スイッチの作動状況		
	電圧の確立	---		

試験実施者が有している資格：

備考				
----	--	--	--	--

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で用むこと。
 3 使用区分の（ ） 書きは、共用している設備名を記入すること。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 ※印の試験は「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）（改正平成10年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が付けられているものにおいては、当該設備に係る部分について省略することができる。
 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

③ 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）

機能試験	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	※作動試験	点検スイッチの作動状況		
	電圧の確立	---		

試験実施者が有している資格：

備考				
----	--	--	--	--

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で用むこと。
 3 使用区分の（ ） 書きは、共用している設備名を記入すること。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 ※印の試験は「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）（改正平成10年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が付けられているものにおいては、当該設備に係る部分について省略することができる。
 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備） 試験結果報告書									
		試験実施日		年		月		日	
		試験実施者		住所		氏名		印	
消防用設備等の別									
使用区分									
消防用設備等のみに使用 ()									
その他と共用 ()									
受電方式		Φ W V		V		Φ W V		V	
主開閉器		定格電圧		V		定格電圧		V	
		定格電流		A		定格電流		A	
試験項目				種別・容量等の内容				結果	
設置場所等									
構造・性能									
外									
保有距離 (m)									
保有距離を確保しなければならぬ機器等の部分 (前)									
種別・容量等の内容									
試験方法									
分岐方法									
接続統									
表示									
設置方法									
配電盤等の機器									
配線									

非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備） 試験結果報告書									
		試験実施日		年		月		日	
		試験実施者		住所		氏名		印	
消防用設備等の別									
使用区分									
消防用設備等のみに使用 ()									
その他と共用 ()									
受電方式		Φ W V		V		Φ W V		V	
主開閉器		定格電圧		V		定格電圧		V	
		定格電流		A		定格電流		A	
試験項目				種別・容量等の内容				結果	
設置場所等									
構造・性能									
外									
保有距離 (m)									
保有距離を確保しなければならぬ機器等の部分 (前)									
種別・容量等の内容									
試験方法									
分岐方法									
接続統									
表示									
設置方法									
配電盤等の機器									
配線									

② 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）

機	接 地 抵 抗 検 査	種 別 ・ 容 量 等 の 内 容 (接地工事の種類) 種接地工事	結 果
能	充 電 部 相 互 間		Ω
	充 電 部 と 外 箱 間		Ω
試 験	*絶縁抵抗試験		
備 考	試験実施者が有している資格：		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択技のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 使用区分の（ ）書きは、共用している設備名を記入すること。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 *印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）に適合している旨の表示が付き
 れているものにあつては、当該設備に係る部分について省略することができる。

② 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）

機	接 地 抵 抗 検 査	種 別 ・ 容 量 等 の 内 容 (接地工事の種類) 種接地工事	結 果
能	充 電 部 相 互 間		Ω
	充 電 部 と 外 箱 間		Ω
試 験	*絶縁抵抗試験		
備 考	試験実施者が有している資格：		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 選択技のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 使用区分の（ ）書きは、共用している設備名を記入すること。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 *印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）に適合している旨の表示が付き
 れているものにあつては、当該設備に係る部分について省略することができる。

非常電源（自家発電設備）試験結果報告書										
試験実施日 年 月 日										
試験実施者 住所 氏名 印										
消防用設備等の別	消防用設備等のみに使用（ ） その他と共用（ ）									
使用区分	非常用専用			常用・非常用兼用						
自家発電設備の仕様	製造者名又は商標	形式番号・製造年	定格出力	定格電圧	KVA V					
試験項目	設置場所		種別・容量等の内容							
	換気設備	有効な防火区画	燃焼専用室	防	水	指	置	出火防止・延焼拡大防止	照明設備の有無	
構造・性能										
試験結果	保有距離を確保しなければならない機器等の部分		換作		点換		その他の		相互	
	機器名		前面	前面	後面	後面	後面	後面	後面	後面
キユービクス式		—	—	—	—	—	—	—	—	
自家発電装置		—	—	—	—	—	—	—	—	
制御装置		—	—	—	—	—	—	—	—	
燃料タンク		—	—	—	—	—	—	—	—	
原動機		—	—	—	—	—	—	—	—	
キユービクス式以外		—	—	—	—	—	—	—	—	

非常電源（自家発電設備）試験結果報告書										
試験実施日 年 月 日										
試験実施者 住所 氏名 印										
消防用設備等の別	消防用設備等のみに使用（ ） その他と共用（ ）									
使用区分	非常用専用			常用・非常用兼用						
自家発電設備の仕様	製造者名又は商標	形式番号・製造年	定格出力	定格電圧	KVA V					
試験項目	設置場所		種別・容量等の内容							
	換気設備	有効な防火区画	燃焼専用室	防	水	指	置	出火防止・延焼拡大防止	照明設備の有無	
構造・性能										
試験結果	保有距離を確保しなければならない機器等の部分		換作		点換		その他の		相互	
	機器名		前面	前面	後面	後面	後面	後面	後面	後面
キユービクス式		—	—	—	—	—	—	—	—	
自家発電装置		—	—	—	—	—	—	—	—	
制御装置		—	—	—	—	—	—	—	—	
燃料タンク		—	—	—	—	—	—	—	—	
原動機		—	—	—	—	—	—	—	—	
キユービクス式以外		—	—	—	—	—	—	—	—	

非常電源（自家発電設備）

②

試験項目	試験方法	種別・容量等の内容	結果		
				分岐方法	接続
外観 設置方法 試験	分岐方法	—			
	接続	—			
	表示	—			
	耐震措置	—			
	自家発電装置・制御装置	—			
	配線	—			
	接地抵抗試験	高圧	MQ		
		電機工巻線・主回路 低圧	MQ		
	界磁巻線	制御回路	MQ		
		制御回路（自動盤）	MQ		
※絶縁抵抗試験	交流側端子	MQ			
	充電装置 直流側端子	MQ			
蓄電池設備	印刷電圧	V			
	※絶縁				
通電流速断器	動作電流値	A			
	動作回転数	rpm			
※保安装置 動作試験	断水又は水温上昇停止装置 （水冷却）	動作温度	度		
	ガス温度上昇停止装置 （ガス温度）	動作温度	度		

非常電源（自家発電設備）

②

試験項目	試験方法	種別・容量等の内容	結果		
				分岐方法	接続
外観 設置方法 試験	分岐方法	—			
	接続	—			
	表示	—			
	耐震措置	—			
	自家発電装置・制御装置	—			
	配線	—			
	接地抵抗試験	高圧	MQ		
		電機工巻線・主回路 低圧	MQ		
	界磁巻線	制御回路	MQ		
		制御回路（自動盤）	MQ		
※絶縁抵抗試験	交流側端子	MQ			
	充電装置 直流側端子	MQ			
蓄電池設備	印刷電圧	V			
	※絶縁				
通電流速断器	動作電流値	A			
	動作回転数	rpm			
※保安装置 動作試験	断水又は水温上昇停止装置 （水冷却）	動作温度	度		
	ガス温度上昇停止装置 （ガス温度）	動作温度	度		

非常電源（自家発電設備）

②

試験項目	目 的	種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
				減波警報装置（電気始動式）
機 能 試 験	※保安装置動作試験	始動空気圧低下警報装置（空）	作動圧	MPa
		始動空気圧自動充気装置（空）	作動圧	MPa
		手 動 停 止 装 置		
		※ 始 動 試 験	電圧確立時間	sec
備 考	試験実施者が有している資格：			
	<p>普通池切替試験（自家発電設備から安定して電力が供給されるまでの間、蓄電池設備にて電力を供給するものに限る。）</p> <p>始動用燃料切替試験（ガス事業者から供給されるガスを燃料とするもので、ガスを圧縮して原動機に供給するものに限る。）</p>			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 選択肢のある欄は、該当する事項を○で囲むこと。

3 使用区分の（ ）欄は、共用している設備名を記入すること。

4 結果の欄には、良否を記入すること。

5 ※印の試験は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）に適合しているものとして、最終大臣又は消防庁長官が選定した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、当該設備に係る部分について省略することができる。

非常電源（自家発電設備）

③

試験項目	目 的	種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
				減波警報装置（電気始動式）
機 能 試 験	※保安装置動作試験	始動空気圧低下警報装置（空）	作動圧	MPa
		始動空気圧自動充気装置（空）	作動圧	MPa
		手 動 停 止 装 置		
		※ 始 動 試 験	電圧確立時間	sec
備 考	試験実施者が有している資格：			
	<p>普通池切替試験（自家発電設備から安定して電力が供給されるまでの間、蓄電池設備にて電力を供給するものに限る。）</p> <p>始動用燃料切替試験（ガス事業者から供給されるガスを燃料とするもので、ガスを圧縮して原動機に供給するものに限る。）</p>			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 選択肢のある欄は、該当する事項を○で囲むこと。

3 使用区分の（ ）欄は、共用している設備名を記入すること。

4 結果の欄には、良否を記入すること。

5 ※印の試験は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）に適合しているものとして、最終大臣又は消防庁長官が選定した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、当該設備に係る部分について省略することができる。

非常電源（蓄電池設備）

②

試験項目	試験方法	種別・容量等の内容	結果
外形	分岐	—	
	接続	—	
試験	設置方法	—	
	蓄電池・充電装置 逆変換装置・直交変換装置等	—	
機能	※給電抵抗試験 逆変換装置の交流側端子と大地間 交流変換装置の大地間 直流側端子と大地間	充電装置の交流側端子と大地間	M2
		交流変換装置の大地間	M2
試験	動作試験	減速警報装置	—
		切替装置	—
備考	試験実施者が有している資格： 1 この用紙の大きさは、且本工業規格A4とすること。 2 適用性のある欄は、該当事項をO印で開くこと。 3 使用区分の（ ）書きは、共用している設備名を記入すること。 4 結果の欄には、良否を記入すること。 5 ※印の試験は、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機器の認定を受けた旨の表示が付けられているものにおいて、当該設備にかかるとの部分について省略することができる。		

非常電源（蓄電池設備）

②

試験項目	試験方法	種別・容量等の内容	結果
外形	分岐	—	
	接続	—	
試験	設置方法	—	
	蓄電池・充電装置 逆変換装置・直交変換装置等	—	
機能	※給電抵抗試験 逆変換装置の交流側端子と大地間 交流変換装置の大地間 直流側端子と大地間	充電装置の交流側端子と大地間	M2
		交流変換装置の大地間	M2
試験	動作試験	減速警報装置	—
		切替装置	—
備考	試験実施者が有している資格： 1 この用紙の大きさは、且本工業規格A4とすること。 2 適用性のある欄は、該当事項をO印で開くこと。 3 使用区分の（ ）書きは、共用している設備名を記入すること。 4 結果の欄には、良否を記入すること。 5 ※印の試験は、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機器の認定を受けた旨の表示が付けられているものにおいて、当該設備にかかるとの部分について省略することができる。		

記録の試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印	
消防用設備等の種類	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 消防機関へ通知する火災報知設備 非常警報設備 放送設備 誘導灯 排煙設備 連絡送水管 非常コンセント設備 無線通信補助設備
試験項目	種別・容量等の内容
電源回路の開閉器・遮断器等	設置場所等 開閉器 遮断器
耐火耐熱保護配線	保護配線の系路 電線の種類・太さ 配線方法 接線 工事方法
配線（耐火耐熱保護配線を除く。）	電線の種類・太さ 配線方法 接線
耐震措置	種別 低圧・高圧・特別高圧
接地抵抗試験	接地抵抗値 Ω
電源回路試験	電圧の種別 V M&Q
操作回路試験	操作回路 V M&Q
表示灯回路試験	表示灯回路 V M&Q
警報回路試験	警報回路 V M&Q

記録の試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 印	
消防用設備等の種類	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 消防機関へ通知する火災報知設備 非常警報設備 放送設備 誘導灯 排煙設備 連絡送水管 非常コンセント設備 無線通信補助設備
試験項目	種別・容量等の内容
電源回路の開閉器・遮断器等	設置場所等 開閉器 遮断器
耐火耐熱保護配線	保護配線の系路 電線の種類・太さ 配線方法 接線 工事方法
配線（耐火耐熱保護配線を除く。）	電線の種類・太さ 配線方法 接線
耐震措置	種別 低圧・高圧・特別高圧
接地抵抗試験	接地抵抗値 Ω
電源回路試験	電圧の種別 V M&Q
操作回路試験	操作回路 V M&Q
表示灯回路試験	表示灯回路 V M&Q
警報回路試験	警報回路 V M&Q

記録

②

試験種別	試験項目	種別・容量等の内容		結果
		絶縁抵抗試験	感知器回路 付属装置回路等	
機器試験	絶縁抵抗試験	V	MO	
	絶縁耐力試験		MO	
試験実施者が有している資格：				
備				
考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。

記録

②

試験種別	試験項目	種別・容量等の内容		結果
		絶縁抵抗試験	感知器回路 付属装置回路等	
機器試験	絶縁抵抗試験	V	MO	
	絶縁耐力試験		MO	
試験実施者が有している資格：				
備				
考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 結果の欄には、良否を記入すること。

<p style="text-align: center;">総合操作盤試験結果報告書</p> <p style="text-align: center;">試験実施日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">試験実施者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>											
用途	()項										
延べ面積	㎡	階数	地上	階	地階	階					
総合操作盤 備等の種 類	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備								
	<input type="checkbox"/> 泡消火設備	<input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備	<input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備								
	<input type="checkbox"/> 粉末消火設備	<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備								
	<input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 放送設備	<input type="checkbox"/> 誘導灯								
	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 連結散水設備	<input type="checkbox"/> 連結送水管								
	<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備	<input type="checkbox"/> 無線通信補助設備	<input type="checkbox"/>								
	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 非常用の照明装置	<input type="checkbox"/> 機械換気								
	<input type="checkbox"/> 空気調和	<input type="checkbox"/> 非常用エレベーター	<input type="checkbox"/> 防火区画(構成機器設備)								
	<input type="checkbox"/> 防煙区画(構成機器設備)	<input type="checkbox"/> 非常錠設備	<input type="checkbox"/> ITV設備								
	<input type="checkbox"/> ガス緊急遮断弁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
定格電圧	AC	V	DC	V							
予備電源	V AH										
非常電源	自家発電設備	单相・三相	AC・DC	V	kVA	専用・共用					
	蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	専用・共用				
音響装置	種類	音響	V	mA	音	V	mA				
外観	設置場所等	設置場所									
	周囲の状況・操作性	設置状況									
試験	構造	性能									
換	操作性	性能	床面からの高さ	m							

<p style="text-align: center;">総合操作盤試験結果報告書</p> <p style="text-align: center;">試験実施日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">試験実施者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>											
用途	()項										
延べ面積	㎡	階数	地上	階	地階	階					
総合操作盤 備等の種 類	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備								
	<input type="checkbox"/> 泡消火設備	<input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備	<input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備								
	<input type="checkbox"/> 粉末消火設備	<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備								
	<input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 放送設備	<input type="checkbox"/> 誘導灯								
	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 連結散水設備	<input type="checkbox"/> 連結送水管								
	<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備	<input type="checkbox"/> 無線通信補助設備	<input type="checkbox"/>								
	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 非常用の照明装置	<input type="checkbox"/> 機械換気								
	<input type="checkbox"/> 空気調和	<input type="checkbox"/> 非常用エレベーター	<input type="checkbox"/> 防火区画(構成機器設備)								
	<input type="checkbox"/> 防煙区画(構成機器設備)	<input type="checkbox"/> 非常錠設備	<input type="checkbox"/> ITV設備								
	<input type="checkbox"/> ガス緊急遮断弁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
定格電圧	AC	V	DC	V							
予備電源	V AH										
非常電源	自家発電設備	单相・三相	AC・DC	V	kVA	専用・共用					
	蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	専用・共用				
音響装置	種類	音響	V	mA	音	V	mA				
外観	設置場所等	設置場所									
	周囲の状況・操作性	設置状況									
試験	構造	性能									
換	操作性	性能	床面からの高さ	m							

総合操作盤

②

試験項目	種別・内容等	結果
外部予備品等	-----	
電源	常用電源 AC 非常電源の種別 V 自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
構成機器	非常電源 -----	
消防用設備等	表示機能 警報機能 操作機能	
防災設備等	表示機能 警報機能 操作機能	
情報伝達機能	-----	
制御機能	-----	
記録機能	-----	
消防活動支援機能	支援機能 -----	
運用管理支援機能	シミュレーション機能 ガイダンス機能 履歴機能 自己診断機能	
予備電源試験	電源の切替機能 -----	
非常電源	電圧 V -----	
備考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 選択状のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

総合操作盤

②

試験項目	種別・内容等	結果
外部予備品等	-----	
電源	常用電源 AC 非常電源の種別 V 自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
構成機器	非常電源 -----	
消防用設備等	表示機能 警報機能 操作機能	
防災設備等	表示機能 警報機能 操作機能	
情報伝達機能	-----	
制御機能	-----	
記録機能	-----	
消防活動支援機能	支援機能 -----	
運用管理支援機能	シミュレーション機能 ガイダンス機能 履歴機能 自己診断機能	
予備電源試験	電源の切替機能 -----	
非常電源	電圧 V -----	
備考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 選択状のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

パッケージ型消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	()項	構造	A・B・C
延べ面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
機器	認定番号	製造者	設置個数
	試験	種別・容量等の内容	
	検査項目	種別	容量等の内容
	設備		
	構造・性能		
	本体		
	表示等		
	ユニット		
	消火薬剤	種類	消火薬剤量
	貯蔵容器		
	貯蔵容器		
	普通式		
	容器		
	バルブ		
	指示圧力計		
	指圧力計		
	貯蔵容器		
	加圧式		
	バルブ		
	安全装置		
	加圧用ガス容器		
	容器		
	バルブ		
	圧力調整器		
	配管		
	加圧用ガス		
	加圧用ガス		MPa
	起動装置		
	量		

パッケージ型消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	()項	構造	A・B・C
延べ面積	m ²	階数	地上 階 地下 階
機器	認定番号	製造者	設置個数
	試験	種別・容量等の内容	
	検査項目	種別	容量等の内容
	設備		
	構造・性能		
	本体		
	表示等		
	ユニット		
	消火薬剤	種類	消火薬剤量
	貯蔵容器		
	貯蔵容器		
	普通式		
	容器		
	バルブ		
	指示圧力計		
	指圧力計		
	貯蔵容器		
	加圧式		
	バルブ		
	安全装置		
	加圧用ガス容器		
	容器		
	バルブ		
	圧力調整器		
	配管		
	加圧用ガス		
	加圧用ガス		MPa
	起動装置		
	量		

パワージェット型消火設備

②

試験項目	種別・容量等の内容	結果	
			試験項目
外ホース、ホースリール等	ホース	m	
	ホースリール、ホース架	----	
試験電源	ノズル、ノズル開閉弁	----	
	常用電源	V	
操作貯蔵容器等	非常電源 (内蔵型のものに限る。)		
	容器	----	
試験機	指示圧力計	----	
	バルブ調整器	----	
試験機	圧力調整器	----	
	電源自動切替機能	----	
総合試験機	端子電圧・容量	V AH	
	ノズル開閉弁	----	
総合試験機	放射状況	放射時間	秒
	消火薬剤の漏れ	----	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で示すこと。
- 3 Aは主要構造部を耐久構造とし内装制限したもの、Bは主要構造部を耐久構造としたもの又は準耐久構造物で内装制限したものと及びCはA及びB以外のものをいう。
- 4 結果の欄には、負荷を記入すること。
- 5 非常電源 (内蔵型以外のもの) が設置されているものにおいては、非常電源及び配線についての試験結果報告書を行すこと。

パワージェット型消火設備

②

試験項目	種別・容量等の内容	結果	
			試験項目
外ホース、ホースリール等	ホース	m	
	ホースリール、ホース架	----	
試験電源	ノズル、ノズル開閉弁	----	
	常用電源	V	
操作貯蔵容器等	非常電源 (内蔵型のものに限る。)		
	容器	----	
試験機	指示圧力計	----	
	バルブ調整器	----	
試験機	圧力調整器	----	
	電源自動切替機能	----	
総合試験機	端子電圧・容量	V AH	
	ノズル開閉弁	----	
総合試験機	放射状況	放射時間	秒
	消火薬剤の漏れ	----	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で示すこと。
- 3 Aは主要構造部を耐久構造とし内装制限したもの、Bは主要構造部を耐久構造としたもの又は準耐久構造物で内装制限したものと及びCはA及びB以外のものをいう。
- 4 結果の欄には、負荷を記入すること。
- 5 非常電源 (内蔵型以外のもの) が設置されているものにおいては、非常電源及び配線についての試験結果報告書を行すこと。

パナケー型自動消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途 ()項	構造	A・B・C			
		地上	地下		
延べ面積	m ²	階数	階		
指定型式番号	防護面積	型式	製造者	設置個数	
					型
機器	号				
試験項目					
試験項目			種別・容量等の内容		
結果					
外	パナケー型	ユニット	構造・性能	---	
			本体	---	
		表示等	---		
		同時放射区域	種別	消火薬剤量	ℓ
			容量		
		貯蔵容器	警圧式	作動装置 (容器弁開放装置)	---
				バルブ類	---
			指示圧力計	---	
			貯蔵容器	---	
			加圧式	バルブ類	---
安全装置	容量	---			
加圧用ガス容器	容量	---			
	作動装置 (容器弁開放装置)	---			
	圧力調整装置	---			
	配管	---			
加圧用ガス容器等	機器				
	試験				

パナケー型自動消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途 ()項	構造	A・B・C			
		地上	地下		
延べ面積	m ²	階数	階		
指定型式番号	防護面積	型式	製造者	設置個数	
					型
機器	号				
試験項目					
試験項目			種別・容量等の内容		
結果					
外	パナケー型	ユニット	構造・性能	---	
			本体	---	
		表示等	---		
		同時放射区域	種別	消火薬剤量	ℓ
			容量		
		貯蔵容器	警圧式	作動装置 (容器弁開放装置)	---
				バルブ類	---
			指示圧力計	---	
			貯蔵容器	---	
			加圧式	バルブ類	---
安全装置	容量	---			
加圧用ガス容器	容量	---			
	作動装置 (容器弁開放装置)	---			
	圧力調整装置	---			
	配管	---			
加圧用ガス容器等	機器				
	試験				

パワージェット型自動消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
加圧用ガス容器等	加圧用ガス	種別	
	ガス	容量	MPa
起動装置	感知部	感知方法	
	感知部	感知器	
手動起動装置	手動起動装置	種別	
	手動起動装置	容量	
受信装置	表示灯・スイッチ	種別	
	受信装置	容量	
中継装置	中継装置	種別	
	中継装置	容量	
選択弁	選択弁	種別	
	選択弁	容量	
機	機	種別	
	機	容量	
放出管	放出管	種別	
	放出管	容量	
耐震	耐震	種別	
	耐震	容量	
配置方法	配置方法	種別	
	配置方法	容量	
機	機	種別	
	機	容量	
電源	電源	種別	
	電源	容量	V
動作	動作	種別	
	動作	容量	
検出	検出	種別	
	検出	容量	
受信装置	受信装置	種別	
	受信装置	容量	

パワージェット型自動消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
加圧用ガス容器等	加圧用ガス	種別	
	ガス	容量	MPa
起動装置	感知部	感知方法	
	感知部	感知器	
手動起動装置	手動起動装置	種別	
	手動起動装置	容量	
受信装置	表示灯・スイッチ	種別	
	受信装置	容量	
中継装置	中継装置	種別	
	中継装置	容量	
選択弁	選択弁	種別	
	選択弁	容量	
機	機	種別	
	機	容量	
放出管	放出管	種別	
	放出管	容量	
耐震	耐震	種別	
	耐震	容量	
配置方法	配置方法	種別	
	配置方法	容量	
機	機	種別	
	機	容量	
電源	電源	種別	
	電源	容量	V
動作	動作	種別	
	動作	容量	
検出	検出	種別	
	検出	容量	
受信装置	受信装置	種別	
	受信装置	容量	

パワージェン型自動消火設備

③

試験項目	種別・容量等の内容		結果
	中	非	
動作試験	電源自動切替機能	_____	
動作試験	非常電源	_____	
動作試験	端子電圧・容量	V _____ AH	
総合試験	選択非作動状況	_____	
総合試験	音響警報作動状況	_____	

--	--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 選択枚のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 3 A は主要構造部を耐火構造とし内圧制限したもの、B は主要構造部を耐火構造としたもの又は準耐火構造物で内圧制限したもの及び C は A 及び B 以外のものをいう。
 - 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 5 非常電源（内蔵型以外のもの）が設置されているものにおいては、非常電源及び配線についての試験結果報告書添付すること。

パワージェン型自動消火設備

③

試験項目	種別・容量等の内容		結果
	中	非	
動作試験	電源自動切替機能	_____	
動作試験	非常電源	_____	
動作試験	端子電圧・容量	V _____ AH	
総合試験	選択非作動状況	_____	
総合試験	音響警報作動状況	_____	

--	--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 選択枚のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 3 A は主要構造部を耐火構造とし内圧制限したもの、B は主要構造部を耐火構造としたもの又は準耐火構造物で内圧制限したもの及び C は A 及び B 以外のものをいう。
 - 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 5 非常電源（内蔵型以外のもの）が設置されているものにおいては、非常電源及び配線についての試験結果報告書添付すること。

共同住宅用スプリンクラー設備試験結果報告書										
試験実施日 年 月 日										
試験実施者										
住所										
氏名 印										
用途	() 項	構造	造	地上	階	地階	階	戸	戸	戸
延べ面積	全住戸数	戸、共同住宅用スプリンクラー設備設置住戸数		戸	階	地階	階	戸	戸	戸
住戸数	全住戸数	戸、共同住宅用スプリンクラー設備設置住戸数		戸	階	地階	階	戸	戸	戸
加圧送水装置の種別	方式									
流水検知装置の方式	種別									
スプリンクラーヘッド	設置個数									
試験項目										
外	水源の種類・構造	種別・容量等の内容							結果	
水	水量	m ² (縦 m 横 m 有効深さ m)								
水	受水障害防止措置	有・無								
給	水装置	有・無								
配	管	有・無								
加	設置場所									
ボ	ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量	l/min						
ン	電動機の仕様	型式	定格全揚程	m						
プ	電動機の仕様	製造者名	製造番号	型電動機						
送	電動機の仕様	型式	定格電圧	V						
を	電動機の仕様	製造番号	定格電流	A						
用	ポンプ・電動機	型式	出力	kVA						
い	ポンプ・電動機	設置状況								
る	ポンプ・電動機	接地工事		種接地						
の	ポンプ・電動機	配管								
性	ポンプ・電動機	潤滑油								
能	ポンプ・電動機	配管・バルブ類								
試	ポンプ・電動機	オリフイス等	流通口径	mm						
験	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
装	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
置	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
の	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
性	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
能	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
試	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
験	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
装	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
置	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
の	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
性	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
能	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						

共同住宅用スプリンクラー設備試験結果報告書										
試験実施日 年 月 日										
試験実施者										
住所										
氏名 印										
用途	() 項	構造	造	地上	階	地階	階	戸	戸	
延べ面積	全住戸数	戸、共同住宅用スプリンクラー設備設置住戸数		戸	階	地階	階	戸	戸	
住戸数	全住戸数	戸、共同住宅用スプリンクラー設備設置住戸数		戸	階	地階	階	戸	戸	
加圧送水装置の種別	方式									
流水検知装置の方式	種別									
スプリンクラーヘッド	設置個数									
試験項目										
外	水源の種類・構造	種別・容量等の内容							結果	
水	水量	m ² (縦 m 横 m 有効深さ m)								
水	受水障害防止措置	有・無								
給	水装置	有・無								
配	管	有・無								
加	設置場所									
ボ	ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量	l/min						
ン	電動機の仕様	型式	定格全揚程	m						
プ	電動機の仕様	製造者名	製造番号	型電動機						
送	電動機の仕様	型式	定格電圧	V						
を	電動機の仕様	製造番号	定格電流	A						
用	ポンプ・電動機	型式	出力	kVA						
い	ポンプ・電動機	設置状況								
る	ポンプ・電動機	接地工事		種接地						
の	ポンプ・電動機	配管								
性	ポンプ・電動機	潤滑油								
能	ポンプ・電動機	配管・バルブ類								
試	ポンプ・電動機	オリフイス等	流通口径	mm						
験	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
装	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
置	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
の	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
性	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
能	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
試	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
験	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
装	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
置	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
の	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
性	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						
能	ポンプ・電動機	オリフイス等	透過口径	mm						

共同住宅用スプリンクラー設備

②

外加水	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	材料	質量		
ポンプ装置	水	鋼板製・合成樹脂製	ℓ	
	溢水用排水管	管の呼び	A	
	呼水管	管の呼び	A	
	補給水管	管の呼び	A	
	滅水警報装置	フロートスイッチ・電線		
	設置場所			
	制御盤等			
	予備品等			
	接地工事	種接地		
	設置位置			
	圧力計・連成計	性能	級	
送る	制御動作部	駆動用水圧	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
		起動用水圧	容量	ℓ
		起動開閉装置	配管・バルブ	A
		流量	検査装置	
水の	構造	内容積・落差	m ³	m
		配管・バルブ		
		水位計		
		種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
		内容積・有効圧力	m ³	MPa
		自動加圧装置		
		配管・バルブ		
		水位計・圧力計		
		設置状況	有・無	
		設置状況		
配管・バルブ	配管			
	バルブ			
	吸水管			
ポンプ	防犯	有・無		
	冬季対策	有・無		
試験電源	非常用電源の種類		V	
	非常用電源の種類			

共同住宅用スプリンクラー設備

②

外加水	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	材料	質量		
ポンプ装置	水	鋼板製・合成樹脂製	ℓ	
	溢水用排水管	管の呼び	A	
	呼水管	管の呼び	A	
	補給水管	管の呼び	A	
	滅水警報装置	フロートスイッチ・電線		
	設置場所			
	制御盤等			
	予備品等			
	接地工事	種接地		
	設置位置			
	圧力計・連成計	性能	級	
送る	制御動作部	駆動用水圧	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
		起動用水圧	容量	ℓ
		起動開閉装置	配管・バルブ	A
		流量	検査装置	
水の	構造	内容積・落差	m ³	m
		配管・バルブ		
		水位計		
		種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
		内容積・有効圧力	m ³	MPa
		自動加圧装置		
		配管・バルブ		
		水位計・圧力計		
		設置状況	有・無	
		設置状況		
配管・バルブ	配管			
	バルブ			
	吸水管			
ポンプ	防犯	有・無		
	冬季対策	有・無		
試験電源	非常用電源の種類		V	
	非常用電源の種類			

共同住宅用スプリンクラー設備

②

外	試験		項目		種別・容量等の内容	結果	
	試験	設備	項目	目			
外	*スプリンクラーヘッド 機	設置方法	配管への取付	取付方向	-----		
			取付方向	取付方向	-----		
	*制御弁	設置場所等	設置場所等	設置場所等	-----		
			設置高さ	床面からの高さ	m		
	内	*自動警報装置	*発信部(流水検知装置・圧力検知装置)	設置場所等	種別・口径	-----	
				設置場所	減圧警報構造・性能	-----	
		*音声警報装置	*受信部(表示装置)	設置場所	設置場所	-----	
				設置場所	設置場所	-----	
		*試験弁	設置場所等	設置場所	設置場所	-----	
				設置高さ	地盤面からの高さ	m	
送水口		設置場所等	設置場所	設置場所	-----		
			設置高さ	設置高さ	-----		
減圧器		減圧器	減圧器	減圧器	-----		
			減圧器	減圧器	-----		
*表示器	*表示器	減圧器	減圧器	-----			
		減圧器	減圧器	-----			

共同住宅用スプリンクラー設備

③

外	試験		項目		種別・容量等の内容	結果	
	試験	設備	項目	目			
外	*スプリンクラーヘッド 機	設置方法	配管への取付	取付方向	-----		
			取付方向	取付方向	-----		
	*制御弁	設置場所等	設置場所等	設置場所等	-----		
			設置高さ	床面からの高さ	m		
	内	*自動警報装置	*発信部(流水検知装置・圧力検知装置)	設置場所等	種別・口径	-----	
				設置場所	減圧警報構造・性能	-----	
		*音声警報装置	*受信部(表示装置)	設置場所	設置場所	-----	
				設置場所	設置場所	-----	
		*試験弁	設置場所等	設置場所	設置場所	-----	
				設置高さ	地盤面からの高さ	m	
送水口		設置場所等	設置場所	設置場所	-----		
			設置高さ	設置高さ	-----		
減圧器		減圧器	減圧器	減圧器	-----		
			減圧器	減圧器	-----		
*表示器	*表示器	減圧器	減圧器	-----			
		減圧器	減圧器	-----			

④ 共同住宅用スプリンクラー設備

機	加	送	ポンプ	圧	試験項目		種別・容量等の内容	結果	
					試験項目	試験項目			
機	加	送	ポンプ	圧	試験項目	減水警報装置作動状況	底面からの高さ	cm	
						呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	---	
						制噴装置試験	呼水種からの水の補給状況	---	
						試験項目	電源切替時の運転状況等	起動・停止操作時の状況等	---
							ポンプの起動状況等	起動表示の点灯状況等	---
						試験項目	起動装置試験	起動表示の点灯状況	---
							起動用水圧閉閉装置の作動圧力	設定圧力 作動圧力	MPa MPa
						試験項目	運転状況	---	---
							縮切揚程	電圧	m V
						試験項目	※縮切リ運転時の状況	電圧	V
							※定格負荷運転時の状況	定格揚程	A
						試験項目	※水櫃上昇防止装置試験	送水量	m A
							※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	l/min
						試験項目	高圧水櫃を用いるもの	給水装置作動状況	最下位 MPa 最上位 MPa
							圧力水櫃を用いるもの	給水装置作動状況	---
						試験項目	配管	静水圧	最下位 MPa 最上位 MPa
							配管弁閉止表示機	試験圧力	MPa
試験項目	※流水検知装置又は圧力検知装置・表示・警報等	相互連絡の状況	---						
	相互作動試験	音響警報装置の鳴動状況	---						
試験項目	放水試験	*起動性能等	---						
	放水試験	*放水圧力(MPa)	---						
試験項目	非常電源切替試験	自家発電設備	---						
	非常電源切替試験	蓄電池設備	---						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

- 2 選択機のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成 9 年消防庁告示第 8 号) に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 *印のあるものは、⑤に住戸、共用室又は管理人室こととの試験結果を記入すること。
- 6 非常電源 (内蔵型以外のもの) 及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 7 総合検査が受けられているものにあつては、総合検査についての試験結果報告書を添付すること。

④ 共同住宅用スプリンクラー設備

機	加	送	ポンプ	圧	試験項目		種別・容量等の内容	結果	
					試験項目	試験項目			
機	加	送	ポンプ	圧	試験項目	減水警報装置作動状況	底面からの高さ	cm	
						呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	---	
						制噴装置試験	呼水種からの水の補給状況	---	
						試験項目	電源切替時の運転状況等	起動・停止操作時の状況等	---
							ポンプの起動状況等	起動表示の点灯状況等	---
						試験項目	起動装置試験	起動表示の点灯状況	---
							起動用水圧閉閉装置の作動圧力	設定圧力 作動圧力	MPa MPa
						試験項目	運転状況	---	---
							縮切揚程	電圧	m V
						試験項目	※縮切リ運転時の状況	電圧	V
							※定格負荷運転時の状況	定格揚程	A
						試験項目	※水櫃上昇防止装置試験	送水量	m A
							※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	l/min
						試験項目	高圧水櫃を用いるもの	給水装置作動状況	最下位 MPa 最上位 MPa
							圧力水櫃を用いるもの	給水装置作動状況	---
						試験項目	配管	静水圧	最下位 MPa 最上位 MPa
							配管弁閉止表示機	試験圧力	MPa
試験項目	※流水検知装置又は圧力検知装置・表示・警報等	相互連絡の状況	---						
	相互作動試験	音響警報装置の鳴動状況	---						
試験項目	放水試験	*起動性能等	---						
	放水試験	*放水圧力(MPa)	---						
試験項目	非常電源切替試験	自家発電設備	---						
	非常電源切替試験	蓄電池設備	---						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

- 2 選択機のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成 9 年消防庁告示第 8 号) に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 *印のあるものは、⑤に住戸、共用室又は管理人室こととの試験結果を記入すること。
- 6 非常電源 (内蔵型以外のもの) 及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 7 総合検査が受けられているものにあつては、総合検査についての試験結果報告書を添付すること。

② 共同住宅用自動火災報知設備

試験設備		項目		種別・容量等の内容	結果		
外	警戒区域	警戒区域の設定	設置場所	_____			
			設置場所等 周囲の状況・操作性	_____			
			設置状況	_____			
			住棟受信機 *共同住宅用受信機	構造・性能	_____		
				換作部	床面からの高さ _____ m		
			中継器	電源	予備品等	_____	
					設置場所等	_____	
					構造・性能	_____	
					予備品等	_____	
					常用電源	AC V	
非常電源の種類	非常電源専用受電設備・普通用設備						
差動式スボット型	_____						
定速式スボット型	_____						
補償式スボット型	_____						
熱アナログ式スボット型	_____						
火	* 感知器	光電式スボット型	_____				
		光電アナログ式スボット型	_____				
		イオン化式スボット型	_____				
		イオン化アナログ式スボット型	_____				
		炎感知器	_____				
		設置場所等	_____				
		構造・性能	_____				
		設置場所	_____				
		* 音声警報装置	_____				
		* 戸外表示器	_____				
機能配	線	配	共通線	_____			
			住棟受信機	_____			
			送配線	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
共通住宅用受信機	_____						

② 共同住宅用自動火災報知設備

試験設備		項目		種別・容量等の内容	結果		
外	警戒区域	警戒区域の設定	設置場所	_____			
			設置場所等 周囲の状況・操作性	_____			
			設置状況	_____			
			住棟受信機 *共同住宅用受信機	構造・性能	_____		
				換作部	床面からの高さ _____ m		
			中継器	電源	予備品等	_____	
					設置場所等	_____	
					構造・性能	_____	
					予備品等	_____	
					常用電源	AC V	
非常電源の種類	非常電源専用受電設備・普通用設備						
差動式スボット型	_____						
定速式スボット型	_____						
補償式スボット型	_____						
熱アナログ式スボット型	_____						
火	* 感知器	光電式スボット型	_____				
		光電アナログ式スボット型	_____				
		イオン化式スボット型	_____				
		イオン化アナログ式スボット型	_____				
		炎感知器	_____				
		設置場所等	_____				
		構造・性能	_____				
		設置場所	_____				
		* 音声警報装置	_____				
		* 戸外表示器	_____				
機能配	線	配	共通線	_____			
			住棟受信機	_____			
			送配線	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
			住棟受信機	_____			
共通住宅用受信機	_____						

③ 共同住宅用自動火災報知設備

機 種	項 目	種 別・容 量 等 の 内 容	結 果
住 棟 受 信 機	火災表示試験	保持機能	—
		警報式の機能	—
	注意表示試験	注意表示状況	—
	設定表示温度試験	設定表示温度等	—
	回路運送試験	—	—
	同時作動試験	常用電源使用時	—
		子備電源使用時	—
		自動試験機能を有するもの	—
	感知器作動試験	遠隔試験機能を有するもの	—
		電源自動切替機能を有するもの	—
	子備電源試験	電圧試験	V
	付属装置	—	—
	相互作動試験	相互通話状況	—
		音声警報機作動状況	—
	感知器/作動警報	—	
火災警報等試験	火災警報	—	
	警報式の機能	—	
	自動試験機能を有するもの	—	
	遠隔試験機能を有するもの	—	
	電源自動切替機能を有するもの	—	
子備電源試験	設定表示温度等	—	
	回路運送試験	—	
	遠隔試験機能	—	
	電源自動切替機能	—	
	電圧試験	V	
*感知器	作動試験	—	
*音声警報装置	鳴動方式試験	—	
	*作動試験	—	
*戸外表示器	作動試験	—	
関係者等への周知装置	作動試験	—	
非常電源	非常電源試験	—	
	電源自動切替	—	
	その他(内蔵型以外のもの)	—	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 選択状のある欄は、該当する事項を○印で用む。

3 結果の欄には、良否を記入すること。

4 非常電源(内蔵型以外のもの)及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

5 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

6 *印のあるものは、①に住棟受信機の表示番号、警報区域又は住戸等ことに同敷及び試験結果を記入すること。

③ 共同住宅用自動火災報知設備

機 種	項 目	種 別・容 量 等 の 内 容	結 果
住 棟 受 信 機	火災表示試験	保持機能	—
		警報式の機能	—
	注意表示試験	注意表示状況	—
	設定表示温度試験	設定表示温度等	—
	回路運送試験	—	—
	同時作動試験	常用電源使用時	—
		子備電源使用時	—
		自動試験機能を有するもの	—
	感知器作動試験	遠隔試験機能を有するもの	—
		電源自動切替機能を有するもの	—
	子備電源試験	電圧試験	V
	付属装置	—	—
	相互作動試験	相互通話状況	—
		音声警報機作動状況	—
	感知器/作動警報	—	
火災警報等試験	火災警報	—	
	警報式の機能	—	
	自動試験機能を有するもの	—	
	遠隔試験機能を有するもの	—	
	電源自動切替機能を有するもの	—	
子備電源試験	設定表示温度等	—	
	回路運送試験	—	
	遠隔試験機能	—	
	電源自動切替機能	—	
	電圧試験	V	
*感知器	作動試験	—	
*音声警報装置	鳴動方式試験	—	
	*作動試験	—	
*戸外表示器	作動試験	—	
関係者等への周知装置	作動試験	—	
非常電源	非常電源試験	—	
	電源自動切替	—	
	その他(内蔵型以外のもの)	—	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 選択状のある欄は、該当する事項を○印で用む。

3 結果の欄には、良否を記入すること。

4 非常電源(内蔵型以外のもの)及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

5 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

6 *印のあるものは、①に住棟受信機の表示番号、警報区域又は住戸等ことに同敷及び試験結果を記入すること。

③ 住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備

設備		試験項目		種別・容量等の内容	結果
住戸用自動火災報知設備	配線	送配線試験	住戸用受信機	_____	
		大気警報等試験	火災警報	_____	
	*住戸用受信機	警備式の機能	_____		
		自動試験機能を有するもの	_____		
		感応器作動試験	_____		
		送配線試験機能を有するもの	_____		
	中継器	回路導通試験	_____		
		子機電源試験	_____		
	*感知器	動作試験	_____		
		*音警報装置・音響装置	音 声 警 報	_____	
*音警報装置・音響装置	動作試験	音 声 警 報	_____		
	*戸外表示器	作 動 試 験	_____		
関係者等への告知装置	作 動 試 験	_____			
	起動装置	起 動 試 験	_____		
共同住宅用非常警報設備	音響装置	音響装置試験	導動方式試験	_____	
		電源自動切替	作 動 試 験	_____	
非常電源	非常電源試験	電源自動切替	電源自動切替	_____	
		その他(内蔵型以外のもの)	_____		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 5 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。
 - 6 *印のあるものは、④に警報区域又は住戸等ごとに個数及び試験結果を記入すること。

③ 住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備

設備		試験項目		種別・容量等の内容	結果
住戸用自動火災報知設備	配線	送配線試験	住戸用受信機	_____	
		大気警報等試験	火災警報	_____	
	*住戸用受信機	警備式の機能	_____		
		自動試験機能を有するもの	_____		
		感応器作動試験	_____		
		送配線試験機能を有するもの	_____		
	中継器	回路導通試験	_____		
		子機電源試験	_____		
	*感知器	動作試験	_____		
		*音警報装置・音響装置	音 声 警 報	_____	
*音警報装置・音響装置	動作試験	音 声 警 報	_____		
	*戸外表示器	作 動 試 験	_____		
関係者等への告知装置	作 動 試 験	_____			
	起動装置	起 動 試 験	_____		
共同住宅用非常警報設備	音響装置	音響装置試験	導動方式試験	_____	
		電源自動切替	作 動 試 験	_____	
非常電源	非常電源試験	電源自動切替	電源自動切替	_____	
		その他(内蔵型以外のもの)	_____		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 3 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 5 総合操作盤が設けられているものにあつては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。
 - 6 *印のあるものは、④に警報区域又は住戸等ごとに個数及び試験結果を記入すること。

特定小規模施設用自動火災報知設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 (印)											
用途	() 項	・	延べ面積	m ²	階数	地上	階	地階	階		
受信機	警備式・二信号式・アラロク式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式・その他 ()	P・G・P型	級	回線数	/	R・GR型	自火警点数	点・その他点数	点・予備点数		
	定格電圧	AC		V・DC		V					
受信機	予備電源	NICD・その他 ()		V		AH					
	警備機	(無線式)	型	級	屋内型	個	屋外型	個	屋外型	個	
中継器	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
感知器	機	種	別	種	別	自	連	種	別	個	数
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
音響装置	種	別	種	別	電	圧	電	流	個	数	
	主音響装置 (内蔵されているものを除く)		DC	V		mA					
	副音響装置 (内蔵されているものを除く)		DC	V		mA					
	副音響装置 (内蔵されているものを除く)		DC	V		mA					
音響装置	地区音響装置		DC	V		mA					
	地区音響装置		DC	V		mA					
放送設備との運動	式	有									
鳴動	方	式	有								
鳴動	方	式	有								
鳴動	方	式	有								

特定小規模施設用自動火災報知設備試験結果報告書 試験実施日 年 月 日 試験実施者 住所 氏名 (印)											
用途	() 項	・	延べ面積	m ²	階数	地上	階	地階	階		
受信機	警備式・二信号式・アラロク式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式・その他 ()	P・G・P型	級	回線数	/	R・GR型	自火警点数	点・その他点数	点・予備点数		
	定格電圧	AC		V・DC		V					
受信機	予備電源	NICD・その他 ()		V		AH					
	警備機	(無線式)	型	級	屋内型	個	屋外型	個	屋外型	個	
中継器	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
	アラロク式・警備式・自動試験機能付き・連帯試験機能付き・無線式 ()	同	予備電源	有 (V 期)	無	設置台数	台				
感知器	機	種	別	種	別	自	連	種	別	個	数
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
	式	型 ()									
音響装置	種	別	種	別	電	圧	電	流	個	数	
	主音響装置 (内蔵されているものを除く)		DC	V		mA					
	副音響装置 (内蔵されているものを除く)		DC	V		mA					
	副音響装置 (内蔵されているものを除く)		DC	V		mA					
音響装置	地区音響装置		DC	V		mA					
	地区音響装置		DC	V		mA					
放送設備との運動	式	有									
鳴動	方	式	有								
鳴動	方	式	有								
鳴動	方	式	有								

特定小規模施設用自動火災報知設備

②

試	験	項	目	種	別	・	容	量	等	の	内	容	結	果	
外	警戒区域	警戒区域の設定	設置場所	-----											
			設置場所等	-----											
	受信機	設置場所等	周囲の状況・操作性	-----											
			設置状況	-----											
	受信機	構造・性能	構造	-----											
			性能	-----											
	受信機	部品等	床面からの高さ	----- m											
			構造	-----											
	中継器	構造・性能	設置場所等	-----											
			構造	-----											
	電源	非常電源の種別	AC	-----											
			V	-----											
	観	感	警戒状況	非常電源専用受電設備・蓄電池設備	-----										
				空動式スボット型	-----										
定温式スボット型				-----											
複償式スボット型				-----											
熱複合式スボット型				-----											
熱アナログ式スボット型				-----											
煙感知器 (アナログ式を除く。)				-----											
イオン化アナログ式スボット型				-----											
光電アナログ式スボット型				-----											
熱煙複合式スボット型				-----											
炎感知器				-----											
発信機				構造・性能	設置場所等	-----									
					構造	-----									
					設置場所等	-----									
	構造	-----													
表示灯	構造	設置場所等	-----												
		構造	-----												
地区音響装置	構造	設置場所等	-----												
		構造	-----												

特定小規模施設用自動火災報知設備

②

試	験	項	目	種	別	・	容	量	等	の	内	容	結	果	
外	警戒区域	警戒区域の設定	設置場所	-----											
			設置場所等	-----											
	受信機	設置場所等	周囲の状況・操作性	-----											
			設置状況	-----											
	受信機	構造・性能	構造	-----											
			性能	-----											
	受信機	部品等	床面からの高さ	----- m											
			構造	-----											
	中継器	構造・性能	設置場所等	-----											
			構造	-----											
	電源	非常電源の種別	AC	-----											
			V	-----											
	観	感	警戒状況	非常電源専用受電設備・蓄電池設備	-----										
				空動式スボット型	-----										
定温式スボット型				-----											
複償式スボット型				-----											
熱複合式スボット型				-----											
熱アナログ式スボット型				-----											
煙感知器 (アナログ式を除く。)				-----											
イオン化アナログ式スボット型				-----											
光電アナログ式スボット型				-----											
熱煙複合式スボット型				-----											
炎感知器				-----											
発信機				構造・性能	設置場所等	-----									
					構造	-----									
					設置場所等	-----									
	構造	-----													
表示灯	構造	設置場所等	-----												
		構造	-----												
地区音響装置	構造	設置場所等	-----												
		構造	-----												

特定小規模施設用自動火災報知設備

試験項目	試験目	種別・容量等の内容	結果
配線	送り配線試験	試験回数1	---
	配線試験	試験回数2	---
	配線試験	試験回数3	---
無線設備	通信試験	---	---
機受	火災表示機	火災表示状況	---
		保持機能	---
	試験	2信号式の機能	---
		蓄積式の機能	---
	注意表示試験	注意表示状況	---
	設定表示温度試験	設定表示温度等	---
	回路	普通試験	---
	同	常用電源使用時	---
	時	予備電源使用時	---
	感知器	自動試験機能を有するもの	---
動作試験	遠隔試験機能を有するもの	---	
予備電源試験	電源自動切替機能	---	
非常電源試験	電源自動切替機能	V	
機	付属装置	試験	---
	相互通話状況	---	
	地区音響装置鳴動状況	---	
	設定表示温度等	---	
中	回路	普通試験	---
	予備電源試験	電源自動切替機能	---
	維持機能	電源を有するもの	V
	感知器	動作試験	(その2)による
地区音響装置	鳴動方式試験	---	---
	動作試験	(その2)による	---

③

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の動作試験及び発信機動作により確認するものとする。
- 5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。

特定小規模施設用自動火災報知設備

試験項目	試験目	種別・容量等の内容	結果
配線	送り配線試験	試験回数1	---
	配線試験	試験回数2	---
	配線試験	試験回数3	---
無線設備	通信試験	---	---
機受	火災表示機	火災表示状況	---
		保持機能	---
	試験	2信号式の機能	---
		蓄積式の機能	---
	注意表示試験	注意表示状況	---
	設定表示温度試験	設定表示温度等	---
	回路	普通試験	---
	同	常用電源使用時	---
	時	予備電源使用時	---
	感知器	自動試験機能を有するもの	---
動作試験	遠隔試験機能を有するもの	---	
予備電源試験	電源自動切替機能	---	
非常電源試験	電源自動切替機能	V	
機	付属装置	試験	---
	相互通話状況	---	
	地区音響装置鳴動状況	---	
	設定表示温度等	---	
中	回路	普通試験	---
	予備電源試験	電源自動切替機能	---
	維持機能	電源を有するもの	V
	感知器	動作試験	(その2)による
地区音響装置	鳴動方式試験	---	---
	動作試験	(その2)による	---

③

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の動作試験及び発信機動作により確認するものとする。
- 5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。

別記様式第36		加圧防排煙設備試験結果報告書		年 月 日	
試験実施者 住所 氏名		試験実施日		印	
用途	()項・	近へ面積	種別・容量等の内容	結果	
外	排煙口等	防煙区画	構造		
		可動防煙位置			
	排煙口	設置位置の状況			
		排煙用の風道との接続			
	排煙用の道	構造			
		防火区画の貫通部分			
	設置場所	構造			
		材料			
	電動機等との連結	設置			
		配線			
滑油	種類				
	量				
制御装置等	設置				
	制御品				
接地	設置				
	接地工事				
設置場所	構造				
	区画内の状況				
加圧式消火活動点	開口部				
	周囲の状況				

別記様式第36		加圧防排煙設備試験結果報告書		年 月 日	
試験実施者 住所 氏名		試験実施日		印	
用途	()項・	近へ面積	種別・容量等の内容	結果	
外	排煙口等	防煙区画	構造		
		可動防煙位置			
	排煙口	設置位置の状況			
		排煙用の風道との接続			
	排煙用の道	構造			
		防火区画の貫通部分			
	設置場所	構造			
		材料			
	電動機等との連結	設置			
		配線			
滑油	種類				
	量				
制御装置等	設置				
	制御品				
接地	設置				
	接地工事				
設置場所	構造				
	区画内の状況				
加圧式消火活動点	開口部				
	周囲の状況				

加圧的排煙設備

③

備考	備	試験項目		種別・容量等の内容	結果
		防煙	加圧式消火活動拠点		
		排煙口の自動起動装置動作試験	起動装置の作動状況		
		排煙口の自動起動装置動作試験	排煙機の作動及び性能状況		
		排煙口の自動起動装置動作試験	遠隔操作の状況		
		排煙口の自動起動装置動作試験	感知器等の作動状況		
		排煙口の自動起動装置動作試験	排煙機の作動及び性能状況		
		加圧式消火活動拠点	排煙口の状況		
		加圧式消火活動拠点	起動装置の作動状況		
		加圧式消火活動拠点	給気機の作動及び性能状況		
		加圧式消火活動拠点	遠隔操作の状況		
		加圧式消火活動拠点	空気送し口の作動状況		
		加圧式消火活動拠点	扉の開放状況		
		加圧式消火活動拠点	通		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 総合操作盤が取り付けられているものについては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

加圧的排煙設備

③

備考	備	試験項目		種別・容量等の内容	結果
		防煙	加圧式消火活動拠点		
		排煙口の自動起動装置動作試験	起動装置の作動状況		
		排煙口の自動起動装置動作試験	排煙機の作動及び性能状況		
		排煙口の自動起動装置動作試験	遠隔操作の状況		
		排煙口の自動起動装置動作試験	感知器等の作動状況		
		排煙口の自動起動装置動作試験	排煙機の作動及び性能状況		
		加圧式消火活動拠点	排煙口の状況		
		加圧式消火活動拠点	起動装置の作動状況		
		加圧式消火活動拠点	給気機の作動及び性能状況		
		加圧式消火活動拠点	遠隔操作の状況		
		加圧式消火活動拠点	空気送し口の作動状況		
		加圧式消火活動拠点	扉の開放状況		
		加圧式消火活動拠点	通		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 総合操作盤が取り付けられているものについては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

特定駐車場用消火設備試験結果報告書			
試験実施者		試験実施日	
住所		年 月 日	
氏名		印	
用途 () 項	構造	階数	階地階
延べ面積	m ²	地上	階
試験項目	目	種別・容量等の内容	結果
水	水源の種類・構造	—	
	水量	m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)	
	吸水障害防止措置	有 ・ 無	
給	水装置	—	
	副翼措置	有 ・ 無	
設置場所			
ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量	L/min
	型式	定格全揚程	m
	製造番号	種別	至電動機
電動機の仕様	型式	定格電圧	V
	製造番号	定格電流	A
	製造番号	出力	kVA
設置状況	—	—	
	接地工事		種接地
ポンプ・電動機	配	—	
	潤滑油	—	
配管・バルブ類	管の呼び	A	
	流通口径	mm	
水溫上昇防止のための遮り装置	オリフイス等	流通口径	mm
	ブラスターポンプに接続する遮り装置・遮り装置	遮り装置の高さ	m
性能試験装置の配管・バルブ類	遮り装置	遮り装置の設定圧力	MPa
	—	—	

特定駐車場用消火設備試験結果報告書			
試験実施者		試験実施日	
住所		年 月 日	
氏名		印	
用途 () 項	構造	階数	階地階
延べ面積	m ²	地上	階
試験項目	目	種別・容量等の内容	結果
水	水源の種類・構造	—	
	水量	m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)	
	吸水障害防止措置	有 ・ 無	
給	水装置	—	
	副翼措置	有 ・ 無	
設置場所			
ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量	L/min
	型式	定格全揚程	m
	製造番号	種別	至電動機
電動機の仕様	型式	定格電圧	V
	製造番号	定格電流	A
	製造番号	出力	kVA
設置状況	—	—	
	接地工事		種接地
ポンプ・電動機	配	—	
	潤滑油	—	
配管・バルブ類	管の呼び	A	
	流通口径	mm	
水溫上昇防止のための遮り装置	オリフイス等	流通口径	mm
	ブラスターポンプに接続する遮り装置・遮り装置	遮り装置の高さ	m
性能試験装置の配管・バルブ類	遮り装置	遮り装置の設定圧力	MPa
	—	—	

特定自動車用消火設備

(2)

試験項目		種別・容量等の内容	結果	
加圧	呼水装置	材質	鋼板製・合成樹脂製	
		水量	L	
	排水用排水管	管の呼び	A	
		呼水	管の呼び	A
		補給水管	管の呼び	A
	滅水警報装置	設置場所	フロッタスイッチ・電極	
		制御盤	—	
		予備品等	—	
		接地工事	種接地	
	圧力計・達成計	設置位置	—	
性能		線		
減圧	性能	有・無		
	操作部	—		
送水	直接	起動用タンクの容量	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
		タンクの容量	L	
	起動用水圧閉装置	配管・バルブ類	管の呼び	A
		自動式起動装置	感知器	—
水	流水	構造	—	
		内容積・落差	m ³ m	
	高架水槽を用いるもの	配管・バルブ類	—	
		種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
装置	内容積・有効圧力	自動加圧装置	有・無	
		配管・バルブ類	—	
	圧力水槽を用いるもの	水位計・圧力計	—	
		設置状況	有・無	
試験	配管・バルブ類	配管	—	
		バルブ類	—	
	機器	受水	—	
		フット弁	—	
電源	非常電源	有・無		
	非常電源の種類	V		

特定自動車用消火設備

(2)

試験項目		種別・容量等の内容	結果	
加圧	呼水装置	材質	鋼板製・合成樹脂製	
		水量	L	
	排水用排水管	管の呼び	A	
		呼水	管の呼び	A
		補給水管	管の呼び	A
	滅水警報装置	設置場所	フロッタスイッチ・電極	
		制御盤	—	
		予備品等	—	
		接地工事	種接地	
	圧力計・達成計	設置位置	—	
性能		線		
減圧	性能	有・無		
	操作部	—		
送水	直接	起動用タンクの容量	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
		タンクの容量	L	
	起動用水圧閉装置	配管・バルブ類	管の呼び	A
		自動式起動装置	感知器	—
水	流水	構造	—	
		内容積・落差	m ³ m	
	高架水槽を用いるもの	配管・バルブ類	—	
		種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
装置	内容積・有効圧力	自動加圧装置	有・無	
		配管・バルブ類	—	
	圧力水槽を用いるもの	水位計・圧力計	—	
		設置状況	有・無	
試験	配管・バルブ類	配管	—	
		バルブ類	—	
	機器	受水	—	
		フット弁	—	
電源	非常電源	有・無		
	非常電源の種類	V		

特定自動車用泡消火設備

(3)

試験項目	種別・容量等の内容	結果		
			試験項目	種別・容量等の内容
閉鎖型泡液剤へツド	設置方法	配管への取付	—	
	機器	取付方向 標示温度 構造・性能	— — —	
閉鎖型泡液剤へツド	設置方法	配管への取付	—	
	機器	取付方向 標示温度 構造・性能	— — —	
感知	設置方法	配管への取付	—	
	機器	取付方向 標示温度 構造・性能	— — —	
泡へツド	設置方法	配管への取付	—	
	機器	取付方向 復旧ピツド	— —	
一斉開放弁	設置状況	復旧ピツド	—	
	動作機器	試験装置 構造・性能	—	
制御弁	設置場所等	設置場所等	—	
	構造	設置高さ 底面からの高さ m	— —	
流水検知装置	設置場所等	設置場所等	—	
	減圧警報 構造・性能	種別・口径 構造・性能	— —	
末端試験弁	設置場所等	設置場所等	—	
	構造	設置場所等	—	

特定自動車用泡消火設備

(3)

試験項目	種別・容量等の内容	結果		
			試験項目	種別・容量等の内容
閉鎖型泡液剤へツド	設置方法	配管への取付	—	
	機器	取付方向 標示温度 構造・性能	— — —	
閉鎖型泡液剤へツド	設置方法	配管への取付	—	
	機器	取付方向 標示温度 構造・性能	— — —	
感知	設置方法	配管への取付	—	
	機器	取付方向 標示温度 構造・性能	— — —	
泡へツド	設置方法	配管への取付	—	
	機器	取付方向 復旧ピツド	— —	
一斉開放弁	設置状況	復旧ピツド	—	
	動作機器	試験装置 構造・性能	—	
制御弁	設置場所等	設置場所等	—	
	構造	設置高さ 底面からの高さ m	— —	
流水検知装置	設置場所等	設置場所等	—	
	減圧警報 構造・性能	種別・口径 構造・性能	— —	
末端試験弁	設置場所等	設置場所等	—	
	構造	設置場所等	—	

特定駐車場用泡消火設備

④

試験項目		種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	—	
	火災表示装置	—	
減圧	措置	有・無	
	設置場所		
泡消火薬剤貯蔵槽	泡消火薬剤の適正貯蔵量	L	
	圧力計の指示	MPa	
泡消火薬剤混合装置	設置場所	—	
	混合方法	—	
貯蔵槽	構造・性能	—	
	種別		
試験等	泡消火薬剤	希釈容量濃度	%
	混合装置	設置場所	—
制御盤	設置場所	—	
	周囲の状況・操作性	—	
設置	設置状況	—	
	構造・性能	—	
部品等	操作部	—	
	予備品等	—	

特定駐車場用泡消火設備

④

試験項目		種別・容量等の内容	結果
自動警報装置	音響警報装置	—	
	火災表示装置	—	
減圧	措置	有・無	
	設置場所		
泡消火薬剤貯蔵槽	泡消火薬剤の適正貯蔵量	L	
	圧力計の指示	MPa	
泡消火薬剤混合装置	設置場所	—	
	混合方法	—	
貯蔵槽	構造・性能	—	
	種別		
試験等	泡消火薬剤	希釈容量濃度	%
	混合装置	設置場所	—
制御盤	設置場所	—	
	周囲の状況・操作性	—	
設置	設置状況	—	
	構造・性能	—	
部品等	操作部	—	
	予備品等	—	

特定駐車場用泡消火設備

⑤

試験項目	種別・容量等の内容	結果	
減水警報装置作動状況	底面からの高さ	cm	
呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	—	
	呼水槽からの水の供給状況	—	
前倒装置試験	起動・停止操作時の状況等	—	
	電源切替時の運転状況	—	
	ポンプの起動状況	—	
起動装置試験	起動表示の点灯状況	—	
	起動用水圧開閉装置作動圧力	設定圧力 MPa 作動圧力 MPa	
加圧装置試験	運転状況	—	
	結切揚程	m	
	※結切り運転時の電圧	V	
	電流	A	
ポンプ試験	※定格揚程	m	
	※定格負荷運転時の電圧	V	
	電流	A	
※水櫃上昇防止装置試験	送し水量	L/min	
※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	L/min	
高架水櫃を用いるもの	作動試験	静水圧測定	最下位 MPa 最上位 MPa
	給水装置作動状況	—	
圧力水櫃を用いるもの	作動試験	自動加圧装置作動状況	—
	静水圧測定	最下位 MPa 最上位 MPa	
配管耐圧試験	試験圧力	MPa	
流水検知装置・表示等	—	—	
—	—	—	

特定駐車場用泡消火設備

⑤

試験項目	種別・容量等の内容	結果	
減水警報装置作動状況	底面からの高さ	cm	
呼水装置作動試験	自動給水装置作動状況	—	
	呼水槽からの水の供給状況	—	
前倒装置試験	起動・停止操作時の状況等	—	
	電源切替時の運転状況	—	
	ポンプの起動状況	—	
起動装置試験	起動表示の点灯状況	—	
	起動用水圧開閉装置作動圧力	設定圧力 MPa 作動圧力 MPa	
加圧装置試験	運転状況	—	
	結切揚程	m	
	※結切り運転時の電圧	V	
	電流	A	
ポンプ試験	※定格揚程	m	
	※定格負荷運転時の電圧	V	
	電流	A	
※水櫃上昇防止装置試験	送し水量	L/min	
※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	L/min	
高架水櫃を用いるもの	作動試験	静水圧測定	最下位 MPa 最上位 MPa
	給水装置作動状況	—	
圧力水櫃を用いるもの	作動試験	自動加圧装置作動状況	—
	静水圧測定	最下位 MPa 最上位 MPa	
配管耐圧試験	試験圧力	MPa	
流水検知装置・表示等	—	—	
—	—	—	

特定駐車場用泡消火設備

⑤

試験項目	種別・容量等の内容	結果
総射試験	駆動性能等 MPa	—
希釈容量濃度	MPa L/min	—
希釈容量濃度	%	—
希釈容量濃度	倍	—
2.5% 運転時間	sec	—
制御盤試験	電源の自動切替機能 端子電圧・容量	—
非常電源切替試験	自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	— — —

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 選別後のある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 3 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成 9 年消防庁告示第 8 号)に適合している旨の表示が付されたいものにあつては、省略することができる。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 6 操作盤が取り付けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

特定駐車場用泡消火設備

⑥

試験項目	種別・容量等の内容	結果
総射試験	駆動性能等 MPa	—
希釈容量濃度	MPa L/min	—
希釈容量濃度	%	—
希釈容量濃度	倍	—
2.5% 運転時間	sec	—
制御盤試験	電源の自動切替機能 端子電圧・容量	—
非常電源切替試験	自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	— — —

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 選別後のある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 3 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成 9 年消防庁告示第 8 号)に適合している旨の表示が付されたいものにあつては、省略することができる。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 6 操作盤が取り付けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

改正後	改正前
<p>第三 材質</p> <p>放出弁の材質は、次に定めるところによる。</p> <p>一 弁箱は、次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(一) JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十条第一項の日本産業規格</u>をいう。以下同じ。）H三二五〇、H五一一〇、H五一一一、G三二〇一（不活性ガス消火設備に用いる場合を除く。）又はG五一一五二（不活性ガス消火設備に用いる場合に限る。）</p> <p>〔二〕〔三〕略</p> <p>〔一・三〕略</p>	<p>第三 材質</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>(一) JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七条第一項の日本工業規格</u>をいう。以下同じ。）H三二五〇、H五一一〇、H五一一一、G三二〇一（不活性ガス消火設備に用いる場合を除く。）又はG五一一五二（不活性ガス消火設備に用いる場合に限る。）</p> <p>〔二〕〔三〕同上</p> <p>〔一・三〕同上</p>

改正後	改正前
<p>第三 材質</p> <p>選択弁の材質は、次に定めるところによる。</p> <p>一 弁箱は、次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(一) J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十条第一項の日本産業規格</u>をいう。以下同じ。） G 三二〇一、H 三二五〇、H 五二二〇又は H 五二二一</p> <p>〔一〕・〔三〕 略</p> <p>〔一・三 略〕</p>	<p>第三 材質</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>(一) J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七条第一項の日本工業規格</u>をいう。以下同じ。） G 三二〇一、H 三二五〇、H 五二二〇又は H 五二二一</p> <p>〔一〕・〔三〕 同上</p> <p>〔一・三 同上〕</p>

改正後	改正前
<p>第三 材質</p> <p>定圧作動装置の材質は、次に定めるところによる。</p> <p>一 本体は、次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(一) JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十条第一項の日本産業規格</u>をいう。以下同じ。）G三二〇一、H三二五〇、H五二二〇又はH五二二一</p> <p>〔二〕・〔三〕 略</p> <p>〔一・三 略〕</p>	<p>第三 材質</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>(一) JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七条第一項の日本工業規格</u>をいう。以下同じ。）G三二〇一、H三二五〇、H五二二〇又はH五二二一</p> <p>〔二〕・〔三〕 同上</p> <p>〔一・三 同上〕</p>

改正後	改正前
<p>第三 材質</p> <p>噴射ヘッドの材質は、次に定めるところによる。</p> <p>一 本体は、次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(一) J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十条第一項の日本産業規格をいう。</u>以下同じ。）H 三二五〇、G 四三〇三又はG 四〇五一</p> <p>〔二〕・〔三〕 略</p> <p>〔二〕四 略</p>	<p>第三 材質</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>(一) J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七条第一項の日本工業規格をいう。</u>以下同じ。）H 三二五〇、G 四三〇三又はG 四〇五一</p> <p>〔二〕・〔三〕 同上</p> <p>〔二〕四 同上</p>

改正後	改正前
<p>第八 取付方法</p> <p>避難器具の取付方法は、次によるものとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の構造及び強度は、次によること。</p> <p>（一） 取付け具の材料</p> <p>イ 次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>（イ） 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。）G三〇一（一般構造用圧延鋼材）、JISG三四四四（一般構造用炭素鋼管）、JISG三四六六（一般構造用角形鋼管）又はJISG三五二五（ワイヤロープ）</p> <p>〔(a)・(b) 略〕</p> <p>〔ロ 略〕</p> <p>ハ 雨水等のかかる場所（直接外気に接する部分に限る。）に設けるものにあつては、次のいずれかに適合するものであること。ただし、格納箱が耐食性を有するものである場合は、この限りでない。</p> <p>（イ） JISG四三〇三（ステンレス鋼棒）、JISG四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又はJISG四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）</p> <p>〔(a)・(b) 略〕</p> <p>〔(c)・(d) 略〕</p> <p>〔三 略〕</p> <p>四 前三に掲げる工法の施行基準は、次によること。</p> <p>（一） 各工法に共通する施行基準</p> <p>イ ボルト及びナット（避難器具用ハッチに用いられるものを除く。）は、次のいずれかに適合する材料で作られていること。</p> <p>（イ） JIS三二二三（みがき棒鋼）</p> <p>〔(a)・(b) 略〕</p> <p>ロ ボルト及びナットのねじ部は、JISB二〇二五（メートル並目ねじ）に適合すること。</p> <p>〔ハ・ニ 略〕</p> <p>ホ 雨水等のかかる場所に設けるボルト及びナット等にあつては、次のいずれかに適合するものを用いること。</p> <p>（イ） JISG四三〇三（ステンレス鋼棒）</p>	<p>第八 取付方法</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>（一） 取付け具の材料</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>（イ） 日本工業規格G三〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼管）、日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）又は日本工業規格G三五二五（ワイヤロープ）</p> <p>〔(a)・(b) 同上〕</p> <p>〔ロ 同上〕</p> <p>ハ 〔同上〕</p> <p>（イ） 日本工業規格G四三〇三（ステンレス鋼棒）、日本工業規格G四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又は日本工業規格G四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）</p> <p>〔(a)・(b) 同上〕</p> <p>〔(c)・(d) 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>（一） 各工法に共通する施行基準</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>（イ） 日本工業規格G三二二三（みがき棒鋼）</p> <p>〔(a)・(b) 同上〕</p> <p>ロ ボルト及びナットのねじ部は、日本工業規格B二〇二五（メートル並目ねじ）に適合すること。</p> <p>〔ハ・ニ 同上〕</p> <p>ホ 〔同上〕</p> <p>（イ） 日本工業規格G四三〇三（ステンレス鋼棒）</p>

〔ロ〕略

〔ヘ〕略

〔三〕略

(三) 固定ベースに取り付ける場合の標準工法

イ 避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B 二八〇三（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設置すること。

〔ロ〕略

(四) 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

イ 柱、はり、鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

(イ) 避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B 二八〇三（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等設置すること。

〔ロ〕略

〔ロ〕略

五 避難器具用ハッチを設ける場合は、一、三及び四（一）ロから（四）までの例によるほか、次によること。

〔一〕略

(二) 避難器具用ハッチに用いる部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる材料又はこれらと同等以上の強度、耐久性及び耐食性を有する不燃材料であること。

部品	材料
〔略〕	JIS G 四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
〔略〕	JIS G 四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕

〔備考〕略

〔三〕略

〔六〕略

七 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具（以下「固定具」という。）の構造、強度及び降着面等への埋設方法は、一及び二を準用するほか、次によること。

(一) 固定具の構造及び強度

〔イ〕略

〔ロ〕略

〔ヘ〕略

〔三〕略

(三) 固定ベースに取り付ける場合の標準工法

イ 避難器具を容易に取り付けるためのフック（日本工業規格 B 二八〇三（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設置すること。

〔ロ〕略

(四) 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

イ 〔同上〕

(イ) 避難器具を容易に取り付けるためのフック（日本工業規格 B 二八〇三（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等設置すること。

〔ロ〕略

〔ロ〕略

五 〔同上〕

〔一〕略

(二) 〔同上〕

部品	材料
〔同上〕	日本工業規格（以下「JIS」という。）G 四三〇四熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
〔同上〕	JIS G 四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕

〔備考〕同上

〔三〕略

〔六〕同上

七 〔同上〕

(一) 固定具の構造及び強度

〔イ〕同上

ロ 固定環等は、直径十六ミリメートル以上で、かつ、次のいずれかに適合する材料でできたものであること。

(イ) JIS G 四三〇三 (ステンレス鋼棒)

〔n〕(h) 略

〔h・ニ 略

ホ ふた及び箱は、車両等の通行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、かつ、次のいずれかに適合するものであること。

(イ) JIS G 五五〇一 (ねずみ鉄品)

〔n〕(h) 略

〔へくち 略

〔二 略

ロ 〔同上〕

(イ) 日本工業規格 G 四三〇三 (ステンレス鋼棒)

〔n〕(h) 同上

〔h・ニ 同上

ホ 〔同上〕

(イ) 日本工業規格 G 五五〇一 (ねずみ鉄品)

〔n〕(h) 同上

〔へくち 同上

〔二 同上

改正後	改正前
<p>第五 ポンプ方式の加圧送水装置</p> <p>ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。</p> <p>一 ポンプの構造</p> <p>ポンプの構造は、次に定めるところによること。</p> <p>〔一〕～〔五〕 略</p> <p>〔六〕 ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手は、JIS（産業標準化法）（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）B二二二〇（鋼製管フランジ）又はB二二三九（铸铁製管フランジ）に適合するもの（特定施設水道連結型スプリングラー設備にあつては、JIS B二二二〇（鋼製管フランジ）、B二二三九（铸铁製管フランジ）、B二三〇一（ねじ込み式可鍛铸铁製管継手）、B二三〇二（ねじ込み式鋼管製管継手）又はB二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式継手）に適合するもの）であること。</p> <p>〔七〕～〔九〕 略</p> <p>〔一〇〕～〔一六〕 略</p>	<p>第五 ポンプ方式の加圧送水装置</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 ポンプの構造</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〕～〔五〕 同上</p> <p>〔六〕 ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手は、JIS（工業標準化法）（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B二二二〇（鋼製管フランジ）又はB二二三九（铸铁製管フランジ）に適合するもの（特定施設水道連結型スプリングラー設備にあつては、JIS B二二二〇（鋼製管フランジ）、B二二三九（铸铁製管フランジ）、B二三〇一（ねじ込み式可鍛铸铁製管継手）、B二三〇二（ねじ込み式鋼管製管継手）又はB二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式継手）に適合するもの）であること。</p> <p>〔七〕～〔九〕 同上</p> <p>〔一〇〕～〔一六〕 同上</p>

改正後	改正前
<p>第三 一般性能</p> <p>耐火電線の一般性能は、次に定めるところによる。</p> <p>一 ケーブルにあつては、次によること。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 保護被覆の難燃性は、JIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C三〇〇五の傾斜試験を行った場合において、六十秒以内に炎が自然に消えるものであること。</p> <p>〔二〕 略</p>	<p>第三 一般性能</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 保護被覆の難燃性は、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C三〇〇五の傾斜試験を行った場合において、六十秒以内に炎が自然に消えるものであること。</p> <p>〔二〕 同上</p>

改正後	改正前
<p>第三 一般性能</p> <p>耐熱電線の一般性能は、次に定めるところによる。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 保護被覆の難燃性は、JIS（産業標準化法）（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十</u>条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C三〇〇五の傾斜試験を行った場合において、六十秒以内に炎が自然に消えるものであること。</p>	<p>第三 一般性能</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 保護被覆の難燃性は、JIS（工業標準化法）（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七</u>条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C三〇〇五の傾斜試験を行った場合において、六十秒以内に炎が自然に消えるものであること。</p>

改正後	改正前
<p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中輝度蓄光式誘導標識 J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Z八七一六の常用光源蛍光ランプD六五（第五三号四において「蛍光ランプ」という。）により照度二百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面（次号において「照射後表示面」という。）が二十四ミリカンデラ毎平方メートル以上百ミリカンデラ毎平方メートル未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識（規則第二十八条の二第一項第三号ハに規定する蓄光式誘導標識をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>〔二 略〕</p>	<p>第二 用語の意義</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 中輝度蓄光式誘導標識 J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Z八七一六の常用光源蛍光ランプD六五（第五三号四において「蛍光ランプ」という。）により照度二百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面（次号において「照射後表示面」という。）が二十四ミリカンデラ毎平方メートル以上百ミリカンデラ毎平方メートル未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識（規則第二十八条の二第一項第三号ハに規定する蓄光式誘導標識をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>〔二 同上〕</p>

改正後	改正前
<p>第十 引張強度試験 引張強度試験は、次により行うものとする。</p> <p>一 試験方法 試験方法は、管等の長手方向に、破断又は降伏するまで引張荷重を加えること。この場合において、延性を有するものの試験における試験速度は、JIS（産業標準化法）（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。） K七一―三（プラスチックの引張試験方法）に準じたものであること。</p> <p>〔二 略〕</p>	<p>第十 引張強度試験 〔同上〕</p> <p>一 試験方法 試験方法は、管等の長手方向に、破断又は降伏するまで引張荷重を加えること。この場合において、延性を有するものの試験における試験速度は、JIS（工業標準化法）（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。） K七一―三（プラスチックの引張試験方法）に準じたものであること。</p> <p>〔二 同上〕</p>

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">第三 材質</p> <p>送水口の材質は、次に定めるところによる。</p> <p>一 パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(一) J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第二十条第一項の日本産業規格をいう。</u>以下同じ。） H 五 一 二 〇、G 五 五 〇 一 又は G 五 一 二 一</p> <p>(二)・(三) 略</p> <p>〔一・三 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">第三 材質</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>(一) J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）<u>第十七条第一項の日本工業規格をいう。</u>以下同じ。） H 五 一 二 〇、G 五 五 〇 一 又は G 五 一 二 一</p> <p>(二)・(三) 同上</p> <p>〔一・三 同上〕</p>

改正後

改正前

別記様式第11 防火対象物点検結果報告書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿 年 月 日

届出者 住所 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏名 電話番号

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

防火対象物 所在地 名称 用途 令別表第一()項 構造・規模 床面積 地上 階 地下 階 点検実施日 年 月 日 票 別添のとおり

消防法施行規則第4条の2の6 第2項の適用 有 第1号 第2号 無

住所 氏名 講習機関名 免状交付年月日 免状交付番号 再講習受講年月日 免状 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

※受付欄 ※経道欄 ※備考欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の欄にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の欄にレ点を記入すること。なお、「有」の場合において、同項第1号の規定が適用される場合は「第1号」の欄にレ点を記入し、同項第2号の規定が適用される場合は「第2号」の欄にレ点を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1 防火対象物点検結果報告書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿 年 月 日

届出者 住所 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏名 電話番号

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

防火対象物 所在地 名称 用途 令別表第一()項 構造・規模 床面積 地上 階 地下 階 点検実施日 年 月 日 票 別添のとおり

消防法施行規則第4条の2の6 第2項の適用 有 第1号 第2号 無

住所 氏名 講習機関名 免状交付年月日 免状交付番号 再講習受講年月日 免状 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

※受付欄 ※経道欄 ※備考欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の欄にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の欄にレ点を記入すること。なお、「有」の場合において、同項第1号の規定が適用される場合は「第1号」の欄にレ点を記入し、同項第2号の規定が適用される場合は「第2号」の欄にレ点を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

(その2)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
届 防火管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
届 消防計画作成 (変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
出 自衛消防組織の設置	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
火災予防検査 自業主防検査	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
消防用設備等又は 消防用設備等備 点検査及び整備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
消 避難施設の維持管理 及びその案内	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防 火上の構造の理 維持	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
計 収容人員の適正化	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
火 警な理教 管な育	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
火、通報及び避難 の訓練その他 の必要な訓練	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
火活動、通報連絡 及び避難誘導	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
消防機関との連絡	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

(その2)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
届 防火管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
届 消防計画作成 (変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
出 自衛消防組織の設置	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
火災予防検査 自業主防検査	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
消防用設備等又は 消防用設備等備 点検査及び整備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
消 避難施設の維持管理 及びその案内	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防 火上の構造の理 維持	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
計 収容人員の適正化	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
火 警な理教 管な育	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
火、通報及び避難 の訓練その他 の必要な訓練	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
火活動、通報連絡 及び避難誘導	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
消防機関との連絡	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

工事中の火気の使用 又は取扱いの監督	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防火管理に 関した事項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防 組織	活動要 領	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
	要員 の訓練	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
業務 要領	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
共同自衛 消防組織	協会の 設置 及び 運営	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
	統括 管理者 の選任	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
業務 を行う 範囲	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
運 営 に 関 し た 事 項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防 火 管 理 委 員 会 の 託 付	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
権 限 の 範 囲	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震防 災対策 強化地 域	自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
情報等 の伝達	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
避難誘 導	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

工事中の火気の使用 又は取扱いの監督	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防火管理に 関した事項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防 組織	活動要 領	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
	要員 の訓練	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
業務 要領	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
共同自衛 消防組織	協会の 設置 及び 運営	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
	統括 管理者 の選任	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
業務 を行う 範囲	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
運 営 に 関 し た 事 項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防 火 管 理 委 員 会 の 託 付	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
権 限 の 範 囲	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震防 災対策 強化地 域	自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 否	
情報等 の伝達	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
避難誘 導	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

に 所 在 す る 防 火 対 象 物	施設及び設備の 点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	応 急 対 策	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	防 災 訓 練	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	教 育 及 び 広 報	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	防 火 管 理 者	消 火 訓 練 及 び 避 難 施 回 の 数	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
消 火 訓 練 及 び 避 難 施 回 を 実 施 す る 場 合 の 消 防 機 関 へ の 通 報		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□に○点を記入し、不備のある場合「否」の□に○点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

に 所 在 す る 防 火 対 象 物	施設及び設備の 点検及び整備	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	応 急 対 策	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	防 災 訓 練	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	教 育 及 び 広 報	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	防 火 管 理 者	消 火 訓 練 及 び 避 難 施 回 の 数	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
消 火 訓 練 及 び 避 難 施 回 を 実 施 す る 場 合 の 消 防 機 関 へ の 通 報		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□に○点を記入し、不備のある場合「否」の□に○点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
統括防火管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
出 全体についての消防 計画作成(変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

(その3)

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
統括防火管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
出 全体についての消防 計画作成(変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
避難上必要な施設 及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防 災 物 品 の 表 示	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
圧縮アセチレンガス等の 貯蔵又は取扱いの届出	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の口には点を記入し、不備のある場合「否」の口には点
を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の既措置した内容を記入す
ること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
避難上必要な施設 及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防 災 物 品 の 表 示	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
圧縮アセチレンガス等の 貯蔵又は取扱いの届出	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の口には点を記入し、不備のある場合「否」の口には点
を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の既措置した内容を記入す
ること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その4)

点検項目	法第17条の2の5第1項の適用		法第17条の3第1項の適用		点検結果 判定 不備内容	状況及び措置内容
	有	無	有	無		
消火器・簡易消火用具	<input type="checkbox"/>					
屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/>					
スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/>					
水噴霧消火設備等	<input type="checkbox"/>					
屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/>					
動力消防ポンプ設備	<input type="checkbox"/>					
自動火災報知設備	<input type="checkbox"/>					
ガス漏れ火災報知設備	<input type="checkbox"/>					
備電火災報知器	<input type="checkbox"/>					
消防機関へ通報する火災報知設備	<input type="checkbox"/>					
非常警報器具・非常警報設備	<input type="checkbox"/>					
通報器具	<input type="checkbox"/>					
誘導灯・誘導標識	<input type="checkbox"/>					
消防用水	<input type="checkbox"/>					
排煙設備	<input type="checkbox"/>					
連結散水設備	<input type="checkbox"/>					
連結送水管	<input type="checkbox"/>					
非常コンセント設備	<input type="checkbox"/>					
無線通信補助設備	<input type="checkbox"/>					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 法第17条の2の5第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の□にシ点を記入し、適用されない場合は「否」の□にシ点を記入すること。
- また市町村長が法第17条第2項の規定に基づき定めた消防用設備等の技術上の基準について規則第4条の2の6第9号の規定に基づき定めた場合にあつても記入すること。
- 3 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にシ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にシ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 4 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 5 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。
- 6 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ヘロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいうこと。

(その4)

点検項目	法第17条の2の5第1項の適用		法第17条の3第1項の適用		点検結果 判定 不備内容	状況及び措置内容
	有	無	有	無		
消火器・簡易消火用具	<input type="checkbox"/>					
屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/>					
スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/>					
水噴霧消火設備等	<input type="checkbox"/>					
屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/>					
動力消防ポンプ設備	<input type="checkbox"/>					
自動火災報知設備	<input type="checkbox"/>					
ガス漏れ火災報知設備	<input type="checkbox"/>					
備電火災報知器	<input type="checkbox"/>					
消防機関へ通報する火災報知設備	<input type="checkbox"/>					
非常警報器具・非常警報設備	<input type="checkbox"/>					
通報器具	<input type="checkbox"/>					
誘導灯・誘導標識	<input type="checkbox"/>					
消防用水	<input type="checkbox"/>					
排煙設備	<input type="checkbox"/>					
連結散水設備	<input type="checkbox"/>					
連結送水管	<input type="checkbox"/>					
非常コンセント設備	<input type="checkbox"/>					
無線通信補助設備	<input type="checkbox"/>					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 法第17条の2の5第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の□にシ点を記入し、適用されない場合は「否」の□にシ点を記入すること。
- また市町村長が法第17条第2項の規定に基づき定めた消防用設備等の技術上の基準について規則第4条の2の6第9号の規定に基づき定めた場合にあつても記入すること。
- 3 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にシ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にシ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 4 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 5 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。
- 6 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ヘロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいうこと。

(その5)

点検項目	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目	適用される消防用設備等	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
令第32条の適用		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目	特殊消防用設備等の概要	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
消防用特殊消防	消防17条第3項の特殊消防用設備等	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目	適用される消防用設備等又は特殊消防用設備等	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
設置の届出		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
消防用設備等又は特殊消防用設備等	消防機関の検査	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の口にし点を記入し、不備のある場合「否」の口にし点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その5)

点検項目	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目	適用される消防用設備等	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
令第32条の適用		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目	特殊消防用設備等の概要	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
消防用特殊消防	消防17条第3項の特殊消防用設備等	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目	適用される消防用設備等又は特殊消防用設備等	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
設置の届出		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
消防用設備等又は特殊消防用設備等	消防機関の検査	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の口にし点を記入し、不備のある場合「否」の口にし点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

○ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十六年消防庁告示第十三号） 新旧対照表

改正後		改正前	
[略]	<p>第五 設置及び維持に関する基準の細目</p> <p>パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準の細目は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕八 略</p> <p>九 パッケージ型自動消火設備のうち充填した消火薬剤に接触する部分は、次に定めるところによること。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 充填した消火薬剤に接触する部分に耐食塗装を施したパッケージ型自動消火設備は、当該部分と同じ試験片について次の表の上欄に掲げる試験を行った場合において、それぞれ当該下欄に掲げる性能を有するものでなければならない。</p>	[略]	<p>塗面を上向きにした平らな試験片を鋼製の台の上に固定し、三百グラムのおもりの先端に直径二十五ミリメートルの鋼球を取り付け、塗面から五十センチメートルの高さから鋼球を下向きにして塗面上に落下させた場合において、塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。この場合において、鋼球の材質は、JIS（産業標準化法）（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。） B 一五〇一に適合すること。</p>
[同上]	<p>第五 設置及び維持に関する基準の細目</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〕八 同上</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 〔同上〕</p>	[同上]	<p>塗面を上向きにした平らな試験片を鋼製の台の上に固定し、三百グラムのおもりの先端に直径二十五ミリメートルの鋼球を取り付け、塗面から五十センチメートルの高さから鋼球を下向きにして塗面上に落下させた場合において、塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。この場合において、鋼球の材質は、JIS（日本工業標準化法）（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。） B 一五〇一に適合すること。</p>

改正後

改正前

別記様式
消防設備士受講申請書

申請者 氏名 _____

年 月 日

消防法第17条の10の規定により、次のとおり講習を受講したいので申請します。

写真ちよう付	本 籍	住 所	講習区分の 名
縦4cm×横3cm	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生	

受講者が工事整備対象設備等の工事又は整備に従事している事業所の名称及び所在地

消防設備士講習の講習区分	講習区分の名称	免状の種類		免状交付年月日	免状交付知事
		指定区分	甲乙別		
消防	受講部署の名称	第1類	甲・乙		
消防	講習の名称	第2類	甲・乙		
消防	講習の名称	第3類	甲・乙		
消防	講習の名称	第4類	甲・乙		
消防	講習の名称	第5類	甲・乙		
消防	講習の名称	第6類	乙		
消防	講習の名称	第7類	乙		

※ 受付欄 ※ 経過通欄 ※ 手数料欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 受講申請者は捺印の欄に記入しないこと。
3 「甲乙別」欄には、甲・乙のいずれかかたに○を付すこと。

別記様式
消防設備士受講申請書

申請者 氏名 _____

年 月 日

消防法第17条の10の規定により、次のとおり講習を受講したいので申請します。

写真ちよう付	本 籍	住 所	講習区分の 名
縦4cm×横3cm	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生	

受講者が工事整備対象設備等の工事又は整備に従事している事業所の名称及び所在地

消防設備士講習の講習区分	講習区分の名称	免状の種類		免状交付年月日	免状交付知事
		指定区分	甲乙別		
消防	受講部署の名称	第1類	甲・乙		
消防	講習の名称	第2類	甲・乙		
消防	講習の名称	第3類	甲・乙		
消防	講習の名称	第4類	甲・乙		
消防	講習の名称	第5類	甲・乙		
消防	講習の名称	第6類	乙		
消防	講習の名称	第7類	乙		

※ 受付欄 ※ 経過通欄 ※ 手数料欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 受講申請者は捺印の欄に記入しないこと。
3 「甲乙別」欄には、甲・乙のいずれかかたに○を付すこと。

改正後

改正前

別記様式第1

防災管理点検結果報告書

消防長（消防署長）（市町村長）殿 年 月 日

届出者
住所
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

所在地	名称	令別表第一（ ）項
	用途	
防災管理対象物	構造・規模	地上 階 地下 階
	床面積	㎡ 延べ面積 ㎡
点検実施日	年 月 日	
点検票	別添のとおり	
点検住所	氏名	
	氏名	
点検免状	講習機関名	免状交付年月日
		免状交付番号
※受付欄	※経過欄	再講習受講年月日
	※備考	号 年 月 日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格JIS A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1

防災管理点検結果報告書

消防長（消防署長）（市町村長）殿 年 月 日

届出者
住所
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

所在地	名称	令別表第一（ ）項
	用途	
防災管理対象物	構造・規模	地上 階 地下 階
	床面積	㎡ 延べ面積 ㎡
点検実施日	年 月 日	
点検票	別添のとおり	
点検住所	氏名	
	氏名	
点検免状	講習機関名	免状交付年月日
		免状交付番号
※受付欄	※経過欄	再講習受講年月日
	※備考	号 年 月 日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格JIS A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

(その2)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
届出 防災管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
届出 消防計画作成 (変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防組織の設置	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
避難施設の維持管理 及びその案内	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
収容人員の適正化	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防災管理教習	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
避難訓練その他 必要訓練	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
訓練結果の検証及び 消防計画の見直し	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防災管理に 関する事項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震発生時の 被害想定及び 対策	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震対策の 自主検査	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

(その2)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
届出 防災管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
届出 消防計画作成 (変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防組織の設置	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防の組織	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
避難施設の維持管理 及びその案内	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
収容人員の適正化	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防災管理教習	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
避難訓練その他 必要訓練	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
関係機関との連絡	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
訓練結果の検証及び 消防計画の見直し	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防災管理に 関する事項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震発生時の 被害想定及び 対策	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震対策の 自主検査	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

地震対策のための 設備及び資機材の備 点検並びに整備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
備品の落下、転倒 及び移動の防止措置	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震発生時の応急措置	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震対策に關 した事項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
特殊な災害連絡 発生時の通報誘 及及び避難	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
特殊な災害の対策 事項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防組 員及び訓練 要員	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
業務要 項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
共同自衛消防 組織	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
業務を行う範囲	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
運営要 項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防一 災管理委 託	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

地震対策のための 設備及び資機材の備 点検並びに整備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
備品の落下、転倒 及び移動の防止措置	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震発生時の応急措置	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
地震対策に關 した事項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
特殊な災害連絡 発生時の通報誘 及及び避難	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
特殊な災害の対策 事項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
自衛消防組 員及び訓練 要員	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
業務要 項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
共同自衛消防 組織	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
業務を行う範囲	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
運営要 項	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
防一 災管理委 託	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

種 原 の 範 囲	適			
	□	否		
地震防	自衛消防の組織	□ 適		
		□ 否		
災防	情報等の伝達	□ 適		
		□ 否		
対策	避難誘導	□ 適		
		□ 否		
地	施設及び設備の点検及び整備	□ 適		
		□ 否		
に所在する	応 急 対 策	□ 適		
		□ 否		
防 火 対 象 物	防 災 訓 練	□ 適		
		□ 否		
防 災 管 理 者	教育及び広報	□ 適		
		□ 否		
	避難訓練の回数	□ 適		
		□ 否		
	避難訓練を実施する際の消防機関への通報	□ 適		
		□ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の票措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

種 原 の 範 囲	適			
	□	否		
地震防	自衛消防の組織	□ 適		
		□ 否		
災防	情報等の伝達	□ 適		
		□ 否		
対策	避難誘導	□ 適		
		□ 否		
地	施設及び設備の点検及び整備	□ 適		
		□ 否		
に所在する	応 急 対 策	□ 適		
		□ 否		
防 火 対 象 物	防 災 訓 練	□ 適		
		□ 否		
防 災 管 理 者	教育及び広報	□ 適		
		□ 否		
	避難訓練の回数	□ 適		
		□ 否		
	避難訓練を実施する際の消防機関への通報	□ 適		
		□ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の票措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
統括防災管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
全体についての消防 計画作成 (変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
避難上必要な施設 及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の口にし点を記入し、不備のある場合「否」の口にし点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
統括防災管理者選任 (解任)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
全体についての消防 計画作成 (変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

点 検 項 目	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
	判 定	不 備 内 容	
避難上必要な施設 及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の口にし点を記入し、不備のある場合「否」の口にし点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

改正後	改正前
<p>第十一 弁座漏れ試験 弁座漏れ試験は、次により行うものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 判定 弁座漏れ試験の結果の判定は、弁座から漏れが生じず、かつ、弁体に異常を生じないものを合格とすること。ただし、流れ方向に制限のあるもの（逆止弁であるものに限る。）にあっては、弁座からの漏れがJIS（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）B2003（バルブの検査通則）表6に規定するレート1の許容量以下であり、かつ、弁体に異常を生じないものを合格とすること。</p>	<p>第十一 弁座漏れ試験 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 判定 弁座漏れ試験の結果の判定は、弁座から漏れが生じず、かつ、弁体に異常を生じないものを合格とすること。ただし、流れ方向に制限のあるもの（逆止弁であるものに限る。）にあっては、弁座からの漏れがJIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B2003（バルブの検査通則）表6に規定するレート1の許容量以下であり、かつ、弁体に異常を生じないものを合格とすること。</p>

改正後	改正前
<p>第二 配管の摩擦損失計算</p> <p>配管の摩擦損失計算は、次の算式によるものとする。</p> $H = \sum_{n=1}^N H_n + 5 \quad (\text{流水検知装置を使用しないものにあつては } H = \sum_{n=1}^N H_n)$ <p>Hは、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル）</p> <p>Nは、配管の摩擦損失計算に必要なHnの数</p> <p>Hnは、次の算式により求める配管の大きさの呼びごとの摩擦損失水頭（単位 メートル）</p> $H_n = 1.2 \frac{Q k^{1.85} \left(\frac{I' k + I'' k}{100} \right)}{D k^{4.87}} \quad (\text{管の種別が配管用炭素鋼管水配管用亜鉛めっき鋼管（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）G三四四二）、配管用炭素鋼管（日本産業規格G三四五二）又は圧力配管用炭素鋼管（日本産業規格G三四五四）を使用する場合）}$ $H_n = 0.9 \frac{Q k^{1.85} \left(\frac{I' k + I'' k}{100} \right)}{D k^{4.87}} \quad (\text{管の種別が一般配管用ステンレス鋼管ステンレス鋼管（日本産業規格G三四四八）又は配管用ステンレス鋼管ステンレス鋼管（日本産業規格G三四五九）を使用する場合）}$ $H_n = \frac{8425.4 Q k^{1.85} \left(\frac{I' k + I'' k}{100} \right)}{C^{1.85} D k^{4.87}} \quad (\text{管の種別が水配管用亜鉛めっき鋼管（日本産業規格G三四四二）、配管用炭素鋼管（日本産業規格G三四五二）、圧力配管用炭素鋼管（日本産業規格G三四五四）、一般配管用ステンレス鋼管ステンレス鋼管（日本産業規格G三四四八）又は配管用ステンレス鋼管ステンレス鋼管（日本産業規格G三四五九）以外を使用する場合）}$ <p>Qkは、大きさの呼びがkである配管内を流れる水又は泡水溶液の流量（単位 リットル毎分）の絶対値</p> <p>Dkは、大きさの呼びがkである管の基準内径（単位 センチメートル）の絶対値</p> <p>Cは、流量係数であり、次式によって求めた数</p>	<p>第二 配管の摩擦損失計算</p> <p>[同上]</p> <p>[同上]</p> <p>[同上]</p> <p>[同上]</p> $H_n = 1.2 \frac{Q k^{1.85} \left(\frac{I' k + I'' k}{100} \right)}{D k^{4.87}} \quad (\text{管の種別が配管用炭素鋼管水配管用亜鉛めっき鋼管（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）G三四四二）、配管用炭素鋼管（日本工業規格G三四五二）又は圧力配管用炭素鋼管（日本工業規格G三四五四）を使用する場合）}$ $H_n = 0.9 \frac{Q k^{1.85} \left(\frac{I' k + I'' k}{100} \right)}{D k^{4.87}} \quad (\text{管の種別が一般配管用ステンレス鋼管ステンレス鋼管（日本工業規格G三四四八）又は配管用ステンレス鋼管ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）を使用する場合）}$ $H_n = \frac{8425.4 Q k^{1.85} \left(\frac{I' k + I'' k}{100} \right)}{C^{1.85} D k^{4.87}} \quad (\text{管の種別が水配管用亜鉛めっき鋼管（日本工業規格G三四四二）、配管用炭素鋼管（日本工業規格G三四五二）、圧力配管用炭素鋼管（日本工業規格G三四五四）、一般配管用ステンレス鋼管ステンレス鋼管（日本工業規格G三四四八）又は配管用ステンレス鋼管ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）以外を使用する場合）}$ <p>[同上]</p> <p>[同上]</p> <p>[同上]</p>

$$C = \left[\frac{458 \times \left\{ \frac{Q}{3.785} \right\}^{1.85} \times 3.2787}{p \times \left\{ \frac{d}{2.54} \right\}^{4.87} \times 1.4223} \right]^{1/1.85}$$

Qは、大きさの呼びがkである配管内を流れる水又は泡水溶液の流量(単位 リットル毎分)

pは、一〇〇メートルあたりの損失水頭(単位 メートル毎一〇〇メートル)

dは、大きさの呼びがkである配管の基準内径(単位 センチメートル)

I、kは、大きさの呼びがkの直管の長さの合計(単位 メートル)

I、kは、大きさの呼びがkの管継手及びバルブ類について、次式(別表第一から第七から別表第七までに掲げる管継手及びバルブ類にあつては、当該管継手及びバルブ類の大きさの呼びに応じて使用する管の種別ごとに定めた別表第一から別表第七までに定める値)により直管相当長さに換算した等価管長の合計(単位 メートル)

$$I, k = \frac{\lambda D k}{4 f}$$

λは、管継手及びバルブ類の形状による摩擦係数

fは、管継手及びバルブ類の材質等による摩擦係数

別表第1 配管用炭素鋼管炭素鋼鋼管(日本産業規格G三四五二)に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

〔表 略〕

〔備考 略〕

別表第2 圧力配管用炭素鋼鋼管(日本産業規格G三四五四)スケジュール四十に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

〔表 略〕

〔備考 略〕

別表第3 圧力配管用炭素鋼鋼管(日本産業規格G三四五四)スケジュール八十に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

〔表 略〕

〔備考 略〕

別表第4 一般配管用ステンレス鋼鋼管(日本産業規格G三四四八)に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

〔表 略〕

備考

〔1 略〕

2 一般配管用ステンレス鋼鋼管(日本産業規格G三四四八)に適合する管に配管用ステン

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

別表第1 配管用炭素鋼管炭素鋼鋼管(日本工業規格G三四五二)に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

〔表 同上〕

〔備考 同上〕

別表第2 圧力配管用炭素鋼鋼管(日本工業規格G三四五四)スケジュール四十に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

〔表 同上〕

〔備考 同上〕

別表第3 圧力配管用炭素鋼鋼管(日本工業規格G三四五四)スケジュール八十に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

〔表 同上〕

〔備考 同上〕

別表第4 一般配管用ステンレス鋼鋼管(日本工業規格G三四四八)に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

〔表 同上〕

備考

〔1 同上〕

2 一般配管用ステンレス鋼鋼管(日本工業規格G三四四八)に適合する管に配管用ステン

<p>レス鋼鋼管（日本産業規格 G 三四五九）を材料とする管継手を接続する場合にあつては、 本表の値に一・三を乗じた値とする。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>別表第 5 配管用ステンレス鋼鋼管（日本産業規格 G 三四五九）スケジュール十 S に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合 〔表 略〕</p> <p>〔備考 略〕</p> <p>別表第 6 配管用ステンレス鋼鋼管（日本産業規格 G 三四五九）スケジュール二十 S に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合 〔表 略〕</p> <p>〔備考 略〕</p> <p>別表第 7 配管用ステンレス鋼鋼管（日本産業規格 G 三四五九）スケジュール四十に 応じた管継手及びバルブ類を使用する場合 〔表 略〕</p> <p>〔備考 略〕</p>	<p>レス鋼鋼管（日本工業規格 G 三四五九）を材料とする管継手を接続する場合にあつては、 本表の値に一・三を乗じた値とする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>別表第 5 配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格 G 三四五九）スケジュール十 S に 応じた管継手及びバルブ類を使用する場合 〔表 同上〕</p> <p>〔備考 同上〕</p> <p>別表第 6 配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格 G 三四五九）スケジュール二十 S に 応じた管継手及びバルブ類を使用する場合 〔表 同上〕</p> <p>〔備考 同上〕</p> <p>別表第 7 配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格 G 三四五九）スケジュール四十に 応じた管継手及びバルブ類を使用する場合 〔表 同上〕</p> <p>〔備考 同上〕</p>
---	--

改正後	改正前
<p>第三 放水用設備の構造及び機能 放水用設備の構造及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 簡易操作型放水用設備の消防用ホース収納部にあつては、次によること。</p> <p>〔一〕・〔二〕 略</p> <p>〔三〕 消防用ホースに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加え、JIS（<u>産業標準化法</u>（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第二十条第一項</u>の日本産業規格をいう。以下同じ。） A 五七〇五に適合する滑らかなビニール又は同等の滑らかなビニール床タイル若しくはシートの床面上を毎時五キロメートルの速度で、収納されている消防用ホースの全体を延長する操作を行った場合に、消防用ホースを延長するために要する力は、いずれの方向及び延長位置においても、次の表の上欄に掲げる簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値以下であること。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>〔四〕 略</p> <p>〔五・六 略〕</p>	<p>第三 放水用設備の構造及び機能 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔一〕・〔二〕 同上</p> <p>〔三〕 消防用ホースに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加え、JIS（<u>工業標準化法</u>（昭和二十四年法律第八十五号）<u>第十七条第一項</u>の日本工業規格をいう。以下同じ。） A 五七〇五に適合する滑らかなビニール又は同等の滑らかなビニール床タイル若しくはシートの床面上を毎時五キロメートルの速度で、収納されている消防用ホースの全体を延長する操作を行った場合に、消防用ホースを延長するために要する力は、いずれの方向及び延長位置においても、次の表の上欄に掲げる簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値以下であること。</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔四〕 同上</p> <p>〔五・六 同上〕</p>

改正後	改正前
<p>第三 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等</p> <p>一 閉鎖型泡水溶液ヘッドの性能等</p> <p>閉鎖型泡水溶液ヘッドの性能等は、次に掲げる事項において、それぞれ次に定めるところによること。</p> <p>(一) 構造、ヘッドの構造は、次のイからホまでに適合するものであること。</p> <p>〔イ〕ニ 略</p> <p>ホ ヘッドの取付けねじは、JIS（産業標準化法）（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。） B O二〇三に適合するおねじのうち呼びR1／2、R3／4のもの又はこれに相当する呼びの管用テーパおねじであること。</p> <p>〔イ〕（ホ） 略</p> <p>〔一・三 略</p>	<p>第三 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等</p> <p>一 閉鎖型泡水溶液ヘッドの性能等</p> <p>〔同上〕</p> <p>(一) 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ニ 同上</p> <p>ホ ヘッドの取付けねじは、JIS（工業標準化法）（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。） B O二〇三に適合するおねじのうち呼びR1／2、R3／4のもの又はこれに相当する呼びの管用テーパおねじであること。</p> <p>〔イ〕（ホ） 同上</p> <p>〔一・三 同上</p>

○ 消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項（平成二十六年消防庁告示第九号） 新旧対照表

改正後

改正前

適合確認書		令和 年 月 日	
自主表示対象機械器具等の種類			
動力消防ポンプ			
型式	ポンプの種類	ポンプの構造	ポンプの型式
	構造		
	材料		
	吸水口		
	表示		
主な仕様	構造	規定値	測定値
	吸水口	規格	×
	ポンプ	MPa	□
	最大使用圧力	MPa	MPa
	定格回転速度	r/min	r/min
	構造		
	定格回転速度	r/min	r/min
	構造		
	定格回転速度	r/min	r/min
確認試験結果			
関係条文	試験項目	規定値	測定値
第3条	構造		
第4条	材料		
第5条	吸水口	OOmm以下	OOmm
第6条	表示		
第7条			
第8条、第12条又は第16条	ポンプの構造	5分以内	OO分
	排水時間		
	吸水時間		
	吸水速度		
	吸水圧力		
	吸水流量		
	吸水圧力		
	吸水流量		
	吸水圧力		
	吸水流量		
第9条、第13条又は第17条	機能		
	駆動の区分け		
第10条	構造		
第11条	材料		
第12条	吸水口	OOmm以上	OOmm/min
第13条	表示		
第14条			
第15条又は第19条	構造	OOmm以上	OOmm/min
	吸水性能	OOmm以上	OOmm/min
第16条又は第21条	試験	OO以上	OO%
第17条又は第22条	構造	OOmm以上	OO%
第18条又は第23条	構造	OOmm以上	OO%
第19条	構造	OOmm以上	OO%
第20条	構造	OOmm以上	OO%
第21条	構造	OOmm以上	OO%
第22条	構造	OOmm以上	OO%
第23条	構造	OOmm以上	OO%
第24条	構造	OOmm以上	OO%
第25条又は第34条	構造	OOmm以上	OO%
	構造	OOmm以上	OO%
第26条	構造	OOmm以上	OO%
第27条	構造	OOmm以上	OO%
第28条	構造	OOmm以上	OO%
第29条又は第35条	構造	OOmm以上	OO%
	構造	OOmm以上	OO%
第30条	構造	OOmm以上	OO%

適合確認書		令和 年 月 日	
自主表示対象機械器具等の種類			
動力消防ポンプ			
型式	ポンプの種類	ポンプの構造	ポンプの型式
	構造		
	材料		
	吸水口		
	表示		
主な仕様	構造	規定値	測定値
	吸水口	規格	×
	ポンプ	MPa	□
	最大使用圧力	MPa	MPa
	定格回転速度	r/min	r/min
	構造		
	定格回転速度	r/min	r/min
	構造		
	定格回転速度	r/min	r/min
確認試験結果			
関係条文	試験項目	規定値	測定値
第3条	構造		
第4条	材料		
第5条	吸水口	OOmm以下	OOmm
第6条	表示		
第7条			
第8条、第12条又は第16条	ポンプの構造	5分以内	OO分
	排水時間		
	吸水時間		
	吸水速度		
	吸水圧力		
	吸水流量		
	吸水圧力		
	吸水流量		
	吸水圧力		
	吸水流量		
第9条、第13条又は第17条	機能		
	駆動の区分け		
第10条	構造		
第11条	材料		
第12条	吸水口	OOmm以上	OOmm/min
第13条	表示		
第14条			
第15条又は第19条	構造	OOmm以上	OOmm/min
	吸水性能	OOmm以上	OOmm/min
第16条又は第21条	試験	OO以上	OO%
第17条又は第22条	構造	OOmm以上	OO%
第18条又は第23条	構造	OOmm以上	OO%
第19条	構造	OOmm以上	OO%
第20条	構造	OOmm以上	OO%
第21条	構造	OOmm以上	OO%
第22条	構造	OOmm以上	OO%
第23条	構造	OOmm以上	OO%
第24条	構造	OOmm以上	OO%
第25条又は第34条	構造	OOmm以上	OO%
	構造	OOmm以上	OO%
第26条	構造	OOmm以上	OO%
第27条	構造	OOmm以上	OO%
第28条	構造	OOmm以上	OO%
第29条又は第35条	構造	OOmm以上	OO%
	構造	OOmm以上	OO%
第30条	構造	OOmm以上	OO%

備考 この様式の不充足は、自主表示取扱いとすること

備考 この様式の不充足は、自主表示取扱いとすること

届出者
確認試験責任者 担当部署 氏 名

届出者
確認試験責任者 担当部署 氏 名

様式2

令和 年 月 日

適合確認書

消防用ホース
型式(消防用ホースの種類、内径の材質(合成樹脂製等)、電線
圧、導電又は折ひげ(フック)の形状、たばの材質、よごの材
質(繊維、織り方))

主表示
主表示は、
主表示は、

確認試験結果

関係条文

試験項目

規定値

測定値

良否

第3条(灌漑ホース又は第39条を含む。)

構造

内径

表示

寸法又は合成樹脂の品質

切断引張力

電線導電率

切断引張力

永久伸び

湿度

第7条、第19条又は第39条

内張り

厚さ

密着強さ

被覆及び塗装

長さ

質量

まっすぐにした状態

折り曲げた状態

第9条又は第20条

前圧試験

第10条、第22条、第33条又は第40条

長さ

質量

まっすぐにした状態

折り曲げた状態

第11条、第23条又は第41条

前圧試験

第12条、第24条、第34条又は第42条

伸び

第13条、第25条又は第43条

伸び

第14条、第26条又は第44条

Table with 5 columns: 関係条文, 試験項目, 規定値, 測定値, 良否. Rows include items 3, 4, 5, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 30, 31, 32, 45.

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

届出者 担当部署
確認試験責任者 氏 名

様式2

令和 年 月 日

適合確認書

消防用ホース
型式(消防用ホースの種類、内径の材質(合成樹脂製等)、電線
圧、導電又は折ひげ(フック)の形状、たばの材質、よごの材
質(繊維、織り方))

主表示
主表示は、
主表示は、

確認試験結果

関係条文

試験項目

規定値

測定値

良否

第3条(灌漑ホース又は第39条を含む。)

構造

内径

表示

寸法又は合成樹脂の品質

切断引張力

電線導電率

切断引張力

永久伸び

湿度

第7条、第19条又は第39条

内張り

厚さ

密着強さ

被覆及び塗装

長さ

質量

まっすぐにした状態

折り曲げた状態

第9条又は第20条

前圧試験

第10条、第22条、第33条又は第40条

長さ

質量

まっすぐにした状態

折り曲げた状態

第11条、第23条又は第41条

前圧試験

第12条、第24条、第34条又は第42条

伸び

第13条、第25条又は第43条

伸び

第14条、第26条又は第44条

Table with 5 columns: 関係条文, 試験項目, 規定値, 測定値, 良否. Rows include items 3, 4, 5, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 30, 31, 32, 45.

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出者 担当部署
確認試験責任者 氏 名

様式3

適合確認書

令和 年 月 日

自主表示対象機械器具等の種類	消防用吸管
型式	阿弥、使用温度範囲、材質

確認試験結果

関係条文	試験項目	試験結果		
		規定値	判定値	
第3条	構造	○～Omm	○Omm	
第4条及び第18条	内径	○MPa以上	○MPa	
第5条	材料	ゴム	○MPa以上	○MPa
		引張り強さ	○MPa以上	○MPa
		伸び	25%以上	○MPa
		空気加熱後圧縮後の引張り強さ	○MPa以上	○MPa
		引張り強さ	170%以上	○MPa
		伸び	80%以上	○MPa
		空気加熱後圧縮後の引張り強さ	15%以上	○MPa
		加熱重量	○MPa	○MPa
		永久伸び	30%以下	○MPa
		永久伸び	40℃	○MPa
第6条	挿着強さ(はり距離)	25mm以下	○Omm	
第7条	長さ	100～105%	○Omm	
第8条	質量	○OKg/m以下	○OKg/m	
第9条	折り曲げ	前圧力	まっすぐ	○MPa
		曲げ	○MPa	○MPa
第9条	折り曲げ	前負圧力	残み	○%未満
		残留縮み	2%以下	○%
第9条	折り曲げ	伸び	残み	○%以下
		残留伸び	5%以下	○%
第10条及び第19条	耐圧力	まっすぐ	○MPa	○MPa
		曲げ	○MPa	○MPa
第11条	耐負圧力	残み	○%未満	○%
		残留縮み	2%以下	○%
第12条及び第20条	伸び	残み	○%以下	○%
		残留伸び	5%以下	○%
第3条	屈とう性	200N以下	○ON	○ON
		100N以下	○ON	○ON
第3条	巻きぐせ	5%以下	○%	○%
		40℃	○%	○%
第4条	曲げ	つされ	10%未満	○%
		残留つされ	2%以下	○%
第15条	押しつぶし性	通水断面積の低下率	40%以下	○%
		残留歪み	40℃	○%
			40℃	○%
			5%以下	○%

備考 第17条及び第21条 表示 構造の特例に基づいては、該当する技術上の規格の種別目及び通知番号

注1:試験結果欄「○」は、該当しない試験項目であることを示す。

注2:試験結果欄「/」は、規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。

確認試験の結果は、消防用吸管の技術上の規格に適合しています。

届出者 担当部署 氏 名

確認試験責任者 氏 名

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式3

適合確認書

令和 年 月 日

自主表示対象機械器具等の種類	消防用吸管
型式	阿弥、使用温度範囲、材質

確認試験結果

関係条文	試験項目	試験結果		
		規定値	判定値	
第3条	構造	○～Omm	○Omm	
第4条及び第18条	内径	○MPa以上	○MPa	
第5条	材料	ゴム	○MPa以上	○MPa
		引張り強さ	○MPa以上	○MPa
		伸び	25%以上	○MPa
		空気加熱後圧縮後の引張り強さ	○MPa以上	○MPa
		引張り強さ	170%以上	○MPa
		伸び	80%以上	○MPa
		空気加熱後圧縮後の引張り強さ	15%以上	○MPa
		加熱重量	○MPa	○MPa
		永久伸び	30%以下	○MPa
		永久伸び	40℃	○MPa
第6条	挿着強さ(はり距離)	25mm以下	○Omm	
第7条	長さ	100～105%	○Omm	
第8条	質量	○OKg/m以下	○OKg/m	
第9条	折り曲げ	前圧力	まっすぐ	○MPa
		曲げ	○MPa	○MPa
第9条	折り曲げ	前負圧力	残み	○%未満
		残留縮み	2%以下	○%
第9条	折り曲げ	伸び	残み	○%以下
		残留伸び	5%以下	○%
第10条及び第19条	耐圧力	まっすぐ	○MPa	○MPa
		曲げ	○MPa	○MPa
第11条	耐負圧力	残み	○%未満	○%
		残留縮み	2%以下	○%
第12条及び第20条	伸び	残み	○%以下	○%
		残留伸び	5%以下	○%
第3条	屈とう性	200N以下	○ON	○ON
		100N以下	○ON	○ON
第3条	巻きぐせ	5%以下	○%	○%
		40℃	○%	○%
第4条	曲げ	つされ	10%未満	○%
		残留つされ	2%以下	○%
第15条	押しつぶし性	通水断面積の低下率	40%以下	○%
		残留歪み	40℃	○%
			40℃	○%
			5%以下	○%

備考 第17条及び第21条 表示 構造の特例に基づいては、該当する技術上の規格の種別目及び通知番号

注1:試験結果欄「○」は、該当しない試験項目であることを示す。

注2:試験結果欄「/」は、規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。

確認試験の結果は、消防用吸管の技術上の規格に適合しています。

届出者 担当部署 氏 名

確認試験責任者 氏 名

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式4

令和 年 月 日

適合確認書

消防用結合金具

自主表示対象機械器具等の種類
型式(使用圧、かん合部差し口受け口の別及び呼称(吸管用)又は使用圧、かん合部差し口受け口の別及び呼び径(大容量注放水砲用(吸管用)))

確認試験結果

関係条文	試験項目	試験結果		良否
		規定値	測定値	
第4条並びに第7条から第10条又は第24条	構造			
第5条、第25条	材料			
第6条、第21条又は第26条	表示			
第11条	着脱力	OO以下	OON	
第12条	耐圧試験 ホース装着 吸管装着		OOMPa	
第13条	漏水試験		0~OOMPa	
第14条	負圧試験 かん合部の濡れ 装着部の濡れ		真空度 OOKPa 1. 33kPa未満 OOKPa 1. 33kPa未満 OOKPa	
第15条	繰返し試験		1000回	
第16条	落下試験		高さOm	
第17条	引きずり試験		20m	
第18条	曲げ試験		OON・mm	
第19条	腐食試験			
第20条	装着部の押しつぶし試験		1000N	

備考

基準の特例に基づくものあつては、該当する技術上の規格の通知日及び通知番号

注1: 試験結果欄中「-」は、該当しない試験項目であることを示す。

注2: 試験結果欄中「/」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。

確認試験の結果は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に適合しています。

届出者 担当者
確認試験責任者 氏名

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式4

令和 年 月 日

適合確認書

消防用結合金具

自主表示対象機械器具等の種類
型式(使用圧、かん合部差し口受け口の別及び呼称(吸管用)又は使用圧、かん合部差し口受け口の別及び呼び径(大容量注放水砲用(吸管用)))

確認試験結果

関係条文	試験項目	試験結果		良否
		規定値	測定値	
第4条並びに第7条から第10条又は第24条	構造			
第5条、第25条	材料			
第6条、第21条又は第26条	表示			
第11条	着脱力	OON以下	OON	
第12条	耐圧試験 ホース装着 吸管装着		OOMPa	
第13条	漏水試験		0~OOMPa	
第14条	負圧試験 かん合部の濡れ 装着部の濡れ		真空度 OOKPa 1. 33kPa未満 OOKPa 1. 33kPa未満 OOKPa	
第15条	繰返し試験		1000回	
第16条	落下試験		高さOm	
第17条	引きずり試験		20m	
第18条	曲げ試験		OON・mm	
第19条	腐食試験			
第20条	装着部の押しつぶし試験		1000N	

備考

基準の特例に基づくものあつては、該当する技術上の規格の通知日及び通知番号

注1: 試験結果欄中「-」は、該当しない試験項目であることを示す。

注2: 試験結果欄中「/」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。

確認試験の結果は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に適合しています。

届出者 担当者
確認試験責任者 氏名

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

適合確認書

自主表示対象機械器具等の種類		エアゾール式簡易消火具	
型式(充填ガス、消火剤、消火剤の質量又は容量、容器の材質)		℃ ～ ℃	
主な仕様		使用温度範囲 標準使用期間	
確認試験結果		試験結果 規定値 測定値	
関係条文	試験項目	規定値	測定値
第3条	構造 内容積 消火剤の質量 小規模普通火災 天ぷら油火災 ストーブ火災 自動直用ワンタッチ火災	1リットル以下 A規格のJANUS OO%	OOリットル OO%
第4条	消火性能		
第5条	操作の機構		
第6条	耐食及び防錆		
第7条	充填ガス及び消火剤	適合試験	OO℃、OO通
第8条	放射性能	作動時間	上限温度(℃) 2秒以内 20℃ OO秒
		放射時間	上限温度(℃) 5秒以上 20℃ OO秒
		放射効率	上限温度(℃) 85%以上 20℃ OO%
		放射効率	下限温度(℃) OO%
第9条	容器の耐圧	耐圧 破断圧	OOMPa OOMPa
第10条	気密性		
第11条	耐衝撃性		
第12条	ノズル		
第13条	ホース		
第14条	安全栓		
第15条	保持装置		
第16条	取手		
第17条	高圧ガス保安法の適用を受ける管継ぎ		
第18条	高圧ガス保安法の適用を受ける管継ぎ等		
第19条	強化二酸化炭素用管を用いるエアゾール式簡易消火具		
第20条	自動直用ワンタッチ火災		
第21条	電気火災への適合性		0.5mA以下 OOmA
第22条	表示		
備考	注1 試験結果欄中「—」は、該当する技術上の規格の通知目及び通知番号 注2 試験結果欄中「/」は、測定が多岐に渡る又は規定値に依る測定を行わない試験項目であることを示す。 確認試験の結果は、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令に適合しています。		
備考	この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。		
	届出者	確認試験責任者	担当部署
		氏名	名

適合確認書

自主表示対象機械器具等の種類		エアゾール式簡易消火具	
型式(充填ガス、消火剤、消火剤の質量又は容量、容器の材質)		℃ ～ ℃	
主な仕様		使用温度範囲 標準使用期間	
確認試験結果		試験結果 規定値 測定値	
関係条文	試験項目	規定値	測定値
第3条	構造 内容積 消火剤の質量 小規模普通火災 天ぷら油火災 ストーブ火災 自動直用ワンタッチ火災	1リットル以下 A規格のJANUS OO%	OOリットル OO%
第4条	消火性能		
第5条	操作の機構		
第6条	耐食及び防錆		
第7条	充填ガス及び消火剤	適合試験	OO℃、OO通
第8条	放射性能	作動時間	上限温度(℃) 2秒以内 20℃ OO秒
		放射時間	上限温度(℃) 5秒以上 20℃ OO秒
		放射効率	上限温度(℃) 85%以上 20℃ OO%
		放射効率	下限温度(℃) OO%
第9条	容器の耐圧	耐圧 破断圧	OOMPa OOMPa
第10条	気密性		
第11条	耐衝撃性		
第12条	ノズル		
第13条	ホース		
第14条	安全栓		
第15条	保持装置		
第16条	取手		
第17条	高圧ガス保安法の適用を受ける管継ぎ		
第18条	高圧ガス保安法の適用を受ける管継ぎ等		
第19条	強化二酸化炭素用管を用いるエアゾール式簡易消火具		
第20条	自動直用ワンタッチ火災		
第21条	電気火災への適合性		0.5mA以下 OOmA
第22条	表示		
備考	注1 試験結果欄中「—」は、該当する技術上の規格の通知目及び通知番号 注2 試験結果欄中「/」は、測定が多岐に渡る又は規定値に依る測定を行わない試験項目であることを示す。 確認試験の結果は、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令に適合しています。		
備考	この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。		
	届出者	確認試験責任者	担当部署
		氏名	名

様式6

令和 年 月 日

適合確認書

自主表示対象機械器具等の種類 漏電火災警報器変流器(屋外型(屋内型))
型式 警戒電路OV、OA、Chz、O相、設計出力電圧OmV/mA

開係条文	試験項目	試験結果		良否
		規定値	測定値	
第4条及び第5条	構造			
第6条	付属装置			
第9条	表示			
第11条	機能	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第12条	周囲温度試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第13条	電路閉路試験	出力電圧の変動範囲	OmV以下	OmV
第14条	短絡電流強度試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第15条	過漏電試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第16条	老化試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第17条	防水試験	絶縁抵抗 出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	5MΩ以上 0~OmV OmV以下	5MΩ以上 0~OmV OmV
第18条	振動試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第19条	衝撃試験	出力電圧の変動範囲	0~OmV	0~OmV
第20条	絶縁抵抗試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第21条	絶縁耐力試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	5MΩ以上 OmV以下	5MΩ以上 OmV
第22条	衝撃波耐電圧試験	出力電圧の変動範囲	0~OmV	0~OmV
第23条	電圧降下防止試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0.5V以下 OmV	0.5V以下 OV

備考 注1:試験結果欄中「J」は、該当しない試験項目であることを示す。
注2:試験結果欄中「/」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。
確認試験の結果は、漏電火災警報器の技術上の規格に適合しています。

届出者 確認試験責任者 担当部署 氏名

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式6

令和 年 月 日

適合確認書

自主表示対象機械器具等の種類 漏電火災警報器変流器(屋外型(屋内型))
型式 警戒電路OV、OA、Chz、O相、設計出力電圧OmV/mA

開係条文	試験項目	試験結果		良否
		規定値	測定値	
第4条及び第5条	構造			
第6条	付属装置			
第9条	表示			
第11条	機能	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第12条	周囲温度試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第13条	電路閉路試験	出力電圧の変動範囲	OmV以下	OmV
第14条	短絡電流強度試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第15条	過漏電試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第16条	老化試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第17条	防水試験	絶縁抵抗 出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	5MΩ以上 0~OmV OmV以下	5MΩ以上 0~OmV OmV
第18条	振動試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第19条	衝撃試験	出力電圧の変動範囲	0~OmV	0~OmV
第20条	絶縁抵抗試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0~OmV OmV以下	0~OmV OmV
第21条	絶縁耐力試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	5MΩ以上 OmV以下	5MΩ以上 OmV
第22条	衝撃波耐電圧試験	出力電圧の変動範囲	0~OmV	0~OmV
第23条	電圧降下防止試験	出力電圧の変動範囲 4.2%電流時の出力電圧	0.5V以下 OmV	0.5V以下 OV

備考 注1:試験結果欄中「J」は、該当しない試験項目であることを示す。
注2:試験結果欄中「/」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。
確認試験の結果は、漏電火災警報器の技術上の規格に適合しています。

届出者 確認試験責任者 担当部署 氏名

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式7 令和 年 月 日

適合確認書

白主表示対象機械器具等の種類 漏電火災警報器受信機

型式 交流OV、OHZ、公称作動電流値OA、作動入力電圧OmV、集合型

確認試験結果 関係条文	試験項目	試験結果		良否
		規定値	測定値	
第4条、第5条及び第24条	構造	/	/	
第6条	付属装置	/	/	
第7条	公称作動電流値	/	/	
第8条	感度調整装置	/	/	
第9条	表示	/	/	
第25条	試験装置	/	/	
第26条	漏電表示	/	/	
第27条	機能	/	/	
第28条	電源電圧変動試験	1秒以内	○秒以内	
第29条	周囲温度試験	1秒以内	○秒以内	
第30条	過入力電圧試験	1秒以内	○秒以内	
第31条	繰返し試験	1秒以内	○秒以内	
第32条	振動試験	1秒以内	○秒以内	
第33条	衝撃試験	1秒以内	○秒以内	
第34条	絶縁抵抗試験	3MΩ以上	○MΩ以上	
第35条	絶縁耐力試験	/	/	
第36条	衝撃波耐電圧試験	1秒以内	○秒以内	

備考 基準の特例に基づくとある場合は、該当する技術上の規格の通知日及び通知番号

注1:試験結果欄中「/」は、該当しない試験項目であることを示す。

注2:試験結果欄中「/」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。

確認試験の結果は、漏電火災警報器の技術上の規格に適合しています。

届出者 担当者
確認試験責任者 氏名

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式7 令和 年 月 日

適合確認書

白主表示対象機械器具等の種類 漏電火災警報器受信機

型式 交流OV、OHZ、公称作動電流値OA、作動入力電圧OmV、集合型

確認試験結果 関係条文	試験項目	試験結果		良否
		規定値	測定値	
第4条、第5条及び第24条	構造	/	/	
第6条	付属装置	/	/	
第7条	公称作動電流値	/	/	
第8条	感度調整装置	/	/	
第9条	表示	/	/	
第25条	試験装置	/	/	
第26条	漏電表示	/	/	
第27条	機能	/	/	
第28条	電源電圧変動試験	1秒以内	○秒以内	
第29条	周囲温度試験	1秒以内	○秒以内	
第30条	過入力電圧試験	1秒以内	○秒以内	
第31条	繰返し試験	1秒以内	○秒以内	
第32条	振動試験	1秒以内	○秒以内	
第33条	衝撃試験	1秒以内	○秒以内	
第34条	絶縁抵抗試験	5MΩ以上	○MΩ以上	
第35条	絶縁耐力試験	/	/	
第36条	衝撃波耐電圧試験	1秒以内	○秒以内	

備考 基準の特例に基づくとある場合は、該当する技術上の規格の通知日及び通知番号

注1:試験結果欄中「/」は、該当しない試験項目であることを示す。

注2:試験結果欄中「/」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。

確認試験の結果は、漏電火災警報器の技術上の規格に適合しています。

届出者 担当者
確認試験責任者 氏名

備考 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後	改正前
<p>一 日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）L四四〇四に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される同法第三十条第一項の表示（日本産業規格L四四〇四の難燃性の表示がされたものに限る。）</p> <p>二 日本産業規格L四四〇五に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第三十条第一項の表示（日本産業規格L四四〇五の難燃性の表示がされたものに限る。）</p> <p>三 日本産業規格L四四〇六に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第三十条第一項の表示（日本産業規格L四四〇六の難燃性の表示がされたものに限る。）</p> <p>四 日本産業規格A五七〇五に適合するビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。）であって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第三十条第一項の表示</p>	<p>一 日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）L四四〇四に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される同法第十九条第一項の表示（日本工業規格L四四〇四の難燃性の表示がされたものに限る。）</p> <p>二 日本工業規格L四四〇五に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九条第一項の表示（日本工業規格L四四〇五の難燃性の表示がされたものに限る。）</p> <p>三 日本工業規格L四四〇六に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九条第一項の表示（日本工業規格L四四〇六の難燃性の表示がされたものに限る。）</p> <p>四 日本工業規格A五七〇五に適合するビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。）であって防災対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九条第一項の表示</p>